

第 31 期青少年問題協議会 第3回定例会

日時：令和 4 年 1 月 26 日（水）午後 2 時～

会場：Zoom によるオンライン会議

（会場参加者：本庁舎 5 階 510 会議室）

1 開 会

2 議 事

- (1) 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 2 年度実施状況
(資料 1-1・1-2)
- (2) 子ども若者総合相談（アシスとしま）実績報告
(資料 2-1・2-2)
- (3) 令和 2 年度豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容
(資料 3)
- (4) 豊島区児童相談所開設に向けた検討状況について
(資料 4)
- (5) 「としま子ども若者応援プロジェクト」実施状況
(資料 5)
- (6) 令和 3 年度「としま子ども会議」の実施について
(資料 6)

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1-1 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 2 年度実施状況
- 資料 1-2 同【資料編】
- 資料 2-1 子ども若者総合相談（アシスとしま）実績報告
- 資料 2-2 「アシスとおはなし」概要
- 資料 3 令和 2 年度豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容
- 資料 4 豊島区児童相談所開設に向けた検討状況について
- 資料 5 「としま子ども若者応援プロジェクト」実施状況
- 資料 6 令和 3 年度「としま子ども会議」の実施について

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



豊島区子ども・若者総合計画 (令和2～6年度)

令和2年度実施状況

令和4年1月

豊島区青少年問題協議会

はじめに

豊島区は、平成 18 年に、豊島区子どもの権利に関する条例（子ども権利条例）を制定しました。条例は、推進計画に基づく子どもの権利に関する施策の総合的実行について定めていましたが、子ども施策に関する計画には複数のものがあり、「総合的」推進という意味で課題を残していました。

こうした中、「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」が、同じ平成 31 年度を計画期間としていたことから、豊島区は、子ども権利条例の趣旨を踏まえて、2つの計画を統合して、新たに、子どもの権利のための総合計画（子どもの権利推進計画）として、子ども・若者に関する総合計画（本計画）を策定しました。本計画は、令和 2 年度より施行されていますが、その意味で、本報告書は、新たな計画の初めての実施状況報告書ということになります。

豊島区青少年問題協議会は、これまでも豊島区子ども・若者計画の実施状況の審議を行ってきましたが、新たに本計画の実施状況の審議を委ねられることになったことから、こうした状況の変化を踏まえ、子ども権利条例の趣旨を踏まえて、大きく検証のあり方を見直しました。

子ども施策の多くは、その権限を区市町村が有しているとはいえ、そのほとんどについて法律で根拠づけられていることから、これまでは、審議に当たって、計画での位置づけにかかわらず、各法律に即して（いわば縦割りに）、実施状況を検証する傾向にありました。しかし、子ども権利条例に基づく本計画で、地方自治的に、子どもの権利保障の観点から子ども施策を総合的に実施するしくみが整ったことから、子どもの権利保障の観点から、新たに子ども権利条例に基づく本計画に即して子ども施策を検証することとしました。

その結果、法律に照らした実施状況も重要であることはいうまでもありませんが、むしろ子どもの権利保障の観点から、本計画に照らしての実施状況を新たに所管課に求めました。そして、その上で、青少年問題協議会としても、所管課から提出された実施状況を、本計画の体系に即して、子どもの権利保障の観点から丁寧に検討・検証することとしました。

2020 年より続く新型コロナウイルス禍の厳しい状況が続く中、日常的に多くの事務及び事業を抱えている所管課に対して、これまでもまして多大な負担をかけてしまったことは大変心苦しく、それにもかかわらず、真摯に対応いただいたことは感謝に堪えません。子ども権利条例に基づく地方自治的検証のあり方は全国的に見ても必ずしも確立しておらず、その意味では、試行錯誤はこれからも続くと思いますが、子どもの権利保障の観点からのより精度の高い検証を行い、豊島区の子どもの今と将来のために少しでも寄与できればと考えています。

令和 4 年 1 月

豊島区青少年問題協議会

会長 野村 武司

目次

| | |
|---|----|
| I 豊島区子ども・若者総合計画について | 1 |
| 1 概要..... | 1 |
| 2 施策の体系..... | 3 |
| 3 実施状況の検証..... | 4 |
| II 令和2年度実施状況 | 5 |
| 1 全体の状況..... | 5 |
| 2 体系別の状況..... | 6 |
| 目標 I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する | 7 |
| (1) 子どもの権利に関する理解促進..... | 8 |
| (2) 子どもの意見表明・参加の促進..... | 10 |
| (3) 子どもの居場所・活動の充実..... | 12 |
| (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済..... | 17 |
| 目標 II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | 22 |
| (1) 子どもや家庭への医療・健康支援..... | 23 |
| (2) 子育て家庭への支援..... | 26 |
| 目標 III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する .. | 30 |
| (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実..... | 31 |
| (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備..... | 34 |
| (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援..... | 36 |
| 目標 IV 若者の自立と社会参加を支援する | 39 |
| (1) 若者の自立支援..... | 40 |
| (2) 若者の参加支援..... | 42 |

| | | |
|------------------|--------------------------------------|----|
| 目標 V | それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する …… | 44 |
| | (1) 状況に応じた支援…………… | 45 |
| | (2) 相談体制の充実と情報発信…………… | 53 |
| 目標 VI | 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する …… | 55 |
| | (1) 地域の力の活用…………… | 56 |
| | (2) 安全・安心な社会環境の整備…………… | 59 |
| | (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり…………… | 61 |
| 3 | まとめ …………… | 63 |
| III | 資料編 …………… | 別紙 |

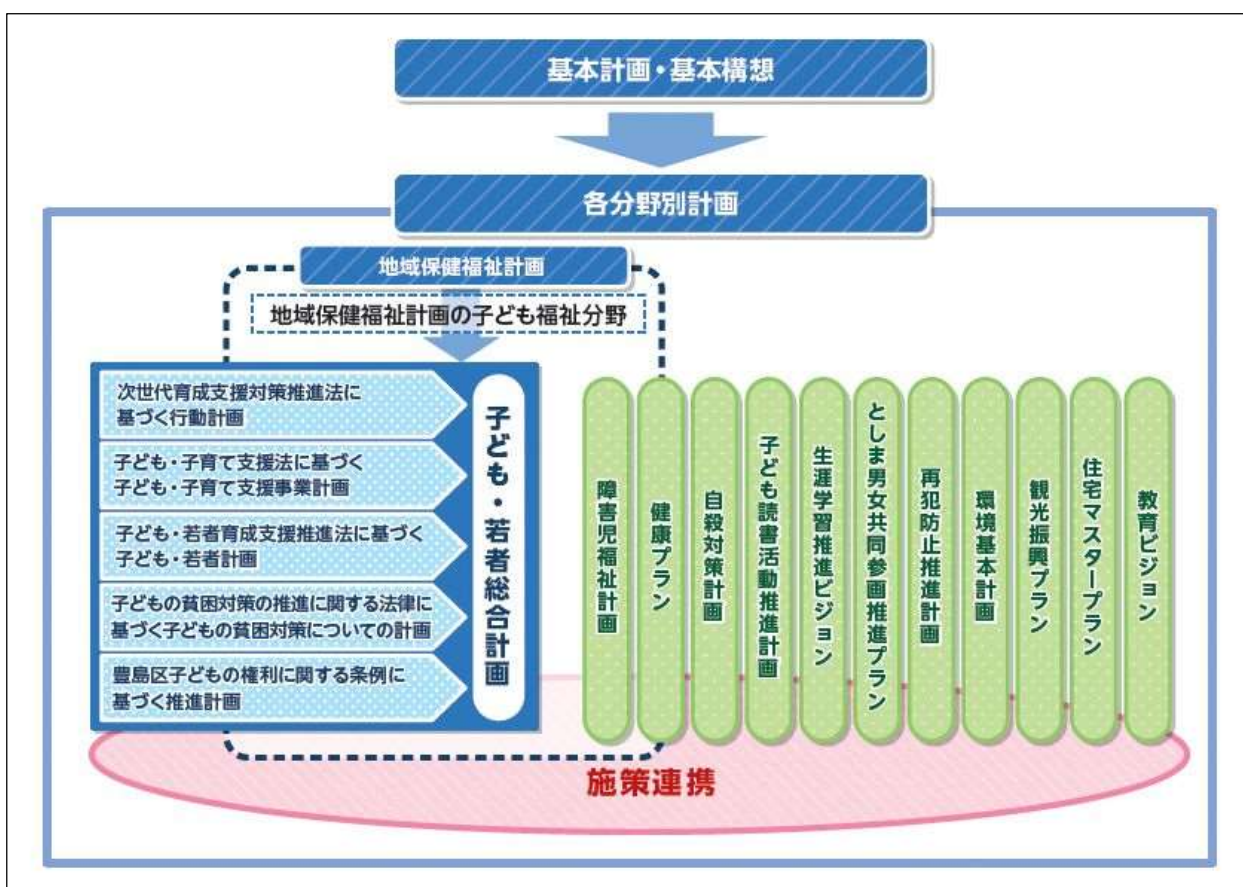
I 豊島区子ども・若者総合計画について

1 概要

【計画策定の背景・目的】

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を含るとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

【計画の位置付け】



【計画期間】

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

【計画の対象】

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として 0 歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

【計画の基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

【基本的な考え方】

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

(2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

(3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

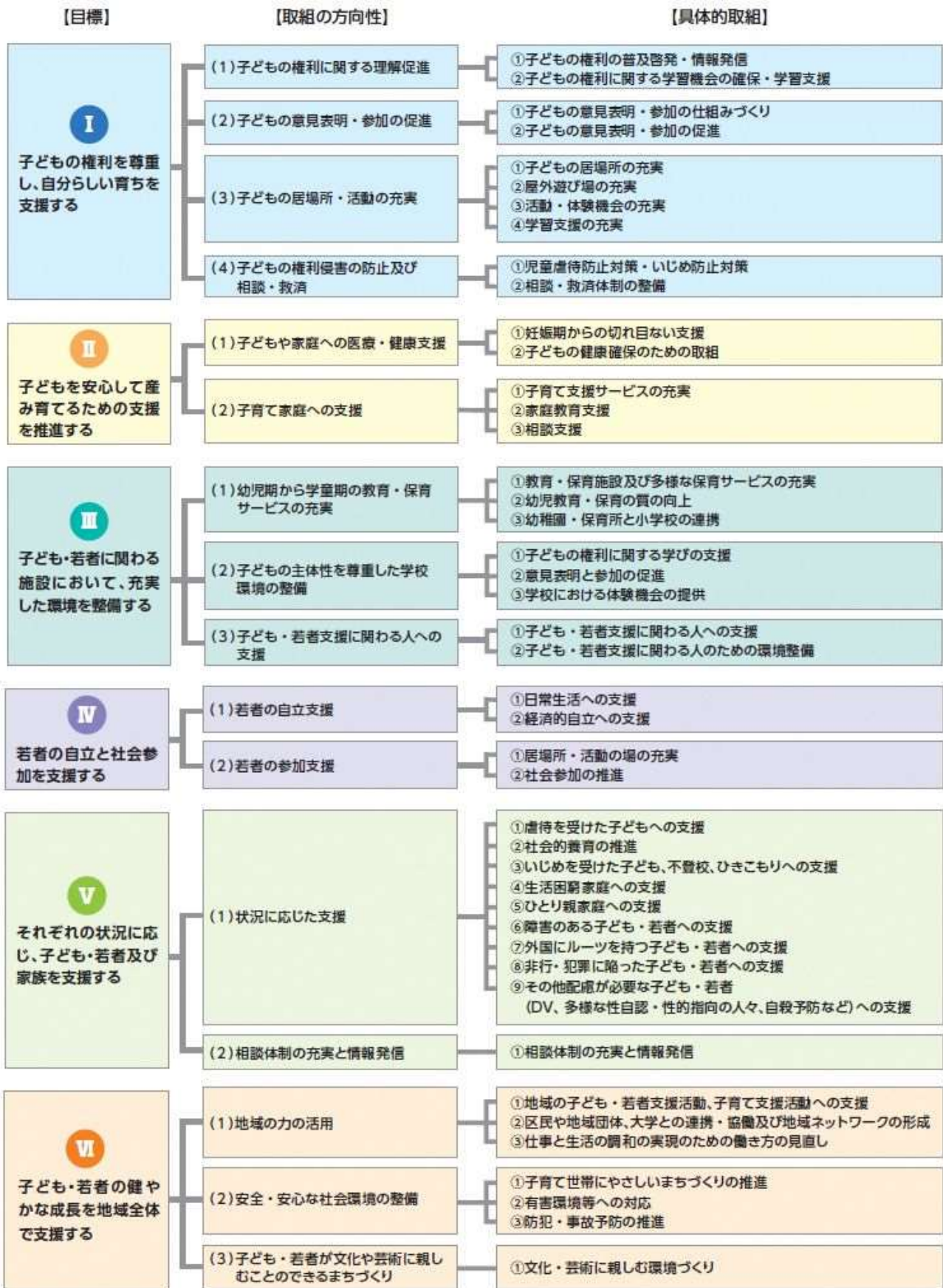
(4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPO などの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を応援します。

(5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

2 施策の体系



3 実施状況の検証

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組が行われているか検証を行い、施策の推進や改善に繋げていきます。

【計画全体について】

庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、子ども若者課が事業主管課に対して行う「実施状況調査」に基づき、計画の「重点事業」の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。

その結果については、「青少年問題協議会」が本冊子（5ページ以降）に取りまとめ、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

【子どもの権利の観点からの施策の検証・推進について】

「子どもの権利委員会」が点検・評価を行います。

【「第二期子ども・子育て支援事業計画」について】

「子ども・子育て会議」が点検・評価を行います。

Ⅱ 令和 2 年度実施状況

1 全体の状況

3 ページに記載のとおり、計画では「目標」ごとに「取組の方向性」を記載しています。「取組の方向性」にはそれぞれ「計画の進捗を測る指標」を設定しており、当該指標を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」と「計画事業」は、それぞれの「具体的取組」に関連する事業として計画に掲載された事業であり、特に「重点事業」は予め事業ごとに事業目標や目標値を設定し、その達成状況を点検していくことを目的に設定されたものです。これらの事業を推進することで、「具体的取組」の目標達成や「取組の方向性」の「計画の進捗を測る指標」の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

また、「新規事業」は、本計画策定後に開始した事業など、計画に掲載されていない子ども・若者や子育て家庭に係る事業であり、令和 2 年度は 1 事業が該当しました。

【事業区分別主管課評価の状況（全体）】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|----------------|--------------|-------------|---------------|
| 重点事業 | 5 | 28 | 6 | 0 | 39 |
| 計画事業 | 36 | 207 | 24 | 9 | 276 |
| 新規事業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 全事業 | 41 (13.0%) | 236 (74.7%) | 30 (9.5%) | 9 (2.8%) | 316 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった 1 事業（再掲含め 2 事業分）及び事業統合となった 1 事業を除く。
（いずれも計画事業）

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

○主管課評価の説明

- A…目標に大きく資する取組ができた
- B…目標に資する取組ができた
- C…目標に資する取組が不十分であった
- D…未実施

全体としては、A 及び B で全体の 87.7% を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

一方で全体の 12.3% の事業が C 及び D、すなわち、目標に資する取組が不十分又は未実施となっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が主な要因ではありますが、計画全体の目標達成に向け、更なる改善が必要です。

2 体系別の状況

7ページからは、計画に掲げた6つの「目標」ごとに、その概要を記載するとともに、令和2年度における事業区分別の主管課評価の状況をまとめました。

その上で、それぞれの「目標」における「取組の方向性」ごとに、その構成事業における主管課評価の状況をまとめました。

「重点事業」については、「豊島区子ども・若者総合計画」における事業概要を掲載した上で、令和2年度の実績等の詳細を記載するとともに、目標値（令和6年度）の修正が必要な事業は、その内容と理由を記載しています。

目標 I

子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

【概要】

目標 I では、「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の充実に取り組んでいます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こったあとの支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--------------------------------------|--|----------------|
| 「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合 | ●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6% | ↑ |
| 自分のことが「好き」と回答した子どもの割合 | ●小学生 44.8% ●中学生 31.2% | ↑ |
| 過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合 | ●小学生 13.3% ●中学生 42.4% | ↓ |
| 子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合 | ●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6% | ↑ |
| 子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度 | ●小学生 21.1% ●中学生 16.7% | ↑ |



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|------------------------|--|
| (1) 子どもの権利に関する理解促進 | ●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業 |
| (2) 子どもの意見表明・参加の促進 | ●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業 |
| (3) 子どもの居場所・活動の充実 | ●中高生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 |
| (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 | ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談 |

【事業区分別主管課評価の状況（目標 I）】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|--------------|---------------|---------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 0 | 9 | 3 | 0 | 12 |
| 計画事業 | 5 | 22 | 7 | 0 | 34 |
| 全事業 | 5 (10.9%) | 31 (67.4%) | 10 (21.7%) | 0 (0.0%) | 46 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 I は重点事業・計画事業あわせて 46 事業で構成されていますが、A 及び B で 78.3% を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べるとやや低い数値になっていますが、居場所や活動の機会など、コロナ禍で多くの制限を受けたことが要因と考えられます。

④「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 子どもの権利に関する理解促進

「子どもの権利に関する理解促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業における令和2年度の主管課評価は、評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（60.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（40.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|------------------------|---------------------------|------------|-------|
| 子どもの権利の普及啓発・情報発信 | 《重点》「子どもの権利」の理解の普及・啓発 | 子ども若者課 | B |
| | 「子ども月間」事業 | 子ども若者課 | B |
| 子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援 | 《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 | 子ども若者課／指導課 | C |
| | 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 | 子ども若者課／指導課 | C |
| | 保育の質向上事業 | 保育課 | B |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|---------------------|---|---|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ① 「子どもの権利」の理解の普及・啓発 | 子どもの権利に関する条例の普及を図ります。 | 小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。 | |
| | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | 普及啓発媒体の種類 | リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施 ・リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成 |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の取組の方向性 |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 学習用パンフレットを作成 | 既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配付するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習用パンフレットを作成した。 | B | 令和3年度以降は子どもの権利条例周知用パンフレットの内容を改訂する予定ほか、新たな普及啓発のツールについて検討する。 |

| 重点事業 | | | |
|------------------------|--|-------------------------------|---|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 |
| ③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 | | 子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。 | 学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。 |
| | | 目標 | 現状値(令和元年度) 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 指導課 | ①職員研修実施回数 | ①2回 ①5回 |
| | | ②出前講座実施回数 | ②3回 ②10回 |
| | | ③区民講演会実施回数 | ③1回 ③2回 |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①1回 ②0回 ③0回 | 職員研修は小規模で開催、その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。 | C | 令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》「子どもの権利」の理解の普及啓発」では、既存の条例周知用パンフレット（一般用・中学生用）に加え、新たに小学校4～6年生向けに学習用パンフレットを作成しました。豊島区では平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定しましたが、計画策定時のアンケート調査によると、特に子どもにおいて条例の認知度が著しく低い状況にあります。そのような状況の中で、教育委員会との連携の下、学校教育の場で条例を通じて子どもの権利を具体的に学ぶことができる普及啓発ツールを新たに作成したことは、とても意義深いことです。

一方、同事業内に掲げているマンガ版パンフレットについては、令和2年度中に作成する方向で検討していたにも関わらず、残念ながら未完成となりました。マンガ版パンフレットは小学校低学年でも分かりやすく子どもの権利を学ぶことができる普及啓発ツールであり、他自治体でも多くの作成例があります。前述の学習用パンフレットとは活用の場面が異なることから、引き続き作成に向けた検討を進めていく必要があります。

「《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施」は、コロナ禍により、教員に対する職員研修を1回開催したのみにとどまり、区民を対象とした出前講座や講演会については残念ながら未実施となりました。

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続いていくことが想定されることから、コロナ禍においても子どもの権利の普及啓発や学習機会の確保の取組が停滞することのないよう、オンラインでの講座実施や動画作成など、様々な手段を検討していく必要があります。

子どもの権利に関する理解促進を、各事業を通じて図っていくというのが計画の体系です。子ども自身が「子どもの権利とは何か」を実感できる取組が大切で、特に、学校教育を通じてこれが実践されていくことが大切です。重点事業の研修・講座に課題が残ったこと、さらに、計画事業ですが、学校における「子どもの権利」に関する学習機会に課題が残っている点には留意が必要です。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

「子どもの意見表明・参加の促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価B（目標に資する取組ができた）が1事業（20.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が4事業（80.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------|-----------------|---------------|-------|
| 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり | 《重点》としま子ども会議の開催 | 子ども若者課 | C |
| | 子どもの参加推進事業 | 子ども若者課 | C |
| | 利用者会議の開催 | 子ども若者課／放課後対策課 | B |
| 子どもの意見表明・参加の促進 | 子ども地域活動支援事業 | 子ども若者課 | C |
| | 青少年指導者養成事業 | 学習・スポーツ課 | C |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|----------------------------|---|--|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑥ 新規 としま子ども会議の開催 | 子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。 | 「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。 | |
| | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①参加者数 ②提案採択数 | 実施に向けて検討中 ①30人 ②1件 |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①4人 ②0件 | 7月～11月にかけて全6回会議を実施し、12月に意見発表会を開催した。会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。 | C | 子ども会議の参加者数向上のために、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付し事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や想いを区の施策に繋げられるよう、会議の初回に基本計画担当者から区の施策や取組についての講演を実施する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》としま子ども会議の開催」では、「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」を新たに開催しました。子どもたちが自主的に区政に関わるテーマを決めて、意見交換をしながら実現したいことを考え、その結果を区長や副区長、教育長、区管理職の前で発表しました。「としま子ども会議」は条例制定当初から規定されていたものの、これまで一度も開催されていませんでした。少し時間は掛かりましたが、今回ようやく実施できたという点では、大きな成果であると言えます。

一方で、コロナ禍という状況下とはいえ、参加者数が目標を大きく下回ったことや、子どもからの提案採択数が0件であったことは今後速やかに改善すべき課題です。多くの子どもたちに意見表明の機会を用意し、その意見をきちんと区の施策にフィードバックしていくことがとても大切ですし、そのサイクルを可視化していくことが、子どもの参加意欲にも繋がります。

令和3年度以降も「としま子ども会議」の規模を拡大しながら継続的に実施していくとともに、子どもの意見表明・参加は子どもに関わるあらゆる場面で実現されるべきものであることを踏まえ、その他の子どもの参加推進に関する取組についても、地域団体や大学等と連携・協働しながら、様々な事業を検討・展開し、子どもの意見表明・参画の機会をしっかりと確保していくことを期待します。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

「子どもの居場所・活動の充実」は、4つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は5事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（15.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が13事業（68.4%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が3事業（15.8%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|------------|--------------------------------|-----------------|-------|
| 子どもの居場所の充実 | 《重点》中高生センターの運営 | 子ども若者課 | B |
| | 《重点》子どもスキップの運営・改築 | 放課後対策課 | C |
| | 放課後子ども教室事業 | 放課後対策課 | B |
| | 子ども食堂ネットワーク | 子ども若者課 | B |
| 屋外遊び場の充実 | 《重点》プレーパーク事業 | 子ども若者課 | B |
| | 小学校開放事業 | 放課後対策課 | B |
| | 公園・児童遊園新設改良事業 | 公園緑地課 | A |
| | 「としまキッズパーク」の整備・運営 | 公園緑地課 | A |
| 活動・体験機会の充実 | 《重点》子どものための文化体験事業 ※ | 文化デザイン課 ／保育課 | B |
| | 次世代育成事業助成 | 文化デザイン課 | B |
| | アトカル・マジカル学園 | 文化デザイン課 | B |
| | 図書館おはなし会・読み聞かせ事業 | 図書館課 | C |
| | 生涯スポーツ推進事業 | 学習・スポーツ課 | C |
| | プレーパーク事業【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| 学習支援の充実 | 《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 | 福祉総務課 | B |
| | としま未来塾 | 指導課 | B |
| | 小・中学校補習支援チューター事業 | 指導課 | B |
| | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業 | 子育て支援課 | A |
| | としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」 | 福祉総務課 | B |

※ 令和2年度より「子どものための文化体験プログラム」から事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（5事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|---------------------|--|---|---------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑪ 中高生センターの運営 | 中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。 | 中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①登録者数 ②延べ利用者数 | ①1,980人 ②26,896人 |
| | | | ①2,200人 ②32,000人 |
| 目標値(令和6年度)見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| ①2,000人 ②30,000人 | | ジャンプ東池袋大規模改修(R4年10月～R6年1月予定)が実施されるため | |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①1,649人 ②18,762人 | 約2カ月の休館を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支え映像制作やイベントを実施。また問題を抱える利用者増加に伴い、日々のコミュニケーションから心身が傷ついた中高生を早期発見し、関係機関との連携により対応している。 | B | 子どもの居場所・活動の充実 |

| 重点事業 | | | |
|-----------------|--|--|---------------------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑫ 子どもスキップの運営・改築 | 小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。 | 小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 放課後対策課 | 延べ利用者数 | 535,760人 |
| | | | 540,000人 |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 302,177人 | 感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月に「スキップの日」として各施設週2回程度、一般利用者を受け入れた。(実績外となるが、計画事業No.16校庭開放は通年実施。) | C | 引き続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|------------|--------|-------------------------------|---|------------------|
| ⑮ プレーパーク事業 | | 子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。 | 子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①参加者数 ②出張プレーパーク開催数 | ①31,002人 ②13回 | ①35,000人 ②20回 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|------------------|---|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①30,208人 ②10回 | 池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で実施出来ない期間もあったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設8回及び2回、計10回実施した。 | B | 感染対策を行いながら、引き続き、子どもたちの自由な発想で安心して遊べる場所を提供する。外遊びが体験できる機会を増やせるよう出張プレーパークを実施する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|------------------------------|----------------|---|--|------------------------------------|
| ⑲ 子どものための文化体験事業 ※R2～事業名変更 | | 子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。 | 区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 文化デザイン課 保育課 | ①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがやこどもステーション実施回数、延べ参加者数 | ①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人 | 左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|---|---|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①6,077人 (視聴人数) ②3回、128人 ③1回、35人 (視聴人数) ④20園、549人 ⑤26回、623人 (一部オンライン) | NPO 法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に気軽にアートに触れ合うイベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。 | B | 引き続き左記の取組を通して、子どもたちにアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などでは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも事業に参加するきっかけを提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|----------------------------|----------------------------------|---|----------------|
| ②4 | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 | 子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。 | コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 福祉総務課 | ①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数 | ①61回 ②1,112人 | ①65回 ②1400人 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|-------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①6回 ②58人 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。 | B | 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていく。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》中高生センターの運営」は、登録者数及び延べ利用者数ともに計画策定時の現状値(平成30年度)を下回るなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、閉館時においても電話やメール等による相談を継続したり、動画やSNSを通じた情報発信を行ったりするなど、コロナ禍においても中高生の居場所としての機能を一定程度維持できたものと考えます。

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、中高生の居場所として自主的な活動を支援していくとともに、中高生との関わりの中で、生きづらさや困難な状況を早期発見し、関係機関と連携しながら支援していくことが必要です。

また、運営にあたっては、区内8校の中学校に対して中高生センターは区内2か所であるという地域的な偏在を踏まえるとともに、計画事業にも定めた「利用者会議」等を通じて、中高生の意見を施設運営に反映させていくことがとても重要です。

「《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援」は、大半の学習会が中止を余儀なくされる中、一部の学習会では、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。子どもたちからの返信ハガキの内容は次月発行のお便りにて掲載し、学習会のメンバー全体で共有していますが、単にその内容を紹介するだけでなく、必ず大学生ボランティアからの感想等をあわせて掲載するなど、双方向のコミュニケーションがとれるよう工夫しています。困難な状況に置かれつつも、子どもたちの最大の利益に向けて取り組んだ姿勢は非常に評価できます。

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続くものと想定されますが、学習支援が「勉強」をすること以上の意義があることを踏まえ、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、子どもたちと地域住民やボランティア等を結ぶとともに、学習習慣の習得と居場所となる場を提供できるよう努めていく必要があります。

その他「《重点》子どもスキップの運営・改築」、「《重点》プレーパーク事業」、「《重点》子どものための文化体験事業」の各事業においても新型コロナウイルス感染症の影響を多く受けましたが、単に休止・延期等するだけでなく、様々な工夫により子どもの居場所・活動の充実に努めました。

コロナ禍の今だからこそ、子どもの居場所や活動の機会はとても重要です。子どもが孤立することを防ぎ、子どもたちが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保していくとともに、子どもの豊かな情操を育むために、多様な体験・活動の機会を提供していく必要があります。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」は、2つの具体的な取組、17事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が2事業（11.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が14事業（82.3%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.9%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|------------------|---------------------------|-------------------|-------|
| 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 | 《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業 | 子育て支援課 | B |
| | 《重点》いじめ防止対策推進事業 | 指導課 | B |
| | 児童虐待防止の普及・啓発 | 子育て支援課 | B |
| | こんにちは赤ちゃん事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 子育て訪問相談事業 | 子育て支援課 | A |
| | 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業） | 子育て支援課 | B |
| | 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業 | 子育て支援課 | B |
| | スクールカウンセラー事業 | 指導課／ 教育センター | A |
| | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育センター | B |
| 相談・救済体制の整備 | 《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 | 子ども若者課 | B |
| | 《重点》子どもの権利擁護委員相談事業 | 子育て支援課 | B |
| | 児童相談所の設置・運営 | 子育て支援課 | B |
| | 人権擁護委員相談事業 | 区民相談課 | B |
| | 子ども若者総合相談事業（アシストしま） | 子ども若者課 | B |
| | 子どもに関する相談事業 | 子育て支援課 | B |
| | 子どもからの専用電話相談 | 子育て支援課 | C |
| | 子ども家庭女性相談事業 | 子育て支援課 | B |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ②9 子ども虐待防止ネットワーク事業 | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | ①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数 | ①2回 ②15回 |
| | | | ①2回(毎年度回数を維持) ②30回 |
| 目標値(令和6年度)見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| ①変更なし ②40回 | | 関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため | |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①1回 ②30回 | コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に関しては、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。 | B | 引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-------------|--|---|---------------------------------------|
| ③0 | いじめ防止対策推進事業 | 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。 | ①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 指導課 | ①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施 | ①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施 | ①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|--|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①小学校 82.2% 中学校 96.8% ②職層に応じ年3回実施 | <ul style="list-style-type: none"> 心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催 教員研修の実施(5回) 臨時休業明けに「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回) | B | <ul style="list-style-type: none"> 学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-----------------------------|--------------------|---|--------------------|
| ③8 | 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置 | 子どもの権利侵害を予防、救済します。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | |
| | | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①設置 ②相談件数 | 設置に向けて検討中 | ①令和3年度中に開設 ②50件 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|---------------------|--|
| ①令和4年度中に開設 ②変更なし | 新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|-----------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①設置に向けて検討 ②- | 「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。 | C | 子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|----------------|---------------------------------|--|-------------|
| 39 | 子どもの権利擁護委員相談事業 | 子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | |
| | | | 目標 | 現状値(平成30年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 権利侵害に関わる活動件数 | 5件 | 10件 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|----------|------------------------------|
| 20件 | 中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。 |

実施状況

| 実績 | 令和2年度 | | 令和3年度以降の取組の方向性 |
|-----|-----------------------|-------|--|
| | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 15件 | ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。 | B | 引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター(仮称)の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子どもの虐待防止ネットワーク事業」は、区民ひろばや保育園の職員を対象とした出張講座の開催が、計画策定時の現状値(平成30年度)を大きく上回っており、児童虐待の発生予防・早期発見・重篤化防止に資する取組が着実に進展しているものと評価できます。

令和4年度中に児童相談所が設置されることを踏まえると、これまで以上に児童虐待の予防・防止に関するネットワークを重層的に整備していくことが求められます。行政のみならず、様々な主体と連携しながら、地域全体で子どもや子育て家庭を支える仕組みの強化が必要です。

「《重点》いじめ防止対策推進事業」では、計画策定時に想定していた取組に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校明けに「校内心のケア委員会」を全校に立ち上げ、アンケートに基づき教職員による児童・生徒との面談を実施しました。コロナ禍で不安定な状況に置かれた児童・生徒の心に寄り添い、日常から児童・生徒の変化をきめ細かく見ていくことは、子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に大きく資する取組です。また、コロナ禍にかかわらず、いじめの防止、早期発見、対処には、「傷ついている」子どもの気持ちに添えるかどうかは鍵であることを踏まえ、以上のような時宜にかなう取組を継続しつつ、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた学校いじめ防止対策組織を今後どのように活性化していくか十分に活性化していくことが課題となります。

「《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置」と「《重点》子どもの権利擁護委員相談事業」は、子どもの相談・救済体制の整備に向け、一体として検討していくべき課題です。

「子どもの権利擁護委員」は、現在、子ども家庭支援センターに配置され、同センターに寄せられた相談への対応や子どもの権利担当へのスーパーバイズ等の活動を行うほか、委員自らが定期的に中高生センターへ赴き、中高生からの相談を直接受けるなど、他自治体にはない興味深い取組を行っています。しかしながら、「子どもの権利擁護委員」を設置した背景や同委員の設置を定めた「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえると、更なる体制整備が望まれます。

「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置による常設の相談体制の整備と強化は、子どもを「子どもの権利擁護委員」に繋ぎ、相談を通じて権利侵害から子どもを救済する意義があります。子どもの権利の救済及び回復のために助言や支援を行うほか、救済申立てや是正要請の仕組みを構築するなど、子どもの権利を守る取組を一層進めていく必要があります。

目標Ⅱ

子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

【概要】

目標Ⅱでは、教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行っています。また、全ての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進しています。



<ゆりかご・としま事業>

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状(平成30年度) | 目指す方向性(令和6年度) |
|--------------------------------|-----------------|---------------|
| 安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合 | ●就学前児童保護者 40.9% | ↑ |
| 子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合 | ●就学前児童保護者 69.0% | ↑ |

| 取組の方向性 | ○主な計画事業(●重点事業) |
|--------------------|--|
| (1)子どもや家庭への医療・健康支援 | ●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業 |
| (2)子育て家庭への支援 | ●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業 |

【事業区分別主管課評価の状況(目標Ⅱ)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|-------------|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 1 | 5 | 0 | 0 | 6 |
| 計画事業 | 0 | 36 | 1 | 1 | 38 |
| 全事業 | 1 (2.3%) | 41 (93.2%) | 1 (2.3%) | 1 (2.3%) | 44 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅱは重点事業・計画事業あわせて44事業で構成されていますが、A及びBで95.5%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べても高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげています。一方、未実施となった事業も1事業あり、今後、事業目的に沿った取組が求められます。

📄「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

「子どもや家庭への医療・健康支援」は、2つの具体的な取組、23事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価B（目標に資する取組ができた）が21事業（91.3%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（4.3%）、評価D（未実施）が1事業（4.3%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------|-------------------|------------------------------|-------|
| 妊娠期からの切れ目ない支援 | 《重点》ゆりかご・としま事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所／ 子育て支援課 | B |
| | 妊婦健康診査 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 妊産婦歯科健康診査事業 | 健康推進課 | B |
| | 妊産婦・乳幼児保健指導事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 産後ケア事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 育児支援ヘルパー事業 | 子育て支援課 | B |
| | としま育児サポーター | 健康推進課 | B |
| | としま見る知るモバイル ※ | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | ようこそ新米ママのひろば事業 | 健康推進課 | C |
| | 豊島区特定不妊治療費助成事業 | 健康推進課 | B |
| | 入院助産 | 子育て支援課 | B |
| こんにちは赤ちゃん事業【再掲】 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B | |
| 子どもの健康確保のための取組 | 《重点》乳幼児健康診査 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 乳幼児歯科衛生相談事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 新生児聴覚検査事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 乳幼児健康相談 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 予防接種事業 | 健康推進課 | B |
| | 先天性風しん症候群予防対策事業 | 健康推進課 | B |
| | 子どもの医療費助成事業 | 子育て支援課 | B |
| | 休日診療事業 | 地域保健課 | B |
| | 平日準夜間小児初期救急診療事業 | 地域保健課 | B |
| | こどものぜん息水泳教室 | 地域保健課 | D |
| 子どものための禁煙外来治療費助成講座 | 地域保健課 | B | |

※ 令和3年度より「もっと見る知る」に事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和 2 年度における重点事業（2 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|------------------|--|--|--|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ④6 ゆりかご・としま事業 | 妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。 | 妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」と「おめでとう面接(初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談)」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 | ①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率 | ①58.8% ②72.6% |
| | | | ①70.0% ②80.0% |
| 目標値(令和6年度)見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| ①68% ②74% | | ①長期計画との整合性を図ったため。 ②コロナ禍により令和元年度・令和2年度の面接率は減少しており、短期間での回復は難しい見込みのため。 | |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①84.8% ②66.9% | 妊婦の「ゆりかご面接」、と産後の「おめでとう面接」を実施。「ゆりかご面接」においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ゆりかご応援グッズにタクシー移動に利用できる金券1万円分を追加配付した。「おめでとう面接」面接においては、コロナ禍への対応として、電話での受付を可能とし、対応期間も概ね1歳3か月までに延長した。 | B | 「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図ります。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|------------|------------------|--|---|------------------|
| ⑤7 乳幼児健康診査 | | 乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。 | 3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 健康推進課 長崎健康相談所 | ①乳児(3～4か月児)健診受診率 ②3歳児健診受診率 | ①93.5% ②92.2% | ①97.0% ②93.0% |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|--------------|---|
| ①— ②95.0% | ①— ②持病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正 |

実施状況

| 実績 | 令和2年度 | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|------------------|---|-------|------------------------------|
| | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①87.5% ②94.3% | 新型コロナウイルス感染症対策のため保健所での集団健診を中止・延期したことに伴い、3～4か月児健診については区内契約医療機関での個別健診を5月から9月まで実施、3歳児健診については6月7月の集団健診の回数を追加した。 | B | 引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》ゆりかご・としま事業」は、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)の実施率が、計画策定時の現状値(平成30年度)を大きく上回っており、妊娠・出産期からの切れ目のない、きめ細やかな支援の出発点となる事業として成果を上げているものと評価できます。

「《重点》乳幼児健康診査」は、乳児(3～4か月)健診の受診率が計画策定時の現状値(平成30年度)を下回っています。乳幼児健診は、母子保健法上の重要な事業に位置づけられますので、下回っている要因を分析し、これまで以上に妊娠期からの総合的相談を含めた支援に取り組んでいく必要があります。一方、3歳児健診の受診率は逆に計画策定時の現状値(平成30年度)を上回っていますので、これを維持・向上しながら、引き続き保護者の育児不安の軽減に努めていく必要があります。

子どもを安心して産み育てるための支援を推進していくことは、子育てに対する不安感や孤立感を解消するだけでなく、子どもの生命、成長、発達の権利を保障する基本的施策であり、子どもへの虐待の防止や早期発見にも繋がります。コロナ禍の今だからこそ、関係機関が連携して情報の共有を図り、妊娠期からの総合的相談や支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 子育て家庭への支援

「子育て家庭への支援」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（4.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が20事業（95.2%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------|-------------------------------|-------------------|-------|
| 子育て支援サービスの充実 | 《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業 | 子育て支援課 | B |
| | 《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 | 地域区民ひろば課 | B |
| | 子どもショートステイ事業 | 子育て支援課 | B |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育て支援課 | B |
| | 子育て支援総合相談事業 | 子育て支援課 | B |
| | 子育てひろば事業補助 | 保育課 | B |
| | マイほいくえん事業 | 保育課 | B |
| | 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 育児支援ヘルパー事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 家庭教育支援 | 《重点》家庭教育推進事業 | 庶務課／ 学習・スポーツ課 | B |
| | 母親学級、パパママ準備教室 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 母乳教室事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 母親の子育て講座の開催 | 子育て支援課 | B |
| | 父親の子育て講座の開催 | 子育て支援課 | B |
| | 親の子育て力向上支援事業 | 子育て支援課 | B |
| | 保護者向け就学前教育に関する啓発 | 保育課／学務課／ 指導課 ※ | B |
| 相談支援 | 《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子育て支援課 | A |
| | 乳幼児健全育成相談事業 | 保育課 | B |
| | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | マイほいくえん事業【再掲】 | 保育課 | B |

※ 令和3年度より「保育課／庶務課／指導課」に担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|------|--------------------|--|---|----------------------|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑥8 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業 | 親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | ①センター来館者 ②センター新規登録世帯数 | ①41,456人 ②1,630世帯 | ①45,000人 ②2,000世帯 |

| 実施状況 | | | | |
|--------------------|---|-------|----------------------------|--|
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| ①23,992人 ②771世帯 | コロナ禍で低い達成率にとどまったものの、開館の日程、利用可能な事業について、随時ホームページやSNSで発信した。コロナ禍での感染防止対策、密を避けた定員設定も併せて周知し、安心して利用できるようにした。 | B | 引き続きセンター事業の周知を推進し、利用につなげる。 | |

| 重点事業 | | | | |
|------|---------------------------|-------------------------|--|------------|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑥9 | 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 | 地域における子育て世代の交流の場を提供します。 | 地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 地域区民ひろば課 | 延べ利用者数 | 219,611人 | 222,500人 |

| 実施状況 | | | | |
|---------|--|-------|---|--|
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| 94,774人 | コロナ禍で区民ひろばの運営や事業実施に支障が生じたものの、各区民ひろばで館内・共有物の消毒など安全性を考慮して、子育て世代向けの事業を実施した。また、より多くの方が事業に参加できるよう事業実施回数を増やした。ミニキッズサーフなど関係部署と連携して子どもの安全に関する情報発信を行った。 | B | 引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。 | |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-----------------|--|---|---|
| 75 | 家庭教育推進事業 | 家庭教育の重要性を啓発します。 | 以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 庶務課 学習・スポーツ課 | ①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数 | ①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施 | ① 毎年度、18%上昇 ②300名 ③ 20校で講座実施 (1校でも多い講座実施を目指す。) |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|------------------------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①53%上昇 ②13名 ③1講座 | 新型コロナウイルス感染症対策のため、実施件数は減少したが、オンラインでの講座等を実施し、コロナ禍であっても、家庭教育の重要性の啓発に努めた。 | B | ①オンラインで実施する。 ②オンライン講座への参加のハードルを下げるため、オンライン講座の受講の方法についての講座をはじめ、コロナ禍でも学びの機会を止めない工夫を行い、実施していく。 ③オンライン開催などコロナ禍での開催方法を検討し、講座実施を支援する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|------------------------|---|---|------------|
| 68 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 相談件数 | 11,996件 | 13,000件 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|---------|-----------------------------|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 11,363件 | コロナ禍で、電話・メール相談が前年度より362件増加。 | A | 些細なことでも気軽に相談できるよう、引き続き情報発信をし、相談先としての周知に努める。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業」と「《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、いずれも計画策定時の現状値（平成 30 年度）を下回る実績となりましたが、「東部・西部子ども家庭センター」における相談事業では、電話・メールによる相談が令和元年度実績を大きく上回るなど、コロナ禍においても一定の成果が得られています。

「《重点》家庭教育推進事業」は、主に小・中・高生を養育する保護者を対象に家庭の教育力の向上に資する取組を展開していますが、本事業においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、実施件数は減少しました。しかしながら、オンラインでの講座開催など、コロナ禍であっても家庭教育の重要性の啓発に努めた結果、家庭教育推進員に対するアンケートでは「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率が大幅に高まるなど、保護者の子育て力の向上に寄与しています。

いずれの事業においても、コロナ禍での運営には様々な工夫と配慮が必要ですが、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子育て家庭への各種支援施策をより一層推進していく必要があります。

目標Ⅲ

子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

【概要】

目標Ⅲでは、区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進しています。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援を推進します。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|---------------------------------|------------------------------|----------------|
| 保育所待機児童数 | 16人 (平成31年4月) | 待機児童ゼロを達成・維持 |
| 保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合 | ●就学前児童保護者 52.7% | ↑ |
| 学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合 | ●小学生 11.8% ●中学生 11.3% | ↓ |
| 職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合 | ●区施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9% | ↓ |



<IKEBUS から手を振る子どもたち>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|---------------------------|---|
| (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業 ○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討 ○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進 ●子ども研修 ○区内保育施設イケアバス活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業 ○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会(仮称)の設置 |
| (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進 ○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業 |
| (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業 ●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標Ⅲ)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|--------------|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 2 | 2 | 2 | 0 | 6 |
| 計画事業 | 6 | 38 | 0 | 1 | 45 |
| 全事業 | 8 (15.7%) | 40 (78.4%) | 2 (3.9%) | 1 (2.0%) | 51 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅲは重点事業・計画事業あわせて51事業で構成されていますが、A及びBで94.1%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べても高い数値であり、6つの目標の中では一番成果をあげた目標と言えます。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

「幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実」は、3つの具体的な取組、37事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（10.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が33事業（89.2%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|---------------------------|------------------|---------------|-------|
| 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 《重点》私立保育所施設整備助成 | 保育課 | A |
| | 通常保育事業 | 保育課 | B |
| | 区立保育園の民営化 | 保育課 | B |
| | 家庭的保育事業 | 保育課 | B |
| | 小規模保育事業 | 保育課 | B |
| | 事業所内保育事業 | 保育課 | B |
| | 居宅訪問型保育事業 | 保育課 | B |
| | 臨時保育事業 | 保育課 | B |
| | 認証保育所運営費等補助事業 | 保育課 | B |
| | 延長保育事業 | 保育課 | B |
| | 一時保育事業 | 子育て支援課／保育課 | B |
| | 病児・病後児保育事業 | 保育課 | B |
| | 小学生の病児保育助成事業 | 子育て支援課 | B |
| | 訪問型病児保育補助事業 | 保育課 | B |
| | 休日保育事業 | 保育課 | B |
| | 短期特例保育 | 保育課 | B |
| | 認証保育所保育料負担軽減補助事業 | 保育課 | B |
| | 保育コンシェルジュの配置 | 保育課 | B |
| | 学童クラブ事業 | 放課後対策課 | A |
| | 認定こども園の整備検討 | 保育課／庶務課 ※1 | B |
| 区立幼稚園預かり保育の実施 | 学務課 ※2 | A | |
| 私立幼稚園一時預かり事業の推進 | 保育課 | B | |
| 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む) | 保育課 | B | |

※1 令和2年度より「保育課／学務課」から担当課変更

※2 令和3年度より「庶務課」に担当課変更

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|----------------|------------------|-----------------|-------|
| 幼児教育・保育の質の向上 | 《重点》子ども研修 | 子ども若者課 | B |
| | 保育の質向上事業【再掲】 | 保育課 | B |
| | 区内保育施設イケバス活用事業 | 保育課 | A |
| | 保育指導事業 | 保育課 | B |
| | 保育の質ガイドライン関係事業 | 保育課 | B |
| | 保育の質向上のための研修委託事業 | 保育課 | B |
| | 私立幼稚園教育環境整備事業 | 保育課 | B |
| | 区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業 | 指導課 | B |
| | 保育施設間の連携協力事業 | 保育課 | B |
| | 地域型保育施設への連携協力事業 | 保育課 | B |
| | 保育施設の園外活動支援 | 保育課 | B |
| | 保育施設の運営充実助成 | 保育課 | B |
| 幼稚園・保育所と小学校の連携 | 保幼小連携推進プログラムの作成 | 保育課／学務課／指導課 ※ 3 | B |
| | 保幼小連絡会（仮称）の設置 | 学務課 ※ 4 | B |

※ 3 令和 3 年度より「保育課／庶務課／指導課」に担当課変更

※ 4 令和 3 年度より「庶務課」に担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和 2 年度における重点事業（2 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|----------------|---|---|--|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑧ 私立保育所施設整備助成 | 待機児童ゼロを達成し、維持します。 | 老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 保育課 | 私立保育園の受入定員 | 4,629人 |
| | | | 6,852人 |
| 目標値（令和6年度）の見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| 6,192 人 | | 令和 3 年 4 月から令和 5 年 4 月開設までを毎年 6 園整備としていたが、整備計画を見直し、それぞれ、2 園、3 園、2 園と見直したことによる受入定員数の減。 | |
| 実施状況 | | | |
| 令和 2 年度 | | | 令和 3 年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 4,829 人 | 地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を 5 園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した | A | 一部の地域においては保育需要を満たしつつあるが、乳幼児人口が減少傾向となる中で、地域における保育需要を見極めながら、真に必要な地域に保育施設を整備していく。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|----------|--------|------------------------------------|---|------------|
| ⑩⑥ 子ども研修 | | 保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | 延べ受講者数 | 1,678人 | 1,800人 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|--------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 1,050人 | 34講座 延受講者数 1,050人 (この他、普通救命講習 7回、延111人実施) コロナ禍の中、原則各施設1名で実施、受講できない希望者には資料を配布し自己学習を促した。 | B | ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》私立保育所施設整備助成」では、私立認可保育所を新たに5園開設した結果、昨年度に引き続き待機児童ゼロを達成しました。このことは、「子どもを共に育むまち」の実現に向けて「子ども・子育て支援の充実」を掲げる本区にとって、非常に大きな成果となりました。

令和3年度以降も引き続き、地域ごとの保育ニーズを見極め、必要な地域に的確に保育施設を整備するとともに、いわゆる「隠れ待機児童」にも注視しながら、待機児童ゼロを維持できるよう期待します。

「《重点》子ども研修」では、コロナ禍により研修の延べ受講者数が計画策定時の現状値（平成30年度）を下回りましたが、受講できない希望者には資料を配付して自己学習を促すなど、福祉サービスの質的向上に向けて、様々な工夫が見られました。また、研修の内容は多岐にわたっており、ロールプレイを含めた専門的・実践的な内容になっています。

令和3年度以降も「子どもの権利に関する条例」や「豊島区保育の質ガイドライン」等に沿った研修内容を取り入れていくとともに、コロナ禍でも実施できる子どもとの関わり方や各施設からのニーズを組み入れた研修計画を策定するなど、福祉サービスの質をより一層高めていく必要があります。

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

「子どもの主体性を尊重した学校環境の整備」は、3つの具体的な取組、8事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（37.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（37.5%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（12.5%）、評価D（未実施）が1事業（12.5%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-----------------|-----------------------------------|------------|-------|
| 子どもの権利に関する学びの支援 | 《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】 | 子ども若者課／指導課 | C |
| | 人権課題に対する教育の充実 | 指導課 | A |
| | 道徳教育の充実 | 指導課 | A |
| 意見表明と参加の促進 | 《重点》子どもの主体的活動への支援の推進 | 指導課 | A |
| 学校における体験機会の提供 | 小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム | 文化デザイン課 | D |
| | 伝統・文化の継承 | 指導課 | B |
| | 次世代文化の担い手育成事業 | 指導課 | B |
| | オリンピック・パラリンピック教育の推進 | 指導課 | B |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|--|--------------------------|---|------------|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
| 新規 ④ 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】 | 学校での子どもの権利の学習機会を確保します。 | 「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。 | | |
| | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) | |
| 担当課 | 子ども若者課 指導課 | 実施校数 | 実施に向けて検討中 | 毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施 |
| 実施状況 | | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の | |
| 実績 | 取組内容 | 取組の方向性 | | |
| 0校 | 教育委員会と連携の上、実施に向けて検討を行った。 | C | | 講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|------------------|---------------------------------|--|--|
| ⑫1 | 子どもの主体的活動への支援の推進 | 子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。 | 学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。 | |
| | | | 目標 | 現状値(令和元年度) |
| 担当課 | 指導課 | 活動の周知、充実 | 各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。 | 各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の取組の方向性 |
|--|--|-------|---------------------------------------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ISSの取組…区内小中学校8校 人権尊重教育推進校発表…中学校1校 SNS学校ルール…中学校8校 | ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 各中学校でSNS学校ルールを自主的に見直した。 | A | 引き続き、学校の日常的な活動を通して、子どもたちの自主的な取組を推進する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保」は、コロナ禍もあり、令和2年度は未実施となりましたが、教育委員会と連携のもと、今後の実施に向けた検討を行いました。子ども自身が自分の持つ権利を理解し、お互いにその権利を尊重できるようにするためにも、本事業はとても重要な取組です。

9ページでも触れたとおり、豊島区では「子どもの権利に関する条例」の認知度が極端に低い状況となっています。条例を周知することは、子ども自身が子どもの権利を知る機会、さらに権利侵害を受けたときの認知にも繋がることから、今後も子どもの権利の推進に向け、特に学校教育と連携して条例の更なる普及啓発に努めていく必要があります。

「《重点》子どもの主体的活動への支援の推進」は、インターナショナルセーフスクール活動における児童・生徒の自主的な取組や、各中学校にてSNS学校ルールを自主的に見直すなど、学校における子どもの意見表明や参加の促進に大きく寄与しました。

令和3年度以降も引き続き、子どもの権利を踏まえた上で、学校生活の中で子どもの主体的な活動を支援し、学校における子どもの意見表明をより一層促進していくことを期待します。

(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援

「子ども・若者支援に関わる人への支援」は、2つの具体的な取組、6事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（16.7%）、評価B（目標に資する取組ができた）が4事業（66.7%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（16.7%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-----------------------|------------------------------|------------|-------|
| 子ども・若者支援に関わる人への支援 | 《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 | 子ども若者課／指導課 | C |
| | 子ども研修【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 保育の質向上のための研修委託事業 | 保育課 | B |
| 子ども・若者支援に関わる人のための環境整備 | 《重点》教員の働き方改革推進事業 | 指導課 | B |
| | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 | 学務課 | A |
| | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | B |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|----------------------------|--|--|---|--------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
| ③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 | 子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。 | 学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。 | | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 指導課 | ①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数 | ①2回 ②3回 ③1回 | ①5回 ②10回 ③2回 |
| 実施状況 | | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の取組の方向性 | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | | |
| ①1回 ②0回 ③0回 | 職員研修は小規模で開催、その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。 | C | 令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 | |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | | |
|---------------------|-----|---|---|--|------------|
| 126 教員の働き方改革推進事業 | | 学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。 | <p>「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。</p> <p>①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。</p> <p>②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。</p> <p>③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。</p> | | |
| | | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 指導課 | <p>①区立学校法律相談事業</p> <p>②スクール・サポート・スタッフ配置事業</p> <p>③部活動における指導員・外部指導員の活用促進</p> | <p>①事業の導入を検討</p> <p>②区立小中学校16校に配置</p> <p>③部活動指導員の導入を検討</p> | <p>①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施</p> <p>②全区立小中学校30校に配置</p> <p>③全区立中学校8校に配置</p> | |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の取組の方向性 |
|--|---|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| <p>①研修 3回、相談 21日、巡回 12校</p> <p>②30校</p> <p>③2校</p> | <p>①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。</p> <p>②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。</p> <p>③新規事業として部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。</p> | B | <p>①スクール・ロイヤーに依頼する案件の基準を設け、学校法律相談事業の充実・改善を図る。</p> <p>②引き続き全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置する。</p> <p>③部活動指導員の活用を図りながら、地域による部活動指導の実現へ向け事業の検証・計画策定を行う。</p> |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施」は、9ページでも触れたとおり、コロナ禍により、教員に対する職員研修を1回開催したのみにとどまり、区民を対象とした出前講座や講演会については残念ながら未実施となりました。

「子どもの権利に関する条例」では、「子どもの権利を実現していくためには、まずおとな自身が権利というものに関心を持つことが必要」としています。そのため、おとなが「子どもの権利」を学ぶ機会をしっかりと確保し、意識啓発をしていくことが、とても重要となります。

コロナ禍での困難な状況がある程度続くことを想定し、コロナ禍においても子どもの権利を尊重していくことの大切さを踏まえて、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図る必要があります。

「《重点》教員の働き方改革推進事業」では、スクール・サポート・スタッフを全小中学校に配置したほか、スクール・ロイヤーによる研修を実施するなど、教員が安心して働き、活動するための環境が確実に整備されつつあります。また、4月からは学校教職員出退勤システムの本格運用を開始し、在校時間を管理することで、教職員の意識改革も進みました。

教職員の働く環境が子どもの権利保障につながることを踏まえて、令和3年度以降も、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組をより一層推進し、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備していくことを期待します。

目標
IV

若者の自立と社会参加を支援する

【概要】

目標IVでは、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組んでいます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|----------------------------------|-------------|----------------|
| 自分のことが「好き」と回答した若者の割合 (好き+だいたい好き) | 66.5% | ↑ |
| 地域活動に参加していると回答した若者の割合 | 6% | ↑ |



<若者食堂 (ジャンプ東池袋) >

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|------------|--|
| (1)若者の自立支援 | ○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け (40歳未満) 健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業 (困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム) ○子ども・若者支援事業 ○インターシップの受入 ○自立相談支援事業 (くらし・しごと相談支援センター) |
| (2)若者の参加支援 | ●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標IV)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 重点事業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 計画事業 | 2 | 17 | 3 | 5 | 27 |
| 全事業 | 3 (10.3%) | 18 (62.1%) | 3 (10.3%) | 5 (17.2%) | 29 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標IVは重点事業・計画事業あわせて29事業で構成されていますが、A及びBの割合は72.4%であり、目標に資する取組ができた事業はおよそ7割にとどまっています。未実施となった事業も5事業あり、コロナ禍による影響を最も大きく受けた目標と言えます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 若者の自立支援

「若者の自立支援」は、2つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が2事業（10.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が13事業（68.4%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.3%）、評価D（未実施）が3事業（15.8%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-----------|--|---------------|-------|
| 日常生活への支援 | 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 | 子ども若者課 | B |
| | 鬼子母神 plus | 地域保健課／健康推進課 | B |
| | 若年者向け（40歳未満）健診事業 | 健康推進課 | B |
| | AIDS 知ろう館 | 健康推進課 | B |
| | エイズ予防教育 | 健康推進課 | D |
| | 子宮頸がん検診 | 地域保健課 | B |
| | 自殺・うつ病の予防対策 | 健康推進課 | B |
| | 青少年自殺予防対策事業 | 子ども若者課 | B |
| | 子ども・若者への消費者教育推進事業 | 生活産業課 | B |
| | DV・デートDV防止のための周知啓発事業 | 男女平等推進センター | B |
| 経済的自立への支援 | 《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） | 福祉総務課 | A |
| | 若者自立支援事業 | 子ども若者課 | C |
| | 子ども・若者支援事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |
| | 就業支援事業 | 生活産業課 | D |
| | インターンシップの受入 | 人事課 | D |
| | 自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター） | 福祉総務課 | B |
| | 就労準備・社会参加支援事業 | 福祉総務課 | B |
| | 就労支援専門員支援事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| 就労意欲喚起事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B | |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|--|--|---|------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑬ 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） | 若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。 | 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。 | |
| | 目標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和6年度） |
| 担当課 | 福祉総務課 | 参加者数 | 73人 |
| | | | 100人 |

| 実施状況 | | | 令和3年度以降の取組の方向性 |
|-------|---|-------|---|
| 令和2年度 | | 主管課評価 | |
| 実績 | 取組内容 | | |
| 74人 | 新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けながらも、リモートや同意を得たアウトリーチなど様々な工夫をこらして、困難を抱えた若者への支援を実施した。 | A | リモートによる合同セミナーやビデオトークなどを駆使しながら、進路決定をサポートする事業を展開する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択プログラム）」では、引きこもり・ニート（若年無業者）・就労ブランクが長かった方・高校中退者等に対し、就労基礎能力を養うための体験就労・個別セミナー・社会参加・面談等を駆使しオーダーメイドの支援プランを実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、リモートや同意を得たアウトリーチなどにより、計画策定時の現状値（平成30年度）の参加者数を上回る実績をあげることができ、かつ、8割近い参加者が就職に結びついたことは、若者の自立支援に大きく資する取組であったと評価できます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、困難を抱えた若者への支援は今後ますます重要になっていくことから、令和3年度以降も引き続き本事業を積極的に推進していく必要があります。

(2) 若者の参加支援

「若者の参加支援」は、2つの具体的な取組、10事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（10.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が5事業（50.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（20.0%）、評価D（未実施）が2事業（20.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-------------|--|------------|-------|
| 居場所・活動の場の充実 | 《重点》中高生センタージャンプの若者支援 | 子ども若者課 | B |
| | 若者支援事業 | 学習・スポーツ課 | C |
| | としまコミュニティ大学 | 学習・スポーツ課 | B |
| | 区立図書館におけるYA向けの取組 | 図書館課 | D |
| | としま scope ※ | 企画課 | A |
| | 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】 | 福祉総務課 | B |
| 社会参加の推進 | としまぐらし会議プロジェクト | 企画課 | B |
| | 選挙普及啓発事業 | 選挙管理委員会事務局 | B |
| | 地域防災力向上事業 | 防災危機管理課 | D |
| | 若者支援事業【再掲】 | 学習・スポーツ課 | C |

※ 令和3年度より「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業」に事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和 2 年度における重点事業（1 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|-------------------------|---|--|---------------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ①47 中高生センタージャンプの若者支援 | 18歳以上の困難を有する若者を支援します。 | 中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数 | ①82人 ②1,095人 ③100件 |
| | | | ①100人 ②1,200人 ③120件 |
| 目標値(令和6年度)見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| ①70人 ②1000人 ③200件 | | ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。 | |
| 実施状況 | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①73人 ②779人 ③266件 | コロナ禍で延べ利用者数は伸び悩んだが、高校を卒業した世代が、ボランティアとして活動できる機会を提供した。また、コロナ禍において不安・ストレスを抱える若者の増加に伴い、関係機関と連携し、相談対応に取り組んだ。 | B | 居場所・活動の充実。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》中高生センタージャンプの若者支援」では、ジャンプの利用対象者である中高生だけでなく、高校を卒業したOB・OG世代への支援として、進路・就職に対する相談や地域活動への参加支援等を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館や利用制限等により、登録者数や利用者数は伸び悩んだものの、相談件数は計画策定時の現状値（平成30年度）のおよそ2.6倍超になるなど、コロナ禍で不安定な若者に寄り添った支援に取り組むことができました。

令和3年度以降も、若者が社会の一員として能動的に社会に参加できるよう、必要な支援を実施していくとともに、いわゆる「サードプレイス」として、困難を抱えた若者たちの居場所となることを期待します。

目標 V

それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

【概要】

目標 V では、虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開しています。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|---------------------------------------|--|----------------|
| 学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合 | ●小学生 8.6% ●中学生 9.9% | ↓ |
| 過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合 | ●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16～17歳 10.7% (平成28年度) | ↓ |
| 困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合 | ●小学生 47.7% ●中学生 62.0% | ↓ |



<児童相談所の完成イメージ図>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|------------------|---|
| (1) 状況に応じた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業 ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) ●子ども・若者支援事業 ●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業 ○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 ○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 ○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 |
| (2) 相談体制の充実と情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○福祉包括化推進会議の設置 ○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標 V)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 0 | 9 | 0 | 0 | 9 |
| 計画事業 | 17 | 63 | 7 | 1 | 88 |
| 全事業 | 17 (17.5%) | 72 (74.2%) | 7 (7.2%) | 1 (1.0%) | 97 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった1事業 (再掲含め2事業分) を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標 V は重点事業・計画事業あわせて97事業で構成されていますが、A及びBで91.7%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べても高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげていますが、未実施となった事業も1事業あり、今後、事業目的に沿った取組が求められます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 状況に応じた支援

「状況に応じた支援」は、9つの具体的な取組、71事業（うち重点事業は8事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が13事業（18.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が51事業（71.8%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が5事業（7.0%）、評価D（未実施）が1事業（1.4%）、事業終了が1事業（1.4%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------------|----------------------------------|---------------|-------|
| 虐待を受けた子どもへの支援 | 《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 母子生活支援施設 | 子育て支援課 | B |
| | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 児童相談所の設置・運営【再掲】 | 子育て支援課 | A |
| | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 社会的養育の推進 | 《重点》社会的養育基盤構築事業 | 子育て支援課 | B |
| いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援 | 《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 柚子の木教室（適応指導教室） | 教育センター | B |
| | 教育相談 | 教育センター | B |
| | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課／教育センター | A |
| | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | B |
| | 「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 生活困窮家庭への支援 | 《重点》生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業） | 福祉総務課 | B |
| | 《重点》子ども・若者支援事業【再掲】 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |
| | 家計改善支援事業 | 福祉総務課 | B |
| | 学力向上・進学支援プログラム | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |
| | 被保護者自立促進事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |
| | 奨学基金援護事業 | 生活福祉課 | B |
| | 就学援助費支給 | 学務課 | A |
| | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉総務課 | B |
| | 住居確保給付金 | 福祉総務課 | A |
| | フードドライブの実施 | ごみ減量推進課 | A |
| | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】 | 福祉総務課 | B |
| | 就労支援専門員支援事業【再掲】 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| | 就労意欲喚起事業【再掲】 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課 評価 |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------------|-----------|
| ひとり親家庭への支援 | 《重点》ひとり親家庭支援センター事業 | 子育て支援課 | B |
| | 養育費に関する取り決め促進事業 | 子育て支援課 | B |
| | 母子及び父子福祉資金 | 子育て支援課 | C |
| | 母子家庭等自立支援給付事業 | 子育て支援課 | B |
| | ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業 | 子育て支援課 | B |
| | 福祉住宅 | 住宅課 ※ | B |
| | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】 | 子育て支援課 | A |
| | 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 母子生活支援施設【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 障害のある子ども・若者への支援 | 《重点》発達支援相談事業 | 子育て支援課 | B |
| | 重度障害者の大学等修学支援事業 | 障害福祉課 | C |
| | 発達支援センター（仮称）の設置検討 | 教育部／ 保健福祉部／ 子ども家庭部 | D |
| | 発達障害者相談窓口 | 障害福祉課 | B |
| | 区立幼稚園幼児教育相談 | 教育センター | 終了 |
| | 固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実 | 指導課 | A |
| | 巡回子育て発達相談事業 | 子育て支援課 | B |
| | 発達障害者心理相談補助事業 | 障害福祉課 | B |
| | 障害児保育事業 | 保育課 | B |
| | 学童クラブでの障害児受入 | 放課後対策課 | B |
| | 障害児通所支援事業 | 障害福祉課 | B |
| | 障害者（児）日中一時支援事業 | 障害福祉課 | B |
| | 発達障害者支援ネットワーク会議 | 障害福祉課 | A |
| | 障害者サポート講座 | 障害福祉課 | B |
| | 障害者文化活動推進事業 | 障害福祉課 | B |
| | 余暇活動支援（ほっと・サロン事業） | 障害福祉課 | B |
| | 就労促進支援事業 | 障害福祉課 | B |
| | 日曜教室（つばさ CLUB） | 学習・スポーツ課 | C |
| | チャレンジ雇用 | 人事課 障害福祉課 | B |
| | マルチメディアデイジーの充実 | 図書館課 | A |
| 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 | 《重点》多文化共生推進事業 | 企画課 | B |
| | 日本語指導教室 | 教育センター | B |
| | 日本語初期指導事業 | 教育センター | B |
| | 外国籍の子どもへの学習支援 | 指導課 | A |
| | パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 | 文化観光課 広報課／ 学務課／ 土木管理課 | B |
| | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】 | 学務課 | A |

※ 令和3年度より「福祉総務課」に担当課変更

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|---|------------------------------|------------|-------|
| 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | 保護観察対象少年に対する就労支援事業 | 子ども若者課 | B |
| | 社会を明るくする運動 | 子ども若者課 | B |
| | 更生保護サポートセンターの運営支援 | 子ども若者課 | B |
| その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援 | 女性の専門相談 | 男女平等推進センター | C |
| | 緊急一時保護 | 子育て支援課 | A |
| | 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 | 男女平等推進センター | B |
| | 区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実 | 学務課 | B |
| | 自殺・うつ病の予防対策【再掲】 | 健康推進課 | B |
| | 青少年自殺予防対策事業【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】 | 男女平等推進センター | C |

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（8事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|---------------|---|-----------------------|--|------------|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
| 29 | 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】 | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | |
| | | 目標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和6年度） |
| 担当課 | 子育て支援課 | 児童虐待等要支援家庭の改善率 | 52.8% | 55.0% |
| 目標値（令和6年度）見直し | | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | | |
| 84.0% | | 後期基本計画の目標値と一致させるため。 | | |
| 実施状況 | | | | |
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| 54.8% | 個別ケースに関わる検討会議を年645回開催し、関係機関も含めて必要な情報共有、役割分担をしながら、虐待対応に当たった。 | B | 引き続き、関係機関との連携を密にし、地域のつながりの中で、虐待等要支援家庭の見守り、支援を行っていく。 | |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-------------|----------------------------------|--|--------------|
| ①56 | 社会的養育基盤構築事業 | 社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。 | 里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | ①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数 | ①3回 ②14家庭 | ①8回 ②22家庭 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|--------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①4回 ②19家庭 | 里親出張相談会及び養育家庭体験発表会を実施。広報活動には専門的なノウハウを持つNPO団体を活用。 | B | 引き続き社会的養育の基盤整備に向けた取り組みを進めるとともに、児童相談所開設後の専門機関との連携及び支援の在り方についても検討する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-------------------------|---|---|---------------------------------|
| ①42 | 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】 | 不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数 | ①12件 ②19件 | ①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす) |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|--------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①19件 ②27件 | コロナ禍のため来所相談、アウトリーチが減少したが、登録者には電話連絡を定期的に行った。ツイッター、インスタグラムなどで対象者に届くよう工夫しながら情報発信を行った。 | B | 18歳までの不登校の相談は教育センターでも行っているため、18歳前から並走的支援を行いながら切れ目なく引き継いでいけるよう、更に連携を強化する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|---|-------|--|---|-------------------|
| ①59 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) | | 地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。 | ①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営における課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 福祉総務課 | ①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体数) | ①47人 ②14団体18教室 | ①60人 ②20団体25教室 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|------------|-------------------------|
| ①42人 ②- | 子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|-------------------|---|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①15人 ②18団体20教室 | 新型コロナウイルス感染症がまん延し、緊急事態宣言も発出されたことにより、子どもとの接触機会が減少してしまった。そのような状況においても、リモートを使うなど工夫して事業を実施した。 | B | 毎月の定例会はZOOMによる開催により、情報共有の場を失わないようにし、教育部との連携を行いながら効果的な学習支援を実施する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|---------------------------|------------------|---|---|------------|
| ①40 子ども・若者支援事業 【再掲】 | | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。 | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 高校等在籍率 | 100% | 100%を維持 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
|-------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 95.2% | 訪問・面接相談等を実施する中で、それぞれの課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。 | B | 貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して問題点を把握し、それぞれに必要な支援や情報提供等を行う。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|--------------------|-----------------------|--|------------|
| ①68 ひとり親家庭支援センター事業 | ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。 | 「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 相談件数 | 9,384件 |
| | | | 10,000件 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|--------|--|-------|-----------------------------------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 7,455件 | ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、寄附金を利用した食糧支援をのべ1,655世帯に行った。 | B | 引き続き相談対応に重点をおき、生活安定に向けて支援につなげていく。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|--------------|---|--|------------|
| ①74 発達支援相談事業 | 心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業) | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 発達相談件数 | 5,048件 |
| | | | 5,200件 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|--------|---|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 4,556件 | コロナ禍であったが、できる限り開所し、指導や対応が切れることがないよう事業を実施した。 | B | 引き続き、支援を必要とするお子さんとその家族の相談に応じ、助言・指導を行うとともに、関係機関との連携も行っていく。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|--------------------|--------------------------------|--|-------------|
| ①94 | 多文化共生推進事業 | 外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。 | 外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等とのネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。 | |
| | | | 目標 | 現状値(平成30年度) |
| 担当課 | 企画課 (多文化共生推進担当) | 連携団体数(会議) | 1件 | 3件 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|----------|------------------------------|
| 20 団体 | 目標の指標を、会議体の件数から連携団体数に変更したため。 |

実施状況

| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|-------|---|----------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 18 団体 | 学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行った。 また、学習院大学と東京都市大学と連携して、外国籍住民の実態調査を実施した。 | B | 引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティとの連携を進めていく。 また、令和2年度に実施した実態調査の結果を分析し、区の施策への反映を検討する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業」は、児童虐待等要支援家庭の改善率の向上を目標に掲げていますが、令和2年度実績は54.8%の改善率であり、計画策定時の現状値（平成30年度）を上回る実績をあげています。この改善率は、改善・助言・施設入所を理由に終結した件数を相談・通告受理件数（非該当を除く）で除したものです。相談・通告受理件数が増加傾向にある中でも現状値を上回る改善がなされており、着実な成果をあげているものと考えます。

令和3年度以降も、虐待から子どもを守るため、関係機関とのネットワークの充実を図り、発生予防・早期発見・重篤化防止のための対策をより一層推進していくことを期待します。

「《重点》ひとり親家庭支援センター事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、相談件数は計画策定時の現状値（平成30年度）を下回りましたが、区に寄せられた寄附金を活用し、ひとり親支援を行う地域団体を通じて食糧支援を行うなど、困難を抱えたひとり親家庭の

生活安定に向けた取組を展開しました。この食糧支援がきっかけで多くの方が地域団体と繋がり、地域団体が独自で行っている相談や支援に結び付けることもできました。

令和3年度以降も、悩みや不安を抱えるひとり親が気軽に相談できる体制を強化し、それぞれの困難な状況に応じたきめ細やかな支援を実施していくことを期待します。

上記以外にも、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。それぞれの状況に応じた相談事業や支援事業を推進していくとともに、その取組にあたっては、地域、学校、関係機関等と連携し、効果的に取り組んでいく必要があります。

(2) 相談体制の充実と情報発信

「相談体制の充実と情報発信」は、1つの具体的な取組、28事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（14.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が21事業（75.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（7.1%）、事業終了が1事業（3.6%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------|-----------------------------|---------------|-------|
| 相談体制の充実と情報発信 | 《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 福祉包括化推進会議の設置 | 福祉総務課 | A |
| | 健康相談事業 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 精神保健福祉相談 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 消費生活相談事業 | 生活産業課 | B |
| | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課／教育センター | A |
| | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 人権擁護委員相談事業【再掲】 | 区民相談課 | B |
| | 子どもに関する相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | A |
| | 子どもからの専用電話相談【再掲】 | 子育て支援課 | C |
| | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 乳幼児健康相談【再掲】 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | マイほいくえん事業【再掲】 | 保育課 | B |
| | 乳幼児健全育成相談事業【再掲】 | 保育課 | B |
| | 教育相談【再掲】 | 教育センター | B |
| | 発達支援相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 発達障害者相談窓口【再掲】 | 障害福祉課 | B |
| | 区立幼稚園幼児教育相談【再掲】 | 教育センター | 終了 |
| | 巡回子育て発達相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 女性の専門相談【再掲】 | 男女平等推進センター | C |
| | 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 | 子ども若者課 | B |
| | 子ども・若者支援者への情報提供 | 子ども若者課 | A |
| | としま scope【再掲】 ※ | 企画課 | B |

※ 令和3年度より「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業に事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | | |
|------|-----------------------------|--|--|---|--|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | | |
| ④2 | 子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】 | 様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。 | | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) | |
| 担当課 | 子ども若者課 | ① 登録相談者数 ② 相談者の状況 | ①99人 ②問題が重篤化した状況で繋がり、継続支援になるケースが多い。 | ① 登録相談者数：250名 ② 問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。 | |

| 実施状況 | | | 令和3年度以降の 取組の方向性 |
|-------------------------------------|---|-------|---|
| 令和2年度 | | | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①144人 ②本人からの相談件数が家族からの相談件数を上回った。 | 情報提供としてアシスとしまカードを公立小中学校の卒業時に配付し、区の公式ツイッターへの投稿など行った。意識啓発として、出前講座や中高生センターへの出張相談により相談へのハードルを下げる活動を行った。 | B | 予防的支援の取組を更に進める。公立高校や通信制高校で出前講座を実施し、公立小中学校では児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまへ直接相談できる仕組みを作り、気軽に相談体験をすることで、将来の重症化予防に努める。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）」は、子ども・若者（概ね39歳まで）やその家族への相談援助を目的として平成30年7月に開設されましたが、令和2年度から相談員を拡充し、相談支援体制の強化を図りました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、登録相談者数は前年度実績を下回りましたが、電話による支援を積極的に行うなど、延べ支援回数は前年度実績を上回りました。小中学生に対する周知媒体の個別配付や区公式ツイッターへの投稿、メルマガ配信など、事業を周知することで相談しやすい環境を整えることにも力を入れており、相談支援に対する心理的障壁の除去にも寄与しているものと考えます。

令和3年度以降も引き続き、様々な困難を有する子ども・若者とその家族に応じた総合窓口として、他機関や地域と連携しながら個々の状況に合わせた支援に繋げていくことを期待します。

目標 VI

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

【概要】

目標VIでは、地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用しています。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備しています。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--|---|-------------------|
| 地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合 | 平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9% | |
| 子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合 | 令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8% | |
| 子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合 | 平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4% | |
| 多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという多し」と感じている区民の割合 | 令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6% | |

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|--------------------------------|--|
| (1)地域の力の活用 | ○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 |
| (2)安全・安心な社会環境の整備 | ●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール) |
| (3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり | ●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標VI)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|--------------|---------------|--------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 計画事業 | 6 | 31 | 6 | 1 | 44 |
| 新規事業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 全事業 | 7 (14.3%) | 34 (69.4%) | 7 (14.3%) | 1 (2.0%) | 49 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、事業統合となった1事業を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標VIは重点事業・計画事業あわせて49事業で構成されていますが、A及びBで83.7%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。なお、アート・カルチャーによるまちづくりをより一層推進するため、新たに1事業が加わりました。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 地域の力の活用

「地域の力の活用」は、3つの具体的な取組、20事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（15.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が10事業（50.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が6事業（30.0%）、評価D（未実施）が1事業（5.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------------------|------------------------------|--------------|-------|
| 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援 | スポーツ推進委員事業 | 学習・スポーツ課 | C |
| | 民生委員・児童委員事業 | 福祉総務課 | B |
| | 青少年育成委員会支援事業 | 子ども若者課 | C |
| | コミュニティソーシャルワーク事業 | 福祉総務課 | A |
| | 地域福祉サポーターの養成と推進 | 社会福祉協議会 | B |
| | 地域活動交流センター管理運営 | 区民活動推進課 | C |
| 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 | 《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 | 子ども若者課 | B |
| | 若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会） | 子ども若者課 | B |
| | 生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催） | 福祉総務課 | A |
| | 豊島区子育てネットワーク会議 | 子育て支援課 | B |
| | 中小規模公園活用プロジェクト | 公園緑地課／企画課 | A |
| | 地域・大学連携事業 | 指導課 | B |
| | コミュニティ・スクール導入等促進事業 | 庶務課／指導課 ※ | B |
| | 地域子ども懇談会 | 放課後対策課 | B |
| | 子ども食堂ネットワーク【再掲】 | 子ども若者課 | C |
| | としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】 | 福祉総務課 | B |
| 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | 《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 | 男女平等推進センター | C |
| | 企業・事業所への啓発事業 | 男女平等推進センター | D |
| | ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催 | 男女平等推進センター | C |
| | モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 | 人事課 | B |

※ 令和2年度より「指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|---------------------------|--|--|--------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ②18 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 | 子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。 | 子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ネットワークイベント参加者数 | 244人 400人 |

| 目標値(令和6年度)見直し | |
|---------------|---|
| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
| 200人 | 協議会設置要綱にある地域関係機関数は約60団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。 |

| 実施状況 | | | |
|-------|---|-------|--|
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 44人 | コロナ禍のため人数制限し「講演会」を実施した。支援者を対象とした「会議」はWEBと会場で実施し、パネルディスカッションとグループワークで意見交換を行った。 | B | 講演会に替えてしまテレビの情報番組を活用し広く情報を提供する。会議については2年度同様にWEBと会場で実施する。 |

| 重点事業 | | | |
|--------------------------|--|---|------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ②26 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 | 企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。 | 区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 男女平等推進センター | 認定企業数 | 50社 95社 |

| 目標値(令和6年度)見直し | |
|---------------|--|
| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
| 75社 | コロナ禍により区内中小企業の経営状況が厳しく、ワーク・ライフ・バランス認定申請が難しい状況であったため。 |

| 実施状況 | | | |
|-------|--|-------|---|
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 55社 | 令和2年8月～10月まで認定申請を受付。11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定。令和3年1月に認定書授与を行った。 | C | としま WLB ネットワークミーティングを感染症対策実施の上で開催。産業団体や介護保険課とも連携し、認定制度のさらなる周知を図る。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により講演会の人数制限を行うなど限定的な活動となりましたが、支援者を対象とした会議ではオンラインと対面を併用して意見交換を行うなど、コロナ禍でも一定の成果が得られたものと考えます。

令和3年度以降も、子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図り、困難を抱えた子ども・若者に対して重層的な支援を行うとともに、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組んでいくことを期待します。

「《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」は、働きながら子育てできる環境を整備する上でも重要な取組ですが、コロナ禍により制度周知関係の事業が中止になったことや、中小企業の経営困難等の理由により、認定企業数が制度創設後初めて減少に転じました。

一方、毎年実施している「協働のまちづくりに関する区民意識調査」では、「ワーク・ライフ・バランスへの理解が深まっていると思う区民の割合」が徐々に高まっています。

今後も引き続き、区民をはじめ区内の企業・事業主など、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進が図られるよう、普及啓発の取組を推進していくことを期待します。

(2) 安全・安心な社会環境の整備

「安全・安心な社会環境の整備」は、3つの具体的な取組、20事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（15.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が15事業（75.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.0%）、事業統合が1事業（5.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------|--------------------------------|---------------|-------|
| 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 | 《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業 | 住宅課 ※1 | B |
| | 空き家利活用推進事業 | 住宅課 | B |
| | 近居・多世代同居の推進 | 住宅課 | B |
| | 公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知 | 子育て支援課 | C |
| 有害環境等への対応 | 薬物乱用防止教育 | 指導課 | B |
| | 情報モラル教育 | 指導課 | B |
| | PTAと連携した「SNSルール」の活用 ※2 | 庶務課 | 統合 |
| | 不健全図書類等規制対策事業 | 子ども若者課 | B |
| 防犯・事故予防の推進 | 子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 安全・安心パトロールの実施 | 防災危機管理課 | A |
| | 小学校児童の通学路安全対策の推進 | 学務課 | A |
| | 学校安全安心事業 | 学務課 ※3 | B |
| | 安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール） | 庶務課／指導課 ※4 | B |
| | 区立小学校・学童クラブの入退室管理システム | 学務課／放課後対策課 | A |
| | 交通安全施設整備事業 | 道路整備課 | B |
| | 交通安全対策事業 | 土木管理課 | B |
| | 中学校自転車安全教室（スクエアード・ストレイト授業） | 土木管理課 | B |
| | 自転車ヘルメット普及啓発事業 | 土木管理課 | B |
| | 高齢者安全運転支援装置設置促進事業 | 土木管理課 | B |
| | 公園等防犯カメラ整備事業 | 公園緑地課 | B |

※1 令和3年度より「福祉総務課」に担当課変更

※2 令和2年度より「情報モラル教育（指導課）」に統合

※3 令和2年度より「庶務課」から担当課変更

※4 令和2年度より「指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和 2 年度における重点事業（1 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|------------------------|--|--|----------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ②30 子育てファミリー世帯への家賃助成事業 | 子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。 | 区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 住宅課 | 新規家賃助成数 | 30件 ※家賃助成総件数 123件 |
| | | | 60件 |

| 実施状況 | | | 令和 3 年度以降の取組の方向性 |
|---------|--|-------|--|
| 令和 2 年度 | | 主管課評価 | |
| 実績 | 取組内容 | | |
| 41 件 | 福祉分野との連携強化のため、事業の所管を令和 3 年度より保健福祉部に移管した。 | B | ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行う。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業」では、令和 2 年度における新規家賃助成数が計画策定時の現状値（平成 30 年度）を上回っており、子育てファミリー世帯の居住環境の改善や定住化に一定の成果が得られました。

当事業は令和 3 年度に保健福祉部へ事務移管し、福祉部門との連携強化が図られます。子育てファミリー世帯が暮らしやすい、子育てしやすい環境の整備に向けた取組が、より一層進展していくことを期待します。

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

「子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり」は、1つの具体的な取組、10事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価 A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（10.0%）、評価 B（目標に資する取組ができた）が9事業（90.0%）となっています。

なお、新規事業として「IKE-CIRCLE による文化・観光情報発信（文化デザイン課）」が加わりました。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|----------------|---------------------------|---------|-------|
| 文化・芸術に親しむ環境づくり | 《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 | 文化観光課 | A |
| | トキワ荘通りお休み処の運営 | 文化観光課 | B |
| | 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 池袋西口公園野外劇場管理運営事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 池袋モンパルナス回遊美術館事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 「フェスティバル/トーキョー」開催事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 庁舎まるごとミュージアム運営事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 熊谷守一美術館の運営 | 文化デザイン課 | B |
| | IKE-CIRCLE による文化・観光情報発信 ※ | 文化観光課 | B |

※ 計画策定後の新規事業（令和2年度～）

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|-------------------------------|---|------|---|------------|
| 事業名 | | 事業目標 | | 事業内容 |
| 新規 250 トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 | 豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。 | | トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。 | |
| | 目標 | | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 文化観光課 | 来館者数 | 設置に向けて検討中 | 100,000人 |

| 実施状況 | | | |
|---------|--|-------|-------------|
| 令和2年度 | | | 令和3年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 69,717人 | コロナ禍で開館予定日が遅れ、令和2年7月7日に開館した。人数制限等により実績値は目標に及ばなかったものの、「開館記念企画展 漫画少年とトキワ荘」や「トキワ荘のアニキ 寺田ヒロオ展」などの企画展を開催し、マンガ・アニメ文化の発信に努めた。 | A | 年3回 特別企画展開催 |

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営」では、令和2年7月の開館以来、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じながら、多くの方に来館いただきました。子ども・若者が成長していく過程で、文化や芸術に触れ、日頃味わえないような感動や刺激を直接体験することは、豊かな感性と創造性を育むことができます。また、豊島区ゆかりのトキワ荘でマンガ文化に触れる機会を創出することにより、地域への愛着や地域住民としての意識の醸成にも寄与します。

今後も引き続き、豊島区が培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、豊島区で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌を作り上げていくことを期待します。

3 まとめ

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう状況の中、令和2年4月には東京都に1回目の緊急事態宣言が発令され、豊島区でも区立学校や保育園の臨時休校・休園をはじめ、区施設の休館・利用制限など、区民生活に多大なる影響を与えました。本計画に掲げた事業も、その大半が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い休止・延期・規模縮小などの措置を取らざるを得なくなるなど、子ども・若者や子育て家庭への影響は少なくありませんでした。

そうした困難な状況の中でも、職員自らが創意工夫し、試行錯誤しながら、計画に掲げた各事業の推進に向けて積極的に取り組んできました。特に、オンライン会議や SNS の活用、動画配信など、一般論として今まで行政が遅れていると言われてきた分野が、この1年で一気に進んだことは、コロナ禍にあって、非常に良いことであったと思います。また、行政のみならず、区民や NPO 法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等が、それぞれの立場で主体的な活動を広げていくとともに、相互に連携・協力し、補完し合いながら、子どもや家庭の主体性を重視した施策運用を展開してきたことも、大きく評価すべき点の一つであると言えます。

その結果、計画の実施状況調査において「目標に大きく資する取組ができた」「目標に資する取組ができた」と回答した事業は、全事業の87.7%にものぼります。かつてない状況の中で迎えた計画初年度となりましたが、計画全体としては、概ね良好な実施状況であったと総括できるでしょう。

令和3年度以降も、新型コロナウイルス感染症による影響は続いていくものと思われます。コロナ禍で顕在化した困難層に対する迅速かつ的確な支援、with コロナや after コロナを見据えた事業展開など、課題は山積していますが、計画の基本理念である「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」の実現に向けて、行政や地域の多様な主体が垣根を越えて力を合わせ、「オールとしま」でこの難局を乗り越えていくことを期待します。

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）

令和2年度実施状況

令和4年1月

編集：豊島区青少年問題協議会

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課



豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和2年度実施状況 【資料編】

| | | |
|------------|-------------------------------------|----|
| 目標Ⅰ | 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する | |
| | (1) 子どもの権利に関する理解促進 | 1 |
| | (2) 子どもの意見表明・参加の促進 | 1 |
| | (3) 子どもの居場所・活動の充実 | 2 |
| | (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 | 4 |
| 目標Ⅱ | 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | |
| | (1) 子どもや家庭への医療・健康支援 | 7 |
| | (2) 子育て家庭への支援 | 9 |
| 目標Ⅲ | 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する | |
| | (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | 12 |
| | (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | 15 |
| | (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援 | 16 |

| | | |
|------------|-----------------------------------|----|
| 目標Ⅳ | 若者の自立と社会参加を支援する | |
| | (1) 若者の自立支援 | 18 |
| | (2) 若者の参加支援 | 20 |
| 目標Ⅴ | それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | |
| | (1) 状況に応じた支援 | 22 |
| | (2) 相談体制の充実と情報発信 | 30 |
| 目標Ⅵ | 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する | |
| | (1) 地域の力の活用 | 34 |
| | (2) 安全・安心な社会環境の整備 | 36 |
| | (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり | 38 |

(注釈)

- 重点事業は薄橙色で網掛け表示
- 新規事業は薄黄色で網掛け表示
- 終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---------------------------|---|-------|-------|---------------------------|------------------|---|--|--|---------------------------------|--------------------------|--------------------------------|---|---|---|--|---|-----------|-------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| 目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 子ども権利に関する理解促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①子どもの権利の普及啓発・情報発信 | 子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。 | 子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。 | 重点事業 | 1 | 「子どもの権利」の理解の普及・啓発 | 子ども若者課 | 子どもの権利に関する条例の普及を図ります。 | 小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせたわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関する施設等に配布します。 | 普及啓発媒体の種類 | | リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施 | - | リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成 | 学習用パンフレットの作成 | 既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配布するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習用パンフレットを作成した。 | B | 令和3年度以降は子どもの権利条例周知用パンフレットの内容を改訂する予定ほか、新たな普及啓発のツールについて検討する。 | 不要 | - | - | |
| | | | 計画事業 | 2 | 「子ども月間」事業 | 子ども若者課 | 子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。 | 子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。 | 子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上イベントを行っています。 | | 継続実施 | - | 広報誌にて「子ども月間」の周知 | コロナ禍で地域イベント等は実施できなかったが、「子どもキャンプまつり」での成果発表を子ども月間中にオンライン配信した。また、「子どもの権利」について中央図書館でパネル展示を実施したほか、広報誌やケーブルテレビにて周知を行った。 | B | 「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。 | | | | | |
| | | | 重点事業 | 3 | 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 | 子ども若者課 指導課 | 子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。 | 学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。 | ①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数 | ①2回 ②3回 ③1回 | ①5回 ②10回 ③2回 | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型 | ①1回【5回】 ②0回【5回】 ③0回【2回】 | 職員研修は小規模で開催。その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。 | 令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 | C | 不要 | - | - | | |
| ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援 | 子どもの権利について学ぶ機会を確保します。 | 子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。 | 計画事業 | 4 | 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 | 子ども若者課 指導課 | 学校での子どもの権利の学習機会を確保します。 | 「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。 | 実施校数 | | 毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施 | 数値維持継続型 | 0校【3校】 | 教育委員会と連携の上、子どもの権利擁護委員出張講座やCAPプログラム等の学校での「子どもの権利」学習プログラムの実施に向けた検討を行った。 | C | 講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 5 | 保育の質向上事業 | 保育課 | 子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。 | 企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。 | 実施園 | | 継続実施 | 数値維持継続型 | レミダワークショップ1園【2園】 CAPプログラム1園【1園】 | コロナ禍でそれぞれ1園ずつとなったが、感染防止対策を講じながら実施した。 | B | 感染症対策より効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。 | | | | | |
| (2) 子どもの意見表明・参加の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり | 子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。 | 意見表明や参加を促進するための事業を実施します。 | 重点事業 | 6 | としま子ども会議の開催 | 子ども若者課 | 子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。 | 「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。 | ①参加者数 ②提案採択数 | | ①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中 | ①30人 ②1件 | ①数値上昇型 ②数値維持継続型 | ①4人【20人】 ②0件【1件】 | 7月～11月にかけて全6回会議を実施し、12月に意見発表会を開催した。会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。 | C | 子ども会議の参加者数向上のために、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付し事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や想いを区の施策に繋げられるよう、会議の初回に基本計画担当者から区の施策や取組についての講演を実施する。 | 不要 | - | - | |
| | | | 計画事業 | 7 | 子どもの参加推進事業 | 子ども若者課 | 地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。 | 区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。 | 共催事業参加者数 | | 30人 | 数値維持継続型 | 30人【30人】 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、通年実施はせず、12月にオンラインで実施。 | C | 立教大学との連携により実施。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 8 | 利用者会議の開催 | 子ども若者課 放課後対策課 | 子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 | 子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。 | 利用者会議開催数 | | 55回 | 数値上昇型 | 44回【44回】 | 全スキップで利用者会議の開催。会議で出された意見を施設の運営や行事に反映した。 | B | 利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させる。 | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------------|--|-------|-------|---------------|----------|--|--|-----------------------|---------------------------------|---------------------|--------------------|---|--|----------|---|-----------------------|---------------------|-----------------------------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| ②子どもの意見表明・参加の促進 | 日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。 | 施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。 | 計画事業 | 9 | 子ども地域活動支援事業 | 子ども若者課 | 中高生が自主的に地域で活動できる機会実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。 | 子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援を行います。 | 参加者数 | | 160人 | 数値維持継続型 | 81人 【160人】 | (ｼﾞﾝｸﾞﾙ 東池袋) コロナ感染症の影響により、中高生が自主的な活動として地域の協力のもと計画したイベントが中止となった。(ｼﾞﾝｸﾞﾙ長崎) 委託事業者のコーディネートにより、ｼﾞﾝｸﾞﾙ利用者の中 高生自らが地域団体等の協力のもと、区民ひろば等でのボランティア活動やトキワ荘ミュージアム紹介動画制作を行った。 | C | 中高生が興味があり得意なジャンルで自主的な力を発揮できるような内容を企画し、実施する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 10 | 青少年指導者養成事業 | 学習・スポーツ課 | 参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとフォローアップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。 | 小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。 | ジュニアリーダー講習会の開催回数 | | 10回 | 数値維持継続型 | 0回 【10回】 | 新型コロナウイルス感染症対策のため休止開催のために検討を重ねたが、事業実施に至らなかった。 | C | 新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、事業の継続を目指す | | | | | |
| (3) 子どもの居場所・活動の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①子どもの居場所の充実 | 子どもの居場所を充実します。 | 施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。 | 重点事業 | 11 | 中高生センターの運営 | 子ども若者課 | 中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。 | 中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身に備われないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。 | ①登録者数 ②延べ利用者数 | ①1,980人 ②26,896人 | ①2,200人 ②32,000人 | ①数値上昇型 ②数値維持継続型 | ①1,649人 【1,800人】 ②18,762人 【32,000人】 | 約2カ月の休館を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支援映像制作やイベントを実施。また問題を抱える利用者増加に伴い、日々のコミュニケーションから心身が傷ついた中高生を早期発見し、関係機関との連携により対応している。 | B | 子どもの居場所・活動の充実 | 必要 | ①2,000人 ②30,000人 | ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため | | |
| | | | 重点事業 | 12 | 子どもスキップの運営・改善 | 放課後対策課 | 小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。 | 小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。 | 延べ利用者数 | 535,760人 | 540,000人 | 数値維持継続型 | 302,177人 内訳 学童クラブ (301,787人) 一般利用 (390人) 【540,000人】 | 感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月に「スキップの日」として各施設週2回程度、一般利用者を受け入れた。(実績外となるが、№16校庭開放は通年実施。) | C | 引き続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。 | 不要 | — | — | | |
| | | | 計画事業 | 13 | 放課後子ども教室事業 | 放課後対策課 | 小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。 | 区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。 | 延べ実施回数 | | 2,000回 | 数値上昇型 | 対面事業:212回 視聴回数:187回 【対面事業:1,800回】 | 感染症対策のため、G Suite for Educationを活用した「おうちで楽しむ動画」の配信を実施した。 | B | 動画配信を継続しながら、感染症対策を徹底した対面での教室を実施する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 14 | 子ども食堂ネットワーク | 子ども若者課 | 子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。 | 地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「しまし子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。 | 登録食堂数 | | 25食堂 | 数値上昇型 | 21食堂 【21食堂】 | コロナ禍により子ども食堂の開催ができなかったが、配食・宅食など工夫実施した子ども食堂がほとんどだった。子ども食堂ネットワークでは情報提供・情報共有のためネットワーク会議を実施した。 | B | 「子ども食堂ネットワーク」登録食堂数が増えることで食の提供だけでなく、子どもや子育て世帯の居場所を確保できる。 | | | | | |
| ②屋外遊び場の充実 | 子どもの遊び場の充実を図ります。 | 既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。 | 重点事業 | 15 | プレーパーク事業 | 子ども若者課 | 子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。 | 子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆたたく安心できる場所としての機能も併せ持ちます。 | ①参加者数 ②出張プレーパーク開催数 | ①31,002人 ②13回 | ①35,000人 ②20回 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①30,208人 【32,200人】 ②10回 【10回】 | 池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設6回及び2回、計10回実施した。 | B | 感染対策を行いながら、引き続き、子どもたちの自由な発想で安心して遊べる場所を提供する。外遊びが体験できる機会を増やせるよう出張プレーパークを実施する。 | 不要 | — | — | | |
| | | | 計画事業 | 16 | 小学校開放事業 | 放課後対策課 | 児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。 | 放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。 | 実施施設数(全小学校22校) | | 22校 | 数値維持継続型 | 22校 【22校】 | 学校開放協力員を配置し、感染症対策を講じながら、安全な遊び場として開放した。 | B | 継続して児童の安全な遊び場確保に寄与していく。 | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------|-------------------------------------|--------|-------------------------------|---|----------------|---|---|--|--|---|--|--|--|----------|--|-----------------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) |
| ②屋外遊び場の充実 | 子どもの遊び場の充実を図ります。 | 既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。 | 計画事業 | 17 | 公園・児童遊園新設改良事業 | 公園緑地課 | 近隣の公園対し区民満足度が低い、子どもたちが活用したいと思う公園を整備していきます。 | 既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。 | 新設・改修公園数 2園/年 | | 10園 (累計) | 数値維持継続型 | 2園 【2園】 | 区内最大となる「しまみどりの防災公園」を新設し、様々な防災機能を整備、また「しまキッズパーク」を新設し、障がいのある子どもも遊べるインクルーシブ公園を整備した。 | A | 老朽化又はニーズに合わなくなった公園を毎年一定数改修工事を進めています。 | | |
| | | | 計画事業 | 18 | 「しまキッズパーク」の整備・運営 | 公園緑地課 | 障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。 | 造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場になります。 (令和2年度より、「9月」に変更) | 利用者数 | | 440,000人 (累計) | 数値上昇型 | 70,618人 【60,000人】 | 令和2年9月開園 利用者：67,831人 イクバス活用(園外保育)：2,787人 | A | 障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図るとともに、イクバス活用及び園外保育の場としての活用を図る。 | | |
| ③活動・体験機会の充実 | 子どもの体験機会の充実を図ります。 | 子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。 | 重点事業 | 19 | 子どものための文化体験事業 (計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」) | 文化デザイン課 保育課 | 子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。 | 区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に親しめるワークショップ等のアートプログラムを展開します。 | ①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうじがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数 | ①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人 | 左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型 | ①視聴人数 6,077人 【入場者数 2,000人】 ②3回 128人 【参加者数 640人】 ③1回 視聴人数35人 【参加人数 30名】 ④20回、549人 【参加者数 延べ500人】 ⑤26回、623人 ※一部オンライン 【延べ参加人数 2,000人】 | NPO法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に気軽にアートに触れ合うイベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。 | B | 引き続き左記の取組を通して、子どもたちにアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも事業に参加するきっかけを提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。 | | |
| | | | 計画事業 | 20 | 次世代育成事業助成 | 文化デザイン課 | 家庭や学校や習い事とは別の場所での体験や、同世代の仲間たちと一緒に楽しむ時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。 | 区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ機会を提供します。(しま未来文化創利助成事業) | 体験プログラム数 | | 6プログラム | 数値上昇型 | 2プログラム 【2プログラム】 | 新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのワークショップから完全オンラインに変更。ジャンルは音楽、コマ撮りのアニメーションとし、体験の内容を充実させた。 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、オンラインだけでなく、対面でも行えるよう対策を強化し、安全にワークショップと、安心して実施。オンラインの良さも実践し、ハイブリッド型ワークショップを構築する。 | | |
| | | | 計画事業 | 21 | アトカル・マジカル学園 | 文化デザイン課 | 親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。 | 「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「しまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。 | プログラム提供日数 | | 『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度 | 数値維持継続型 | しまおやこ小学校 8日間 アートサポート児童館 3日間 【10日間】 | 池袋エリアを中心に展開する『東京芸術祭』のプログラムとして実施。親が観劇中等の子どもを預かる託児として展開し、子育て世代のアート体験をサポートした。 | B | アートサポート児童館のコンセプトを最大限引き出すため、国際的舞台芸術祭である『東京芸術祭』の実行委員会が事業に取り組んでいく。 | | |
| | | | 計画事業 | 22 | 図書館おはなし会・読み聞かせ事業 | 図書館課 | 子どもの読書機会の提供します。 | 子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。 | おはなし会等、読書普及企画の実施 | | 年1回以上 | 数値維持継続型 | — 【年1回以上】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業自体は未実施だが、代替的にテーマ展示会を行った。 | C | 継続実施。 | | |
| | | | 計画事業 | 23 | 生涯スポーツ推進事業 | 学習・スポーツ課 | 年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。 | 子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習会を行い、スポーツリーダーを育成します。 | 事業数 | | 35事業 | 数値上昇型 | 6事業 【22事業】 | コロナ禍で開催数が限定されたものの、スポーツ教室、スポーツリーダー講習会等を行い、子どもたちの体験機会を提供した。 | C | 事業の継続、充実を目指す。 | | |
| 計画事業 | 15 | プレーパーク事業【再掲】 | 子ども若者課 | 子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会の充実を図ります。 | 子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。 | 出張プレーパーク実施回数 | | 20回 | 数値上昇型 | 10回 【10回】 | 池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設6回及び2回、計18回実施した。 | B | コロナ禍ではあるが、身近な地域で外遊びの機会を提供できるように出張プレーパークを実施する。 | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------------------|-----------------------------|-------|-------|----------------------------|--------|---|--|-------------------------------|---------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|--|----------------------|--|-----------------------|-----------|--|-----------|---|---|---|---|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 見直し(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | | | | |
| ④学習支援の充実 | 学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。 | 区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。 | 重点事業 | 24 | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 | 福祉総務課 | 子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。 | コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。 | ①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数 | ①61回 ②1,112人 | ①65回 ②1,400人 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。 | B | 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。 | 不要 | — | — | — | | | | |
| | | | 計画事業 | 25 | としま未来塾 | 指導課 | 様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。 | 地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | |
| | | | 計画事業 | 26 | 小・中学校補習支援 コンピューター事業 | 指導課 | 各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。 | 各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援コンピューターとして配置します。 | 各学校に大学生等を補習支援コンピューターとして配置する校数 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | | | 計画事業 | 27 | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業 | 子育て支援課 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業 | A | 昨年同様、つながりを絶やさないよう工夫し、学力向上に努め、親への相談支援にもつなげたい。 | — | — | — | — | — |
| | | | 計画事業 | 28 | としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」 | 福祉総務課 | 地域の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。 | 地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効果的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。 | とこネット定例会の開催 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |

(4) 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------------------------|--|------|----|---------------|--------|---|---|-------------------------------|--|--------------------------------------|----------------------|---|--|---|--|------------|------------|---|----------------------------------|
| ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策 | 児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。 | 児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。 | 重点事業 | 29 | 子ども虐待防止ネットワーク | 子育て支援課 | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | ①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数 | ①2回 ②15回 | ①2回 (毎年度回数を維持) ②30回 | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 | ①1回 【2回】 ②30回 【20回】 | コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に関しては、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。 | B | 引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。 | ①不要 ②必要 | ①— ②40回 | — | ①— ②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため |
| | | | 重点事業 | 30 | いじめ防止対策推進事業 | 指導課 | 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。 | ①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心気面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立ちます。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | ①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施 | ①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施 | ①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①小学校 82.2% 中学校 96.8% 【100%】 ②職層に応じ年3回実施 【年3回】 | 心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催 教員研修の実施(5回) 臨時休業明けに校内心のケア委員会を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回) ※委員会・調査・研修以外に、コロナ禍での長期休業明けの対応を十分に行うことができたため。 | B | 学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない・させない・見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスクリーンや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。 | 不要 | — | — | — |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------------------------|--|-------|-------|---------------------------|------------------|--|--|--------------------------|---------------------------------|---------------|----------------|--|---|--|--|-----------------------|---|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策 | 児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。 | 児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。 | 計画事業 | 31 | 児童虐待防止の普及・啓発 | 子育て支援課 | 児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中で気づきから早期発見につなげます。 | 児童虐待防止に関する区民への理解促進を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。 | 区民講演会参加人数 | | 85名 | 数値維持継続型 | 66名 [85名] | 「子どもの感情の育て方」というテーマで、コロナ禍ではあるが、保育も実施し、子育て中の保護者も参加できるように配慮した。 | B | 引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 32 | こんには赤ちゃん事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。 | 産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。 | 訪問率 | | 100.0% | 数値維持継続型 | 88.7% [100%] | 赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施。 | B | 赤ちゃん訪問を継続して実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 33 | 子育て訪問相談事業 | 子育て支援課 | 親子の孤立化防止のために訪問し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。 | 支援施設に意向することが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスを紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | 訪問件数 | | 4,000件 | 数値上昇型 | 3,707件 [2,600件] | 保護者や関係機関からの要請に応じ訪問を行い、信頼関係を築きながら、助言等を行うことができた。 | A | コロナ禍でさらに孤立している家庭が増えているためより支援を提供していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 34 | 母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業) | 子育て支援課 | 要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。 | 見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。また、より要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。 | 母子一休型ショートケアの延利用日数 | | 100日 | 数値維持継続型 | 80日 [100日] | 保健師や子どもの権利グループからの相談から繋がる形で、要支援家庭の利用をすすめた。 | B | 要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 35 | 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 | 子育て支援課 | 様々な理由から公的支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者とその子どもを一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもを権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 助成団体数 | | 1団体 | 数値維持継続型 | 1団体 [1団体] | 事業について公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームドクター及びオーガナイザー養成等の事業費への補助を行った。 | B | 令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 36 | スクールカウンセラー事業 | 指導課 教育センター | 都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。 | 都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 配置校数 (全小中学校30校) | | 30校 | 数値維持継続型 | 30校 [30校] | 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 | A | 今後も配置の維持を東京都に依頼する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 37 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育センター | 学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。 | 学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。 | (全小中学校30校) | | 30校 | 数値維持継続型 | 29校 [30校] | コロナで休校が続くなどの影響により、拠点校配置型を一部導入することはできなかったが、支援にクロムブックを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。 | B | 学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。 | | | | |
| ②相談・救済体制の整備 | 虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。 | 子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。 | 重点事業 | 38 | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置 | 子ども若者課 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に対応するために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | ①設置 ②相談件数 | ①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中 | ①令和3年度中に開設 ②50件 | ①ー ②数値上昇型 | ①設置に向け検討 ②ー | 「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。 | B | 子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。 | ①必要 ②不要 | ①令和4年度中に開設 ②ー | ①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②ー | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------|--|-------|-------|---------------------|--------|--|---|--------------------------|---------------------------------|---------------|-------------------------------|--|-----------------------|---|--|-----------------------|-------------|------------------------------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | |
| ②相談・救済体制の整備 | 虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。 | 子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。 | 重点事業 | 39 | 子どもの権利擁護委員相談事業 | 子育て支援課 | 子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | 5件 | 10件 | 数値上昇型 | 15件【7件】 | ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。 | B | 引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター（仮称）の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。 | 必要 | 20件 | 中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。 |
| | | | 計画事業 | 40 | 児童相談所の設置・運営 | 子育て支援課 | 児童相談所を設置し、児童虐待に迅速、確実に対応する体制を実現します。 | 児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。 | - | - | - | - | 東京都及び厚生労働省との協議に向けた児童相談所設置計画書を作成。また、他自治体及び児童養護施設等へ20名超の職員派遣を実施し人材育成を推進するとともに、児童相談所開設アドバイザーを含む専門職の職員採用を進め、組織体制の確保及び強化を図った。 | B | 政令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、より具体的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを着実に進め、円滑な運営のための体制整備を推進する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 41 | 人権擁護委員相談事業 | 区民相談課 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。 | 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。 | - | - | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。 | B | コロナ禍においても電話相談を継続する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 42 | 子ども若者総合相談事業（アシスとしま） | 子ども若者課 | 子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施し、必要な支援へ繋げていきます。 | 登録相談者数 | 250人 | 数値上昇型 | 144人【150人】 | SNS等での情報発信、公立高校等での出前講座、中高生センタージャンプでの出張相談などで、相談のハードルを下げるための活動を実施した。 | B | 引き続き、予防的支援を強化し、気軽に相談できる窓口を目指し、重篤化する前からの相談に繋がるよう情報発信と意識啓発に努める。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 43 | 子どもに関する相談事業 | 子育て支援課 | 東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。 | 0～18歳の子どものその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。 | 機関連携数 | 500件 | 数値上昇型 | 345件【400件】 | 保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。 | B | 引き続き連携を密にし、切れ目のない支援を行う。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 44 | 子どもからの専用電話相談 | 子育て支援課 | フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けられる環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。 | 18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。 | 子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数 | 4件 | 数値上昇型 | 1件【2件】 | フリーダイヤルの周知が不足しているため件数が少ない。 | C | 小学校4年生から中学生までに学校を通しフリーダイヤルの周知に努める。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 45 | 子ども家庭女性相談事業 | 子育て支援課 | DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 | 相談件数 | 14,000件 | 数値上昇型 | 10,746件【12,000件】 | DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施。 | B | あらゆる機会を捉え、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------|-------|----------------------------------|----------------------------|---|--|---------------------------|---------------------------------|------------------|------------------|----------------------------------|---|-------------------------|--|------------------------|--------------|---|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| 目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 (1) 子どもや家庭への医療・健康促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①妊娠期からの切れ目ない支援 | 妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。 | 妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。 | 重点事業 | 46 | ゆりかご・としま事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 | 妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。 | 妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。 | ①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率 | ①58.8% ②72.6% | ①70.0% ②80.0% | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①84.8% 【-】 ②66.9% 【73%】 | 妊婦の「ゆりかご面接」と産後の「おめでとう面接」を実施。「ゆりかご面接」においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ゆりかご応援グッズにタクシー移動に利用できる金券1万円分を追加配付した。「おめでとう面接」面接においては、コロナ禍への対応として、電話での受付を可能とし、対応期間も概ね1歳3か月までに延長した。 | B | 「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図ります。 | 必要 | ①68% ②74% | ①長期計画との整合性を図ったため ②コロナ禍により令和元年度・令和2年度の面接率は減少しており、短期間での回復は難しい見込みのため。 | | |
| | | | 計画事業 | 47 | 妊婦健康診査 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 出産にかかる経済的負担を軽減し、妊婦が安心して出産することができるよう支援を行います。 | 妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊娠につき妊婦健康診査受診券(14枚)・超音波受診券・子宮頸がん検診受診券を交付し、健診の公費助成を実施します。 | 初回検査実施率 | | 95.0% | 数値維持継続型 | 92.8% 【95%】 | すべての妊婦が健診を実施できるように受診券を交付する。 | B | 転入者も含め健診受診券等を配布するよう周知する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 48 | 妊産婦歯科健康診査事業 | 健康推進課 | 妊産婦の口腔衛生の向上、安全な出産乳幼児の健全な発育のため、歯科健診を通じかかりつけ歯科をもちつことを啓発します。 | 妊娠中から産後または妊娠終了後1年以内の女性を対象に、1回の妊娠につき、1回の歯科健診及び保健指導を実施し、妊産婦と子の歯と口腔の健康を推進します。 | 受診率(38%) | | 受診率40% | 数値維持継続型 | 38% 【40%】 | 乳児健診事業での啓発のチラシを配布。 | B | HPやアプリなどを使用し、情報発信を充実させる。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 49 | 妊産婦・乳幼児保健指導事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 経済的負担を軽減し、すべての妊産婦や乳幼児が健診を受けられるよう支援を行います。 | 経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に保健指導券を交付し、指定医療機関において保健指導を実施します。 | 保健指導券発行率 | | 100% | 数値維持継続型 | 100% 【100%】 | 健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診券を発行。 | B | 継続して実施。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 50 | 産後ケア事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 育児に関する負担を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児不安等が認められる産後4か月未満の母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。 | 利用延べ日数 | | 470日 | 数値維持継続型 | 423日 【470日】 | 事業委託にて、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を提供。 | B | 産後ケア事業を継続して実施。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 51 | 育児支援ヘルパー事業 | 子育て支援課 | 育児支援ヘルパーの利用を助め出産、育児の負担の軽減を目指します。 | 保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。 | 育児支援ヘルパー派遣回数 | | 3,500回 | 数値上昇型 | 3,042回 【2,900回】 | 出産、育児の相談時育児支援ヘルパーの利用方法を提案し、利用を促進した。 | B | 育児支援ヘルパーの利用回数が増加したこと、さらに利用を促進していく。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 52 | としま育児サポーター | 健康推進課 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 赤ちゃん訪問後も不安のある方へ助産師が個別訪問し、3～4か月児健診までのきめ細やかな支援を行います。 | 訪問数 | | 270人 | 数値維持継続型 | | 306人 【270人】 | 育児サポーター（助産師）による家庭訪問を実施。 | B | 育児サポーターによる家庭訪問を継続して実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 53 | としま見る知るモバイル(令和3年度より「もっと見る知る」に変更) | 健康推進課 長崎健康相談所 | 妊婦・子育て中の記録を管理することができ、必要な情報を簡単に入手することができるよう、支援体制の充実を図ります。 | 結婚・妊娠・出産・子育て支援の情報発信を行うアプリを導入し、双方向の支援を実施します。また、予防接種スケジュール管理とお知らせメールの自動配信を行います。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 新規登録者数 | | 各年度1,000件 | 数値維持継続型 | 1,000件 【1,000件】 | 妊娠届時、生後2か月の予防接種予診券発送時にチラシで加入を促す。 | B | 契約事業者の変更によりアプリ対応になった。利用者の使い勝手の向上と、プッシュ通知による情報発信を充実させる。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 54 | ようこそ新米ママのひろば事業 | 健康推進課 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 生後4か月未満の乳児とその保護者を対象に、乳児の成長と母体の健康状態を確認し、育児に関する相談やメンタルケアを実施することにより、育児不安の軽減と母親のリフレッシュの機会を提供します。 | 実施回数 | | 12回 | 数値維持継続型 | 9回 【12回】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間12回の予定のところ9回の実施。 | C | 年間12回、継続して実施。 | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|---|-------|-------|-----------------|------------------|---------|---|---|-------------------------------------|------------------|--------------------|--|---|----------------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------|---|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | |
| ①妊娠期からの切れ目ない支援 | 妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。 | 妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。 | 計画事業 | 55 | 豊島区特定不妊治療費助成事業 | 健康推進課 | | すべての人が安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。 | 不妊治療を受ける夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、「東京都特定不妊治療助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療)にかかった保険適用外の治療費の一部を助成します。 | 助成件数 | 500件 | 数値上昇型 | 407件【280件】 | 都による所得制限の撤廃により申請数が大幅に増加した。 | B | 継続して実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 56 | 入院助産 | 子育て支援課 | | 経済的に困難な妊産婦の自立につながります。 | 入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。 | 利用者数 | 10件 | 数値維持継続型 | 5件【10件】 | 病院からの情報提供、保健師との連携、子どもの権利Gとの連携、入院助産にはならない妊婦についての相談もしている | B | 病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、その後の生活支援も行う。 | | | |
| | | | 計画事業 | 32 | こんには赤ちゃん事業【再掲】 | 健康推進課 長崎健康相談所 | | 育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。 | 産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。 | 訪問率 | 100.0% | 数値維持継続型 | 88.7%【100%】 | 赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施。 | B | 赤ちゃん訪問を継続して実施。 | | | |
| ②子どもの健康確保のための取組 | 乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 | 乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。 | 重点事業 | 57 | 乳幼児健康診査 | 健康推進課 長崎健康相談所 | | 乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。 | 3~4か月児、6~7か月児、9~10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3~4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健康診査を実施しています。 | ①乳児(3~4か月児)健康診査受診率 ②3歳児健康診査受診率 | ①93.5% ②92.2% | ①数値上昇型 ②数値維持継続型 | ①87.5%【95%】 ②94.3%【95%】 | 新型コロナウイルス感染症対策のため保健所での集団健康診査を中止・延期したことに伴い、3~4か月児健康診査については区内契約医療機関での個別健康診査を5月から9月まで実施、3歳児健康診査については6月7月の集団健康診査の回数を追加した。 | B | 引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 | 必要 | ①— ②95.0% | ①— ②特病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正 |
| | | | 計画事業 | 58 | 乳幼児歯科衛生相談事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | | むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子を増やします。 | 乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置(フッ化物塗布)を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。 | ①3歳児健診時のむし歯のない子どもの割合 ②1歳児歯科健診受診率 | ①95% ②60% | ①数値上昇型 ②数値維持継続型 | ①91%【92%】 ②52.5%【60%】 | 緊急事態宣言時、感染拡大防止のため一時、事業中止・延期し、1歳児歯科健診年間24回を20回、こども歯科(2歳児歯科)健診を年間46回を31回実施した。 | B | こどものむし歯予防のため、継続して実施する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 59 | 新生児聴覚検査事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | | 全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、早期発見、早期療育につながります。 | 聴覚障害は早期発見と適切な治療・支援が行われることにより、音声言語の発達への影響を最小限に抑えられることができます。検査費用の一部公費助成により経済的負担を軽減することで、全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、医療機関との連携により、早期発見、早期療育につながります。 | 初回検査実施率 | 95% | 数値維持継続型 | 87.6%【95%】 | 妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行った。また、必要に応じて精密健康診査を発行した。 | B | 初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図る。 | | | |
| | | | 計画事業 | 60 | 乳幼児健康相談 | 健康推進課 長崎健康相談所 | | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。 | 実施回数 | 42回 | 数値維持継続型 | 37回【42回】 | 新型コロナ感染症拡大防止のため、年間42回の予定のとこ37回の実施。 | B | 継続して実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 61 | 予防接種事業 | 健康推進課 | | 感染症の重症化や死亡件数を抑え、集団感染による感染拡大を防止します。 | ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。 | 接種率 | 94.0% | 数値維持継続型 | 93.1%【94%】 | 接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを発送し、費用助成を行った。 | B | 継続して実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 62 | 先天性風しん症候群予防対策事業 | 健康推進課 | | 胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR(麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン)または風しん予防接種費用の全額助成を行います。 | 先天性風しん抗体検査実施件数 | 1,000人 | 数値維持継続型 | 893人【1,000人】 | 妊娠・子育て世代対象に抗体検査を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。 | B | 継続して実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 63 | 子どもの医療費助成事業 | 子育て支援課 | | 子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上につながります。 | 中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費(乳幼児は食事負担額を含む)の自己負担分を助成します。 | — | — | — | — | — | 制度変更はなく、例年どおり医療費助成事業を実施した。 | B | 制度変更の予定はなく、例年どおり医療費助成事業を着実に実施する。 | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|---|-------|-------|--------------------|--------|---|--|----------------|---------------------------------|-------------------------|----------------------|--|--|----------|---|-----------------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) |
| ②子どもの健康確保のための取組 | 乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 | 乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。 | 計画事業 | 64 | 休日診療事業 | 地域保健課 | 医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を確保します。 | 休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。 | 年間開設日数 | | 年間開設日数 休日67日、土曜準夜49日 | 数値維持継続型 | 年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日 【年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日】 | 休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。ただコロナ禍のため年間を通して受診控えが目立った。 | B | 従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。 | | |
| | | | 計画事業 | 65 | 平日準夜間小児初期救急診療事業 | 地域保健課 | 平日準夜間帯における、小児の救急診療の受け皿を確保します。 | 都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。 | 年間開設日数 | | 年間開設日数 平日243日 | 数値維持継続型 | 年間開設日数：平日242日 【年間開設日数：平日242日】 | 平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。コロナ禍のため年間を通して受診控えがあった。 | B | 従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。 | | |
| | | | 計画事業 | 66 | こどものげん息水泳教室 | 地域保健課 | げん息に負けない体づくりをする機会を提供します。 | 気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。 | 実施回数 | | 各年度20回 | 数値維持継続型 | 0回 【20回】 | コロナウイルス感染予防のため、全20回を中止。 | D | 令和3年度は、コロナウイルス感染予防対策をしながら、事業の実施予定。但し、国や都からの自粛要請に伴い、プール等が使用できない場合は、中止する。 | | |
| | | | 計画事業 | 67 | 子どものための禁煙外来治療費助成事業 | 地域保健課 | 胎児を含む子どもを喫煙による健康被害から守ります。 | 胎児を含む子どもを喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもの同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。 | ①登録件数 ②助成件数 | | ①10件 ②10件 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①登録5件 【登録15件】 ②助成1件 【助成15件】 | 世界禁煙デーに合わせて5/31広報しまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆかり面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行った。 | B | 令和3年度から、目標値及び予算額を10件に目標とする。今後は継続的に目標を達成できるように、機会や対象者を捉えて事業を周知する。 | | |

(2) 子育て支援サービスの充実

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------------|----------------------------------|------|----|---------------------------|----------|--|--|--------------------------|----------------------|----------------------|------------------|--|---|---|---|----|---|
| ①子育て支援サービスの充実 | 子育て家庭への支援を推進します。 | 個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。 | 重点事業 | 68 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業 | 子育て支援課 | 親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | ①センター来館者 ②センター新規登録世帯数 | ①41,456人 ②1,630世帯 | ①45,000人 ②2,000世帯 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①23,992人 【36,000人】 ②771世帯 【1,700世帯】 | コロナ禍で低い達成率にどまったものの、開館の日程、利用可能な事業について、随時ホームページやSNSで発信した。コロナ禍での感染防止対策、密を避けた定員設定も併せて周知し、安心して利用できるようにした。 | B | 引き続きセンター事業の周知を推進し、利用につなげる。 | 不要 | — |
| | | | 重点事業 | 69 | 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営、開設 | 地域区民ひろば課 | 地域における子育て世代の交流の場を提供します。 | 地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。 | 延べ利用者数 | 219,611人 | 222,500人 | 数値上昇型 | 94,774人 【175,220人】 | コロナ禍で区民ひろばの運営や事業実施に支障が生じたものの、各区民ひろばで館内・共有物の消毒など安全性を考慮して、子育て世代向けの事業を実施した。また、より多くの方が事業に参加できるよう事業実施回数を増やした。ミニキャブサービスなど関係部署と連携して子どもの安全に関する情報発信を行った。 | B | 引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。 | 不要 | — |
| | | | 計画事業 | 70 | 子どもショートステイ事業 | 子育て支援課 | 宿泊を伴う子どもの預け先を確保し、必要とする家庭を支援します。 | 保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う保育を行います。 | 利用泊数 | | 450泊 | 数値上昇型 | 421泊 【366泊】 | 区内での受入れ先（協力家庭）を増やすため、ホームページや区報への募集記事掲載、虐待防止区民講演会や養育家庭体験発表会などのイベントでの周知を行い、説明希望者に対しては東西子ども家庭支援センターにて個別説明会を実施した。また、保護者入院時の利用期間等を考慮し、年間利用可能泊数を拡大した（6泊→12泊）。 | B | 引き続き区内協力家庭の拡大に向けた取り組みを行う。また、利用状況を踏まえ、ショートステイ受け入れ委託施設追加の検討を進める。 | | |
| | | | 計画事業 | 71 | ファミリーサポートセンター事業 | 子育て支援課 | 地域での子育ての相互援助を支援します。 | 生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の連携を行い、地域の中での子育てを援助します。 ※令和2年度より、事業内容一部変更 | 援助会員数 | | 200人 | 数値上昇型 | 173人 【190人】 | コロナ禍により援助会員養成講座（年2回）を中止せざるを得ず、新規登録がなかったことから、援助会員数が目標より減少した。 | B | 養成講座の確実な実施により援助会員の拡大を図る。 | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------------------|----------------------------------|-------|-------|-----------------------------|------------------|---|--|--|---------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--|---|----------|---|-----------------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| ①子育て支援サービスの充実 | 子育て家庭への支援を推進します。 | 個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。 | 計画事業 | 72 | 子育て支援総合相談事業 | 子育て支援課 | 子育てナビゲーターが、妊娠・出産・子育てに関する相談にお応えし、また、ご家庭の状況に応じた子育て情報を提供します。 | 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠前から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図ります。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。 | 受付件数 | | 5,000件 | 数値上昇型 | 3,414件 【4,800件】 | コロナ禍により来所者数は減少したが、感染対策のための室内レフト変更や電話対応への注力を行った。 | B | 各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。 | | | |
| | | | 計画事業 | 73 | 子育てひろば事業補助 | 保育課 | 身近な地域における子育て家庭への支援を広げます。 | 身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。 | 運営助成数 | | 利用組数2,000組 | 数値維持継続型 | 1,936組 【2,000組】 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、4、5月は実施できなかったが、その後は感染対策を徹底しながら事業を再開した。 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての場が制限されている子育て家庭への支援の場として、引き続き実施していく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 74 | マイはいくえん事業 | 保育課 | 「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。 | 出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い立派保育園を「マイはいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。 | 登録者数(1園あたり平均) | | 増加 | 数値上昇型 | 9.1人 【10人】 | コロナ禍で地域の方の来園は限られていたが、その中でも見守りなどに来た方の登録や可能な範囲でイベント参加等も行った。 | B | コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅の子育て家庭等を支援していく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 35 | 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業【再掲】 | 子育て支援課 | 様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援します。 | 親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。 | 助成団体数 | | 1団体 | 数値維持継続型 | 1団体 【1団体】 | 事業について公募を行い、1団体について交付決定を行った。また、その団体におけるホームビジター及びオーガナイザー養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊産婦や区施設でのリフレット配付に協力した。 | B | 令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 51 | 育児支援ヘルパー事業【再掲】 | 子育て支援課 | 育児支援ヘルパーの利用登録を促し安心して出産、育児ができることを目指します。 | 保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。 | 育児支援ヘルパー登録数 | | 500件 | 数値上昇型 | 448件 【430件】 | 支援の必要な保護者に育児支援ヘルパーについて詳しく説明し登録を促す。 | B | 育児支援ヘルパーの利用時間数が増加したことでさらに利用しやすくなったことを伝え登録が促進される。 | | | |
| ②家庭教育支援 | 家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。 | 子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。 | 重点事業 | 75 | 家庭教育推進事業 | 庶務課 学習・スポーツ課 | 家庭教育の重要性を啓発します。 | 以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。 | ①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数 | | ①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施 | ①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型 | ①53%上昇 【18%上昇】 ②13名 【300名】 ③1講座 【17講座】 | 新型コロナウイルス感染症対策のため、実施件数は減少したが、オンラインでの講座等を実施し、コロナ禍であっても、家庭教育の重要性の啓発に努めた。 | B | ①オンラインで実施する。 ②オンライン講座への参加のハードルを下げるため、オンライン講座の受講の方法についての講座をはじめ、コロナ禍でも学びの機会を止めない工夫を行い、実施していく。 ③オンライン開催などコロナ禍での開催方法を検討し、講座実施を支援する。 | 不要 | | |
| | | | 計画事業 | 76 | 母親学級、パパママ準備教室 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。 | 妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。 | 実施回数 ①母親学級 ②パパママ準備教室 | | ①18回(平日コース6回、休日コース12回) ②24回 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①18回(平日コース6回、休日コース12回) 【18回(平日コース6回、休日コース12回)】 ②24回 【24回】 | 母親学級平日3日制コースを6回、1日制を12回、パパママ準備教室を24回実施。 | B | 継続して実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 77 | 母乳教室事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 母乳で育てたいと考えている母親のために、母乳相談を実施します。 | 実施回数 ①母乳教室 ②卒乳教室 | | ①20回 ②15回 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①19回 【20回】 ②14回 【15回】 | 母乳教室を19回、卒乳教室を14回実施。 | B | 継続して実施。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------------------|---|-------|--|---|---|--|--|------------------------|---------------------------------|---|------------------|---|---|----------|--|-----------------------|-------------|---|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】 | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | |
| ②家庭教育支援 | 家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。 | 子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。 | 計画事業 | 78 | 母親の子育て講座の開催 | 子育て支援課 | 母親向けの講座を開催し、母親の子育て力の向上・仲間づくりを支援します。 | 子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間(NPO)との共催も視野に入れた講座なども行います。 | 講座参加者数(スマイル講座・NP) | | 500人 | 数値上昇型 | 330人(400人) | 講座の年間予定を利用者に周知するとともに、コロナ禍ではあったが必要な方へは声掛けをし参加を促した。年間11回予定のところ、感染防止対策により可能な範囲で実施し、2回中止。 | B | 講座の内容や参加の方法について検討しながら、今の母親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにする。 | | | |
| | | | 計画事業 | 79 | 父親の子育て講座の開催 | 子育て支援課 | 父親向けの講座を開催し、父親の子育て力の向上・育児参加・仲間づくりを支援します。 | 子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせや、身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。 | 講座参加者数(スマイル講座・父親向け講座) | | 300人 | 数値上昇型 | 142人(240人) | 講座の年間予定を利用者に周知するとともに、コロナ禍ではあったが必要な方へは声掛けをし参加を促した。年間9回予定のところ、感染防止対策により可能な範囲で実施し、3回中止。 | B | 講座の内容や参加の方法について検討しながら、今の父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにする。 | | | |
| | | | 計画事業 | 80 | 親の子育て力向上支援事業 | 子育て支援課 | 親が子どもの発達について理解し、対応スキルを身に付けられるよう支援します。 | 子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。 | 講座参加者数(PT-PD) | | 300人 | 数値上昇型 | 165人(220人) | 講座の年間予定を利用者に周知するとともに、コロナ禍ではあったが必要な方へは声掛けをし参加を促した。年間4回予定のところ、感染防止対策により可能な範囲で実施し、2回中止。 | B | 講座に対応する職員のスキルアップ、必要な方に情報が届くよう、周知の方法を検討し参加者を増やす。 | | | |
| | | | 計画事業 | 81 | 保護者向け就学前教育に関する啓発 | 保育課 学務課 指導課 (令和3年度より、「庶務課(教育施設推進担当課長)」に変更) | 保護者向けに就学前教育に関する啓発を行います。 | 保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施設を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。 | 保護者向けパンフレットの配布回数/年 | | 1回 | 数値維持継続型 | 0回【0回(令和2年度は作成準備)】 | 保幼小連携推進プログラム検討会を開催し、プログラムの作成を進めた。 | B | 保幼小連携推進プログラムを作成・配布する。 | | | |
| ③相談支援 | 育児や子育てに関する悩みや不安、問題の解決を図ります。 | 子育て一般に関する相談や、専門的な知識を要する相談など、子育てに関わる各種相談支援に取り組みます。 | 重点事業 | 68 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子育て支援課 | 子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | 相談件数 | 11,996件 | 13,000件 | 数値上昇型 | 11,363件(11,400件) | コロナ禍で、電話・メール相談が前年度より362件増加。(30%増) | A | 些細なことで気軽に相談できるよう、引き続き情報発信に相談先としての周知に努める。 | 不要 | — | — |
| | | | 計画事業 | 82 | 乳幼児健全育成相談事業 | 保育課 | 育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。 | 育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。 | ①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数 | 増加 | | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①554件(600件) ②4件(36件) | コロナ禍において、在園児以外の家庭を保育園に招いた事業は実施できない状況が続いたが、個別に家庭の状況を確認するなど、保育園から家庭へのアプローチを行った。 | B | コロナ禍において、保育園に招いての子育て支援事業実施は困難な状況が続くことが予想される。こうした中でも、引き続き実施できる育児支援の取り組みを模索していく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 33 | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 保護者が適切な支援を受け子育てに取り組みやすいように相談に対応します。 | 支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスを紹介等を行います。また、子どもの誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | 訪問件数 | | 4,000件 | 数値上昇型 | 3,707件(2,600件) | 訪問相談事業について周知活動を行うとともに専門的な助言を行った。 | B | 昨年度同様、周知活動に努め専門知識を活用し子育て支援に努める。 | | | |
| | | | 計画事業 | 72 | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。 | 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠から子育て期に関する相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。 | 受付件数 | | 5,000件 | 数値上昇型 | 3,414件(4,800件) | コロナ禍により来所者数は減少したが、感染対策のための室内レイトアウト変更や電話対応への注力を行った。 | B | 各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。 | | | |
| 計画事業 | 74 | マイはいくえん事業【再掲】 | 保育課 | 「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。 | 出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。 | 登録者数(1園あたり平均) | 増加 | | 数値上昇型 | 9.1人(10人) | コロナ禍で地域の方の来園は限られていたが、その中でも園見学などに来た方の登録や可能な範囲でイベント参加等も行った。 | B | コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅の子育て家庭等を支援していく。 | | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|-------|-------|---------------|--------|---|--|-------------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|------------------------------|--|--|---|-----------------------------------|-----------|--|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】 | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | | |
| 目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。 | 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。 | 重点事業 | 83 | 私立保育所施設整備助成 | 保育課 | 待機児童ゼロを達成し、維持します。 | 老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。 | 私立保育園の受入定員 | 4,629人 | 6,852人 | 数値上昇型 | 4,829人 【4,875人】 | 地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を5園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した。 | A | 一部地域においては保育需要を満たしつつあるが、乳幼児人口が減少傾向となる中で、地域における保育需要を見極めながら、真に必要な地域に保育施設を整備していく。 | 必要 | 6,192 | 令和3年4月から令和5年4月開設までを毎年6園整備としていたが、整備計画を見直し、それぞれ、2園、3園、2園と見直したことによる受入定員数の減。 | |
| | | | 計画事業 | 84 | 通常保育事業 | 保育課 | 多様な子育て世帯のニーズや保育需要を把握し、必要な保育を提供します。 | 保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。 | 在籍児童数(4月1日) | | 7,629人 | 数値維持継続型 | 6,256人 【保育需要を「目標」とするのは困難】 | コロナ禍での臨時休園等もあったが、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。 | B | 地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 85 | 区立保育園の民営化 | 保育課 | 区立保育園3園の民営化を進めます。 | 多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。 | 公立保育園3園の民営化 | | 3園 | 数値上昇型 | | 0園 【0園(令和2年度は対象施設なし)】 | 令和元年度に実施した事業者選定で決定した事業者による駒込第二保育園の民営化に向けた保育引継ぎを実施。 | B | 残り2園の民営化に向け、着実に事業者選定、保育引継ぎを実施する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 86 | 家庭的保育事業 | 保育課 | 家庭的な雰囲気や少人数を対象に、保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | | - | - | - | - | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | B | 地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続。 | | | |
| | | | 計画事業 | 87 | 小規模保育事業 | 保育課 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、小規模保育事業A型・B型・C型3つの事業類型により、家庭的保育事業に近い保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | | - | - | - | - | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | B | 地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続。 | | | |
| | | | 計画事業 | 88 | 事業所内保育事業 | 保育課 | 事業所の従業員の仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域の子どもを受け入れ、保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | | - | - | - | - | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | B | 地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続。 | | | |
| | | | 計画事業 | 89 | 居宅訪問型保育事業 | 保育課 | 保育を必要とする世帯の自宅で保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅まで1対1で保育を行います。 | 1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | | - | - | - | - | 保育需要を把握し、保育を提供。 | B | 地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続。 | | | |
| | | | 計画事業 | 90 | 臨時保育事業 | 保育課 | 待機児童対策事業として、認可保育所等へ入園予定が出なかった世帯への保育を提供します。 | 認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して限定的に整備した施設において保育を行います。 | 待機児童数 | | 0人 | 数値維持継続型 | | 0人 【0人】 | 認可保育所等の入園待機児童を解消。 | B | 引き続き、待機児童の受入れを継続。 | | | |
| | | | 計画事業 | 91 | 認証保育所運営費等補助事業 | 保育課 | 認証保育所の開設・運営を補助し、保育サービスの充実を図ります。 | 区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。 | 認証保育所への補助 | | - | - | - | - | 区内認証保育所7園および区外認証保育所10園に対し、運営費の補助を実施。 | B | 引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 92 | 延長保育事業 | 保育課 | 必要な家庭が安全に延長保育を利用できるように、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。 | 保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。 | 定員数 | | 増加 | 数値上昇型 | | 1,196名 【1,196名】 | 新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員も拡大した。 | B | 地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを提供する。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--|-----------------------------------|----------------------|---|--------------------------------------|---|--|-------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|--|--|---|---|--|------------|--------------|------------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名 (A) | 担当課 (B) | 事業目標 (C) | 事業内容 (D) | 目標 (E) | 計画策定時の現状値 (平成30年度) (F) ※重点事業のみ | 目標値 (令和6年度) (G) | 目標値の性質 (Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値 (H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容 (I) | 主管課評価 (J) | 令和3年度以降の取組の方向性 (K) | 目標値 (令和6年度) 見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否 (L) | 見直し後の目標値 (M) | 見直しの理由 (N) | |
| ①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。 | 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。 | 計画事業 | 93 | 一時保育事業 | 子育て支援課 保育課 | 必要な家庭が安全に一時保育を利用できるよう、必要に見合った利用定員数の確保とカーブスの充実を図ります。 | 保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。 | ①一時保育利用時間 ②定員数 | | ①16,000時間 ②増加 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①12,972時間 【14,000時間】 ②45名 【20名】 | 新型コロナウイルス感染症に伴う保育園の臨時休園等の影響から、一時保育事業についても受け入れ見合わせや利用自粛を要請した。保育園の再開に合わせて、感染対策を実施したうえで、順次再開した。（感染拡大予防のため利用定員を7名に制限。） | B | 今後も需要も考慮し、必要に応じて利用定員数の拡大や利用自粛を要請した。保育園の再開に合わせて、感染対策を実施したうえで、順次再開した。（感染拡大予防のため利用定員を7名に制限。） | | | | | |
| | | | 計画事業 | 94 | 病児・病後児保育事業 | 保育課 | 病児・病後児の保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。 | 認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。 | 実施施設数 | 4施設 | 4施設 【4施設】 | 数値維持継続型 | 4施設 【4施設】 | 新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を設けたうえで、4施設で病児・病後児保育を実施。 | B | 新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、受け入れ基準を適宜見直しながら、実施していく。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 95 | 小学生の病児保育助成事業 | 子育て支援課 | 病児保育料の助成により、子育てと就労の両立を支援します。 | 学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。 | 利用件数 | 10件 | 10件 | 数値維持継続型 | 1件 【10件】 | 事業初年度のため利用件数は伸び悩んだものの、全ての学童クラブに在籍家庭へのリーフレット配付、子どもスクープ所長会での事業説明等を行い、周知徹底に努めた。 | B | 引き続き対象家庭への周知を継続し、事業の定着を図る。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 96 | 訪問型病児保育補助事業 | 保育課 | 訪問型病児保育の保育料補助を行い、保育サービスの充実を図ります。 | 病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。 | 訪問型病児保育保育料の補助 | - | - | - | - | - | 延172日分の訪問型病児保育保育料補助を実施。 | B | 引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 97 | 休日保育事業 | 保育課 | 休日における保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。 | 日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。 | 定員数 | 40人 | 40人 | 数値維持継続型 | 40人 【40人】 | 40人 【40人】 | 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、3施設において休日保育を実施。 | B | 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、引き続き休日保育を実施していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 98 | 短期特例保育 | 保育課 | 緊急に保育が必要な利用者にし、保育サービスの充実を図ります。 | 保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。 | 受入人数 | 増加 | 増加 | 数値上昇型 | 13人 【12人】 | 13人 【12人】 | 延162日の短期特例保育を実施。 | B | 引き続き、短期特例保育を実施していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 99 | 認証保育所保育料負担軽減補助事業 | 保育課 | 認証保育所利用者の対象に、保育料の補助を行い、保育サービスの充実を図ります。 | 認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。 | 対象者への補助 | - | - | - | - | - | 延1,199人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。 | B | 引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 100 | 保育コンシェルジュの配置 | 保育課 | 保育ニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、安心して保育所に入所できるよう支援します。 | 入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。 | 相談件数 (申込み状況) | 増加 | 増加 | 数値上昇型 | 2,656件 【具体的な相談件数を目標とするのは困難】 | 2,656件 【具体的な相談件数を目標とするのは困難】 | 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施。 | B | 引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 101 | 学童クラブ事業 | 放課後対策課 | 放課後の保育が必要な児童を支援します。 | 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。 | 待機児童数 | 0人 | 0人 | 数値維持継続型 | 0人 【0人】 | 0人 【0人】 | 児童数の増加に加え、コロナ禍による子どもスクープの一般利用休止に伴う臨時入会などに対応するため、利用スペース・定員を確保した。 | A | 利用者の増加に対応する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 102 | 認定こども園の整備検討 | 保育課 庶務課（教育施策推進担当課長） （計画策定時は「学務課」） | 区立幼稚園の認定こども園への移行を検討します。 | 区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。 | 公立認定こども園の設置数 | 1園 | 0園 | 0園 【0園】 | - | 0園 【0園】 | 関係各課で課題等を整理・検討し、分園型など既存施設を活用した認定こども園の設置に向け、検討を進めることとした。 | B | 分園型など既存施設を活用した認定こども園の設置に向け、検討を進める。 | | | | |
| 計画事業 | 103 | 区立幼稚園預かり保育の実施 | 学務課 (令和3年度から「庶務課（教育施策推進担当課長）」に変更) | 区立幼稚園で「預かり保育」を実施します。 | 区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。 | 預かり保育の実施園数 | 3園 | 3園 | 3園 【3園】 | 数値維持継続型 | 3園 【3園】 | 3園 【3園】 | 通常の「預かり保育」に加え、全国で長期休業中の「預かり保育」を実施した。 | A | 全国での「預かり保育（長期休業中を含む）」実施を維持する。 | | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--|-------|-------|---------------------------|--------|--|---|---|---------------------------------|----------------|---|--|---|---|--|--|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 見直し(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| ①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。 | 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。 | 計画事業 | 104 | 私立幼稚園一時預かり事業の推進 | 保育課 | 私立幼稚園の教育時間の前後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。 | 私立幼稚園の教育時間の前後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。 | 一時預かり事業の実施 | | 増加 | 数値上昇型 | 1園 【事業自体が私立幼稚園一時預かり事業の「推進」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】 | 私立幼稚園における一時預かり事業をより一層推進するため、実施を検討する園との相談を実施。 | B | 引き続き、実施を検討する園との相談を実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 105 | 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む) | 保育課 | 私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図ります。 | 私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。 | 保護者補助金の支給 | | - | - | - | 私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。 | B | 継続して補助事業を実施。 | | | |
| ②幼児教育・保育の質の向上 | 幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。 | 施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。 | 重点事業 | 106 | 子ども研修 | 子ども若者課 | 子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | 延べ受講者数 | 1,678人 | 1,800人 | 数値維持継続型 | 34講座 延べ受講者数1,050人 (その他、普通教員講習7回、延111人実施) コロナ禍の中、原則各施設1名で実施、受講できない希望者には資料を配布し自己学習を促した。 | B | ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 5 | 保育の質向上事業【再掲】 | 保育課 | 子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。 | 企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。 | ①レミダワークショップ実施園 ②CAPプログラム実施園 | | ①9園 ②9園 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①1園 【2園】 ②1園 【1園】 | コロナ禍でそれぞれ1園ずつとなったが、感染防止対策を講じながら実施した。 | B | 感染症対策とより効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 107 | 区内保育施設イクバス活用事業 | 保育課 | 子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 | 区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乗せ、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乗せ、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 延べ参加園数 | | 105園 | 数値上昇型 | 109園 【73園】 | サンシャインシティの協力を得て、サンシャイン水族館を加えることで、内容の充実を図った。 | A | 利用後アンケートの結果を踏まえ、児童が充実したときを過ごせるよう行程の見直しを行う。 | | |
| | | | 計画事業 | 108 | 保育指導事業 | 保育課 | 区内のどの保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い保育を受けることができるよう保育の質向上を図ります。 | 豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。 | ①巡回支援回数 ②検査実施施設数 | | ①202回 ②49施設 | ①数値上昇型 ②- | ①155回 【188回】 ②25施設 【58施設】 | コロナ感染拡大防止の観点から巡回方法を変更し、指導検査方法を変更し、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。 | B | 引き続き巡回指導及び検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 109 | 保育の質ガイドライン関係事業 | 保育課 | 保育の質ガイドラインの普及・啓発を通じ、豊島区全体の保育の質向上を図ります。 | 豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。 | ①新設園への「保育の質ガイドライン」の配布数 ②普及版の配布数 | | 増加 | ①5園 80部 ②普及版増刷3000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配布」とともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。 | 新設園に「保育の質ガイドライン」を配布するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。 | B | 「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 110 | 保育の質向上のための研修委託事業 | 保育課 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | 民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | ①実施数 ②人数 | | ①10回 ②300人 | - | ①14回 【19回】 ②352人 【660人】 | 民間保育施設の保育士等を対象とし、研修を行った。 | B | 引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。 | | | |
| | | | 計画事業 | 111 | 私立幼稚園教育環境整備事業 | 保育課 | 私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図ります。 | 私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。 | 教育環境整備補助金の支給園数 | | 13園 | 数値維持継続型 | 13園 【13園】 | 私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。 | B | 継続して補助事業を実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 112 | 区立幼稚園幼児期道徳性育成事業 | 指導課 | 区立幼稚園に道徳性育成指導員を配置します。 | 幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に幼児の道徳性育成等を担当する専任教諭を配置します。 | 区立幼稚園の道徳性育成指導員を配置した園数 | | 3園 | 数値維持継続型 | 3園 【3園】 | 区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置。 | B | 今後も配置を維持する。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|---|-------|-------|-------------------------------|---|--|---|--|---------------------------------|--|---|---|--|--|---|-----------------------|-------------|---|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | | |
| ②幼児教育・保育の質の向上 | 幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。 | 施設職員の研修や巡回指導、施設環境整備を行います。 | 計画事業 | 113 | 保育施設間の連携協力事業 | 保育課 | 保育施設の情報共有や連携を通じて、区内保育施設全体の保育の質向上を図ります。 | 区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ること、地域のネットワーク強化を図っていきます。 | 良好な連携協力を実施 | | - | - | - | 新型コロナウイルスに伴う臨時休園期間中は、目標の連携をもとに、在籍園に園外保育施設を公募し、公立保育園で応急保育を実施した。 | B | 継続して連携を実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 114 | 地域型保育施設への連携協力事業 | 保育課 | 連携協定に基づく交流や合同保育等を通じて、園児たちの遊び場や体験の確保を図ります。 | 公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。 | 連携協力事業の実施 | | - | - | - | コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。 | B | 継続して連携を実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 115 | 保育施設の園外活動支援 | 保育課 | 園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、園児の遊び場確保を図ります。 | 園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会との協力のもと区立小学校の校庭や子どもスクップ施設の活用など、園児の遊び場確保を図ります。 | 利用回数等 ①小学校校庭開放の区民ひろば | | ①延べ100回1,000名 ②延べ13か所 | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 | ①延べ46回1,598名 【延べ100回】 ②延べ11か所【延べ10か所】 | コロナ禍であったが、感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図った。 | B | 引き続き感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 116 | 保育施設の運営充実助成 | 保育課 | 保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援します。 | 保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。 | 保育施設への補助 | | - | - | - | 対象の全保育施設に対し、補助金を交付。 | B | 引き続き、保育施設への補助を実施。 | | | | |
| ③幼稚園・保育所と小学校の連携 | 幼稚園・保育所・小学校の連携を促進します。 | 職員間の交流機会の提供や、連携促進を目的としたプログラムを開発していきます。 | 計画事業 | 117 | 保幼小連携推進プログラムの作成 | 保育課 学務課 指導課 (令和3年度より、「庶務課(教育施策推進担当課長)」に変更) | 「保幼小連携推進プログラム」を作成・検証します。 | 就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続を図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。 | ・0～5歳児の就学前プログラムの作成 ・小学校入学後のスタートプログラムの作成 | | | | 「保幼小連携推進プログラム」に基づいた幼児教育の充実 | 保幼小連携推進プログラム検討会を開催 | B | 令和3年度中に作成し、幼稚園・保育所・小学校での活用を図る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 118 | 保幼小連絡会(仮称)の設置 | 学務課 (令和3年度より、「庶務課(教育施策推進担当課長)」に変更) | 保幼小連絡会(仮称)を設置します。 | 幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。 | 保幼小連絡会(仮称)の開催回数/年 | 1回 | 数値上昇型 | 0回 【0回(令和2年度はプログラムの作成について検討)】 | 保幼小連携推進プログラム検討会を開催し、プログラムの作成を進めた。 | B | 保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保幼小連絡会(仮称)の設置の検討を進める。 | | | | | |
| (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①子どもの権利に関する学びの支援 | 学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。 | リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。 | 重点事業 | 4 | 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】 | 子ども若者課 指導課 | 学校での子どもの権利の学習機会を確保します。 | 「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。 | 実施校数 | 実施に向けて検討中 | 毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施 | 数値維持継続型 | 0校 【3校】 | 教育委員会と連携の上、子どもの権利擁護委員会出張講座やCAPプログラム等の学校での「子どもの権利」学習プログラムの実施に向けた検討を行った。 | C | 講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。 | 不要 | - | - | |
| | | | 計画事業 | 119 | 人権課題に対する教育の充実 | 指導課 | 道徳の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進事業を実施します。 | 東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。 | 都のプログラムを活用した授業の実施数 | 都のプログラムを活用した年3回以上の授業の実施 | 数値維持継続型 | 年3回 【年3回以上】 | 豊島区教育委員会人権教育推進委員会開催 教員研修実施 人権尊重教育推進事業実施(千登世橋中) 子ども若者課と連携し小学校向けリーフレットの作成 | A | 今後も推進する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 120 | 道徳教育の充実 | 指導課 | 学校において、児童・生徒の道徳性を一層充実させる研究や取組を推進します。 | 学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」議論する道徳を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。 | 道徳に関連した研修の実施数 | 年間3回以上道徳に関連した研修の実施 | 数値維持継続型 | 年3回 【年3回以上】 | 中堅教諭等資質向上研修における道徳授業の研究 区立小中学校における道徳授業の研究 研究開発指定校における道徳と関連させたいじめ防止授業の実施 | A | 今後も推進する。 | | | | | |
| ②意見表明と参加の促進 | 学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。 | 学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。 | 重点事業 | 121 | 子どもの主体的活動への支援の推進 | 指導課 | 子どもが自らの意見を発表し、主体的な活動することを目指します。 | 学校における児童会・生徒会・委員会、部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。 | 活動の周知、充実 | 各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。 | 各学校における児童会・生徒会・委員会、部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。 | ISSの取組一区内小中学校8校 人権尊重教育専科発表会 中学校1校 SNS 学校ルール 中学校8校 | ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 各中学校でSNS 学校ルールを自主的に見直した。 | A | 引き続き、学校の日常的な活動を通して、子どもたちの自主的な取組を推進する。 | 不要 | - | - | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---------------------------------------|-------|-------|-----------------------------|---------------|--|---|--|---|---|--------------------------------|--|---|--|---|-----------------------|-----------|---|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| ③学校における体験機会の提供 | 学校における、子どもの体験機会を確保します。 | 学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。 | 計画事業 | 122 | 小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム | 文化デザイン課 | 子どもたちに質の高いアート体験を提供します。 | 区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。 | プログラム提供日数 | | 2日間 | 数値維持継続型 | 0日間 【2日間】 | 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業を中止した。 | D | 新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、質の高い体験ができるよう、再開時期を検討する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 123 | 伝統・文化の継承 | 指導課 | 「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風物、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。 | 「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風物、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。 | ・区の文化施策についての研修の実施数 ・区の地域教材への理解を深める研修の実施数 | | 年1回以上伝統文化に関する研修の実施 | 数値維持継続型 | 年1回 【年1回以上】 | 区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。 トキヲを題材とした学習を小学校で実施し、校内研究のテーマとして研究した。 | B | 今後も推進する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 124 | 次世代文化の担い手育成事業 | 指導課 | 幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高める取組を推進します。 | 幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。 | 事業の実施数 | | 幼稚園3園 小学校4校 | 数値維持継続型 | 幼稚園3園 小学校4校程度 | 地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器体験、造形遊びを実施した。 | B | 今後も推進する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 125 | オリンピック・パラリンピック教育の推進 | 指導課 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。 | 各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。 | オリパラ学習の実施教数 (指定小中学校において、先進的なオリパラ推進事業に取り組みむ。) | | 7校 【7校】 | 数値維持継続型 | 7校 【7校】 | ポッチャ等を通じた障害者理解の授業を実施。世界もたもたプロジェクトにおける国際理解教育を実施。日本人として自覚と誇りを育てる教育を全校園で実施。 | B | 今後も推進する。 | | | |
| (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①子ども・若者支援に関わる人への支援 | 子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。 | 子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。 | 重点事業 | 3 | 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 | 子ども若者課 指導課 | 子どもに関わる施設や地域でおこなう子どもの権利を学ぶ機会を提供します。 | 学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。 | ①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数 | | ①2回 ②3回 ③1回 | ①5回 ②10回 ③2回 | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型 | 職員研修は小規模で開催。その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。 | C | 令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 | 不要 | — | — |
| | | | 計画事業 | 106 | 子ども研修【再掲】 | 子ども若者課 | 子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学習指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | 延べ受講者数 | 1,678人 | 1,800人 | 数値維持継続型 | 1,050人 【1,800人】 | 34講座 延べ受講者数1,050人 (この他、普通救命講習7回、延111人実施) コロナ禍の中、原則各施設1名で実施、受講できない希望者には資料を配布し自己学習を促した。 | B | ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場での開催に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。 | 不要 | — | — |
| | | | 計画事業 | 110 | 保育の質向上のための研修委託事業【再掲】 | 保育課 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | 民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職能に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | ①実施数 ②受講人数 | | ①10回 ②300人 | — | ①14回 【19回】 ②352人 【660人】 | 民間保育施設の保育士等を対象とし、研修を行なった。 | B | 引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。 | | | |
| ②子ども・若者支援に関わる人へのための環境整備 | 子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。 | 子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。 | 重点事業 | 126 | 教員の働き方改革推進事業 | 指導課 | 学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。 | 「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づいた取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けたり、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。 | ①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進 | ①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討 | ①豊島区教育委員会等所属のスクールロイヤーを配置、校長を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型 | ①研修3回、相談21日、巡回12校【スクールロイヤー】配置、年1回以上研修実施 ②全小・中学校にカール・リグ・ト・スタッフを配置した。 ③新規事業として部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。 | B | ①スクール・ロイヤーに依頼する案件の基準を設け、学校法律相談事業の充実・改善を図る。 ②引き続き全小・中学校にカール・リグ・ト・スタッフを配置する。 ③部活動指導員の活用を図りながら、地域による部活動指導の実現に向け事業の検証・計画策定を行う。 | 不要 | — | — | |
| | | | 計画事業 | 127 | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 | 学務課 | 外国にルーツを持つ外国籍児童・生徒と保護者を支援します。 | 外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っています。 | 通訳サービスの周知 | | — | — | — | 窓口来庁者に対し、通訳（またはタブレット端末）を通じた案内。 | A | 英語・中国語のみでなくその他の国への対応を検討する。(タブレットは12か国語に対応している。) | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-----------------------|--------|---------|--|---------|---------------------------------|---------------|-----------|------------------------|--|----------|-------------------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備 | 子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。 | 子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します | 計画事業 | 37 | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | | 学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。 | 関与した学校数 | | 30校 | 数値維持継続型 | 27校【30校】 | 拠点校配置型を一部導入した。区立小学校にクロームブックを導入し、オンライン面談等を実施した。 | B | 学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------------|--|-------|-------|-----------------------------------|----------------|---------|--|--|--|---------------|-------------------|------------------------|--|--|--|---|--|-------------|---|---|---|--|--|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | | | | | |
| 目標4「若者の自立と社会参加を支援する」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 若者の自立支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①日常生活への支援 | 若者の生活力向上や健康確保を図ります。 | 若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。 | 計画事業 | 128 | 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 | 子ども若者課 | | 中高生が社会的な力で生きていける機会を提供します。また困難に直面している中高生に対し、解決する一助となるよう支援します。 | 中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業(都エイズ啓発事業ふぉーてぃー/N P Oピッコラレ)により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身につける機会を提供します。 ※令和2年度より事業内容の一部変更 | 参加者数 | | 数値上昇型 | 79人 【70人】 | 各種団体の巡回事業により悩みを持つ方への対応にどまらず自分の身を守る知識を得る機会を幅広く提供した。日常生活能力向上講座を東京第一友の会により実施。 | B | | | 引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会となるよう事業実施する。 | | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 129 | 鬼子母神plus | 地域保健課 健康推進課 | | 若年者の健康とその基礎となる生活衛生(食品、環境)及び妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。 | 池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。 | 展示替えの回数 | | 年間12回 | | 数値維持継続型 | 12回 【12回】 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、緊急事態宣言中は閉館した。 | B | | | 結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 130 | 若年者向け(40歳未満)健診事業 | 健康推進課 | | 健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。 | 法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。 | 実施回数 | | 24回 | | 数値維持継続型 | 20回 【24回】 | 生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間10回実施。 | B | | | 継続して実施。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 131 | AIDS知ろう館 | 健康推進課 | | エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。 | エイズについて、「正しい「知」「考え」そして「行動」ができるよう学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点(ふぉーてぃー)が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供が行われています。 | - | | - | | - | - | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、緊急事態宣言中期間中は、令和2年度の緊急事態宣言中以降は閉館した。 | B | | | | コロナ禍で変容した生活様式に即した啓発を発信していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 132 | エイズ予防教育 | 健康推進課 | | エイズや感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。 | HIV感染者・エイズ患者が増える中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや感染症に関する健康教室を実施しています。 | 実施回数 | | 7回 | | 数値維持継続型 | 0回 【7回】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。 | D | | | | 中学校の受け入れが回復すれば、予防教育を実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 133 | 子宮頸がん検診 | 地域保健課 | | 子宮頸がん検診の受診率向上させます。 | 子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。 | 子宮頸がん検診の受診率 | | 31.00% | | | 数値上昇型 | 21.8% 【36.8%】 | がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付。コロナ禍で受診控えがあったため、前年度より受診率が低下した。 | B | | | | 現在と同様、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付する。コロナ禍で受診控えが起きても、感染防止対策を万全に検診を実施している旨周知を図る。 | | | |
| | | | 計画事業 | 134 | 自殺・うつ病の予防対策 | 健康推進課 | | 差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。 | 若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したパートナープログラムの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。 | ①意識的にストレスを解消している人の割合数 ②ゲートキーパー養成数(累積) | | ①70.0% ②3,950人 | | | ①74.3% 【70%】 ②2,850人 【3,000人】 | ①普及啓発：コロナ禍に対応したところのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモの配布、②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援、③ゲートキーパー養成講座3回実施、④自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行った。 | B | | | | コロナ禍で新たな生活様式の変化に伴うストレスを軽減し、地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 135 | 青少年自殺予防対策事業 | 子ども若者課 | | 「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。 | 子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコロナ・ジェンダー・サバイバルなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容の一部変更 | 参加者数 | | 200人 | | | 数値上昇型 | 142人 【150人】 | 〈ジャンプ東池袋〉冬休みに大学院生が昼食前後に相談会を開催した。 〈ジャンプ長崎〉ピジョン1777を実践し精神的に不安定な中高生へ「アゴロ」専門員から職員への「ドール」も実施した。 | B | | | | 中高生の興味があるものから参加者を増やし、関係づくりをし、相談しやすい関係や環境を作っていく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 136 | 子ども・若者への消費者教育推進事業 | 生活産業課 | | 消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。 | 消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。 | 小中学生向け啓発パンフレットの送付数 ①小学生用 ②中学生用 | | ①1,400部 ②880部 | | | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①1,403部 【1,403部】 ②870部 【880部】 | 区立小学校6年生 区立中学校1年生 へパンフレットを配布した。 | B | | | | 区内小中学校に対し、学校側が活用しやすいパンフレットの選定を検討し、より効果の高い啓発パンフレットを選定する。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | |
|------------|---------------------|--|-------|-------|--|------------------|--|--|----------------|---------------------------------|---------------|-----------------|--|---|--|--|-----------------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) |
| ①日常生活への支援 | 若者の生活力向上や健康確保を図ります。 | 若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。 | 計画事業 | 137 | DV・デートDV防止のための周知啓発事業 | 男女平等推進センター | 若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | デートDV予防教室の実施回数 | | 10回 | 数値上昇型 | 5回 【8回(区立中学校数)】 | 自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施。 なお、コロナ禍により、2年度は実施回数が減少。開催できなかった学校に関しては、メッセージカードを活用した代替資料を配布した。 | B | 自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施。 | | |
| ②経済的自立への支援 | 若者の職業的自立や就労を推進します。 | 若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。 | 重点事業 | 138 | 就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム) | 福祉総務課 | 若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を「就職」として若者に対し、正規職の決定を促進します。 | 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。 | 参加者数 | 73人 | 100人 | 数値上昇型 | 74人 【70人】 | 新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けながらも、リモートや同意を得たアウトリーチなど様々な工夫をこらして、困難を抱えた若者への支援を実施した。 | A | リモートによる合同セミナーやビデオトークなどを駆使しながら、進路決定をサポートする事業を展開する。 | 不要 | |
| | | | 計画事業 | 139 | 若者自立支援事業 | 子ども若者課 | ひきこもり等の若者の自立を支援するため、就労体験の機会を提供します。 | ひきこもり等の若者に就労体験の機会を提供するため、中高生センタージャンプの清掃業務の一部を、若者の自立支援を行う団体へ委託します。 | 清掃業務委託の修了人数 | | 2人 | 数値維持継続型 | 0人 【2人】 | 前年度に委託した自立支援団体では、条件に合ったひきこもりの若者が見つからず、委託には至らなかった。そのため、他の自立支援団体にも働き掛けてみたものの、同様に委託には至らなかった。 | C | 自立支援団体からの紹介が受けられる見込みが立たない一方、ジャンプの清掃業務は施設維持管理上で必要不可欠であるため、通常の清掃業務委託を拡充し、当事業は令和2年度をもって終了とする。 | | |
| | | | 計画事業 | 140 | 子ども若者支援事業 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自らの自立した生活を送れるようにします。 | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワークと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送ってほしいように支援します。 | 高校在籍率 | 100% | 数値維持継続型 | 95.2% 【100%】 | 訪問・面接相談等を実施する中で、それぞれの課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じた関係機関に繋げるなどの支援を行った。 | B | 貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワークと連携して問題点を把握し、それにより必要な支援や情報提供等を行う。 | | | |
| | | | 計画事業 | 141 | 就業支援事業 | 生活産業課 | 若年求職者と採用意欲のある企業とのマッチングの場を提供します。 | 求職者の職業相談を行う「ハローワーク池袋(池袋職業安定所)や東京しごと財団(東京都)、近隣区と連携して、就職フェアや就業支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。 | 参加者数 | | 60名 | 数値維持継続型 | 0名 【60名】 | 10月21日(水)にハローワーク池袋・豊島区・練馬区・板橋区共催で若年者就職相談会in豊島を開催予定だったが、コロナウイルス感染防止のため中止。 | D | ハローワーク池袋・豊島区・練馬区・板橋区共催で9月28日(火)に若年者就職相談会面接会を開催予定。 | | |
| | | | 計画事業 | 142 | インターンシップの受入 | 人事課 | 公務職場を目指す学生の就労体験を支援します。 | 就業体験を通じ、学生の公務に対する理解を深めるとともに自治体行政への関心を高め、今後の就職活動等に活かします。 | 事業の継続 | | - | - | - | 新型コロナウイルスのため中止。 | D | 新型コロナウイルス感染予防を徹底し、事業を再開する。 | | |
| | | | 計画事業 | 143 | 自立相談支援事業(くらししごと相談支援センター) | 福祉総務課 | 若者層や氷河期世代に対し、より効果的な就労支援を実施し、定着支援を強化します。 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。 | 就労支援数 | | 200人 | 数値上昇型 | 156人 【180人】 | 新型コロナウイルス感染症の影響や住居確保給付金の窓口混雑の影響を受け、十分な活動ができていない時期もあったが、目標の就労支援数を概ね達成できた。 | B | ビデオトークを利用し就職面接の場を企業側に提供しながら、効果的な支援を実施する。 | | |
| | | | 計画事業 | 144 | 就労準備・社会参加支援事業 | 福祉総務課 | 若者層や氷河期世代に対し、その方々の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。 | ①早期の就労に障害を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感を醸成する支援を行います。 | 就労支援数 | | 50人 | 数値維持継続型 | 42人 【45人】 | 新型コロナウイルス感染症の影響や住居確保給付金の窓口混雑の影響を受け、十分な活動ができていない時期もあったが、目標の就労支援数を概ね達成できた。 | B | 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、アウトリーチ等を強化し、就労の基礎作りを目指す。 | | |
| | | | 計画事業 | 145 | 就労支援専門員支援事業 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。 | 中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職的就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。 | 就労支援者数 | | 300人 | 数値維持継続型 | 377人 【300人】 | 希望の職種や条件を聞き早期に就労できるよう就職活動のアドバイス・情報提供を行った。 | A | それぞれが抱える課題を把握し本人に寄り添いながら就労に向けた支援を行う。 | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------|-----------------------------------|----------|----------------|--|------------------|---------|---|--|---------------------------------|--|---|------------------------------|---|---|------------------------------|---|-----------|--------------------------------------|---|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | | |
| ②経済的自立への支援 | 若者の職業的自立や就労を推進します。 | 若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。 | 計画事業 | 146 | 就労意欲喚起事業 | 生活福祉課 西即生活福祉課 | | 就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労自立を目指した支援を行います。 | 委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。 | 支援者数 | 90人 | 数値維持継続型 | 86人 【90人】 | 新型コロナウイルス対策を行いながら、就職セミナー、ボランティア参加等を実施した。 | B | 就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。 | | | | |
| (2) 若者の参加支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①居場所・活動の場の充実 | 若者の居場所づくりや活動の場を充実します。 | 若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。 | 重点事業 | 147 | 中高生センタージャンプの若者支援 | 子ども若者課 | | 18歳以上の困難を有する若者を支援します。 | 中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。 | ①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数 | ①82人 ②1,095人 ③100件 | ①100人 ②1,200人 ③120件 | ①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型 | ①73人 【80人】 ②779人 【1,200人】 ③266件 【100件】 | コロナ禍で延べ利用者数は伸び悩んだが、高校を卒業した世代が、ボランティアとして活動できる機会を提供した。また、コロナ禍において不安・ストレスを抱える若者の増加に伴い、関係機関と連携し、相談対応に取り組んだ。 | B | 居場所・活動の充実。 | 必要 | ①70人 ②1000人 ③200件 | ジャンプ東地袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため、①②は下方修正、一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。 |
| | | | 計画事業 | 148 | 若者支援事業 | 学習・スポーツ課 | | つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくり出す。 | 「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄りやすい居場所として、「フックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネート者を配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。 | 若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数 | | 70回 | 数値上昇型 | 1回 【65回】 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止となったが、みらい国際映画祭はオンラインで実施し、若者が主体的に活動できる機会を確保した。 | C | オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。 | | | |
| | | | 計画事業 | 149 | としまコミュニティ大学 | 学習・スポーツ課 | | 人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、7大学に在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとなります。 | 豊島区と区内7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京農業大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。 | 事業実施回数 | | 65回 | 数値維持継続型 | 40回 【52回】 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、例外的に設定 | 7大学と連携したとしまコミュニティ大学の実施。 | B | オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。 | | | |
| | | | 計画事業 | 150 | 区立図書館におけるYA向けの取組 | 図書館課 | | 子ども・若者の読書会を提供します。 | 区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。 | 読書普及企画の実施数 | | 年1回以上 | 数値維持継続型 | 0回 【年1回以上】 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未実施。 | D | 継続実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 151 | としまscope | 企画課 | | 「わたしらしく、暮らしをまわす。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。 | 主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らしをまわす。」をテーマに、「わたしの暮らし」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。 | ひと月当たりの平均ページビュー数(前年度は平均3,000) | | 6000回 | 数値上昇型 | 5,683回 【4,000回】 | これまで取り組んでいた、まちで活躍する人へのインタビュー記事の掲載のほか、FF協定事業記事、地域メディア連携を展開。 | A | 令和2年度をもって本事業の廃止が決定。なお、としまscopeのFacebookについては名称を「豊島区「わたしらしく、暮らしをまわす。」推進室」に変更の上、継承。 | | | |
| | | | 計画事業 | 138 | 就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム)【再掲】 | 福祉総務課 | | 子ども・若者の進路指導決定に対するサポートを行います。 | 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。 | 進路支援数 | | 40人 | 数値上昇型 | 28人 【20人】 | 新型コロナウイルス感染症により学校が休校するなど影響を受けたが、その中でもリモートによる合同セミナーを開催した。 | B | さらに学校と連携しながら、少ない接触機会をどのように増やすかを検討していく。 | | | |
| | | | ②社会参加の推進 | 若者の社会参加を促進します。 | 社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。 | 計画事業 | 152 | としま暮らし会議プロジェクト | 企画課 (「わたしらしく、暮らしをまわす。」推進室) | | 若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたしらしく、暮らしをまわす。」を実現したいひとの一手を踏み出す支援を行います。 | “「わたしらしく暮らしをまわす。」はみんなでつくる。”をコンセプトに、区在住・在勤・在学者等によるそれぞれが主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな担い手の創出に取り組んでいきます。 | としま暮らし会議新規参加率 | - | - | - | 前年度までのとしま暮らし会議から形を変え、これまでのとしま暮らし会議で培った手法を庁内へ水辺展開することとなり、1回研修を実施した。 | B | 令和3年度は区役所職員と地域で活動している人を掛け合わせた研修を検討中。 | |
| 計画事業 | 153 | 選挙普及啓発事業 | | | | 選挙管理委員会事務局 | | 若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。 | 小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙用品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成。若者選挙立会人に定着することを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。 | 各種啓発事業の適正な実施 | | - | - | 主催者教育講座(年3回実施)、新しい選挙ポスタークール(年1回)等 | 年度別実績に同じ ※新型コロナウイルスの影響で一部延期になった事業あり。 | B | 今後も推進する。 | | | |
| 計画事業 | 154 | 地域防災力向上事業 | | | | 防災危機管理課 | | 新たな地域防災の担い手を創出します。 | 消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容の一部変更 | 若者を対象とした防災啓発事業の実施 | | 年2回程度実施 | 数値維持継続型 | 0回 【2回】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。 | D | 学校や町会等と連携しながら実施に向け検討。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|----------|----------------|--------------------------------------|-------|-------|------------|----------|---|--|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------------|-------------------------|---|-----------|------------------------------|-------------------------|--------------|------------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名 (A) | 担当課 (B) | 事業目標 (C) | 事業内容 (D) | 目標 (E) | 計画策定時の現状値 (平成30年度) (F) ※重点事業のみ | 目標値 (令和6年度) (G) | 目標値の性質 (Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値 (H) | 事業目標に資する令和2年度の取組み内容 (I) | 主管課評価 (J) | 令和3年度以降の取組の方向性 (K) | 目標値 (令和6年度) 見直し ※重点事業のみ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否 (L) | 見直し後の目標値 (M) | 見直しの理由 (N) |
| ②社会参加の推進 | 若者の社会参加を促進します。 | 社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。 | 計画事業 | 148 | 若者支援事業【再掲】 | 学習・スポーツ課 | つど、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくる。 | 「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。 | 若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数 | | 70回 | 数値上昇型 | 1回 [65回] | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止となったが、みらい国際映画祭はオンラインで実施し、若者が主体的に活動できる機会を確保した。 | C | オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|-------|-------|-------------------------|--------|--|--|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|--|---|--|--|---|-----------------------|-----------|---------------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| 目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 状況に応じた支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①虐待を受けた子どもへの支援 | 虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。 | 子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。 | 重点事業 | 29 | 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】 | 子育て支援課 | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | 児童虐待等要援家庭の改善率 | 52.8% | 55.0% | 数値上昇型 | 54.8% 【64%】 | 個別ケースに関する検討会議を年645回開催し、関係機関も含めた必要な情報共有、役割分担をしながら、虐待対応に当たった。 | B | 引き続き、関係機関との連携を密にし、地域のつながりの中で、虐待等要援家庭の見守り、支援を行っている。 | 必要 | 84.0% | 後期基本計画の目標値と一致させるため。 | | |
| | | | 計画事業 | 155 | 母子生活支援施設 | 子育て支援課 | 生活や養育に課題のある母子世帯に対し、入所による生活支援により自立を目指します。 | 児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。 | 入所世帯数 | | 20世帯 | 数値上昇型 | 18世帯 【20世帯】 | 課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行っている。 | B | 課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行っている。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 39 | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | | 20件 | 数値上昇型 | 15件 【7件】 | ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施。 | B | 引き続き、ジャンプでの巡回相談を実施する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 40 | 児童相談所の設置・運営【再掲】 | 子育て支援課 | 児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。 | 児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。 | - | - | - | - | - | 設置計画書を作成するとともに、組織・人員体制確保のため、計画的な職員採用と他自治体への職員派遣等を実施。 | A | 政令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、より具体的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを踏まえ、円滑な運営のための体制整備を推進する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 45 | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようになります。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 | 相談件数 | | 14,000件 | 数値上昇型 | 10,746件 【12,000件】 | 相談件数は目標値を下回ったが、DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時的食料支援を実施した。 | B | あらゆる機会をえらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。 | | | | | |
| ②社会的養育の推進 | 社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。 | 社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。 | 重点事業 | 156 | 社会的養育基盤構築事業 | 子育て支援課 | 社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。 | 里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。 | ①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数 | ①3回 ②14家庭 | ①8回 ②22家庭 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | 里親出張相談会及び養育家庭体験発表会を実施。広域活動には専門的なノウハウを持つNPO団体を活用。 | B | 引き続き社会的養育の基盤整備に向けた取り組みを進めるとともに、児童相談所開設後の専門機関との連携及び支援の在り方についても検討する。 | 不要 | - | - | | | |
| ③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりの支援 | いじめや不登校、ひきこもりの悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。 | 相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。 | 重点事業 | 42 | 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | 不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる総合相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせて支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげます。 | ①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数 | ①12件 ②19件 | ①25件 ②40件 (重篤化する前の予防的な相談を増やす) | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | コロナ禍のため来所相談、アウトリーチが減少したが、登録者には電話連絡を定期的に行なった。ツイッター、インスタグラムなどで対象者に届くよう工夫しながら情報発信を行った。 | B | 18歳までの不登校の相談は教育センターでも行っているため、18歳前からの並走の支援を行いながら切れ目なく引き継いでいるよう、更に連携を強化する。 | 不要 | - | - | | | |
| | | | 計画事業 | 157 | 柚子の木教室（適応指導教室） | 教育センター | 不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と思われる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。 | 不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なセキターとして機能します。 | 義務教育修了時点の社会復帰率 | 100% | 90% 【100%】 | 福祉専門職であるSSWとの連携に加え、心理専門職を配置することで、不登校要因の解消に向けた支援策を強化する。 | B | 不登校児童・生徒数の増加に対応する。 | | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 158 | 教育相談 | 教育センター | 養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対するの解消及び未然防止を図ります。 | 幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。 | 教育相談取扱件数 | 460件 | 412件 【460件】 | コロナ感染予防対策として、相談時間の短縮化のため申請書類をホームページに掲載し、事前にダウンロードできるようにした。また、学校・関係機関等との連携強化を行った。 | B | 新たな相談方法の導入を検討する。 | | | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|-----------------------------------|-------|-------|------------------------------|------------------|---|---|----------------------------------|---------------------------------|--------------------|------------------|--|--|--|--|---|------------------|---|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| ③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援 | いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。 | 相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。 | 計画事業 | 36 | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課 教育センター | 都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 配置校数 (全小中学校30校) | | 30校 | | 数値維持継続型 | 30校 【30校】 | 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 | A | 今後も推進する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 37 | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | 不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。 | 学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型）の支援を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。 | 支援・関与数 | | 180件 | | 数値上昇型 | 82件 【120件】 | コロナで休校が続くなどの影響により、拠点校配置を一部導入することはできなかったが、支援にクロムブックを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。 | B | 学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 38 | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】 | 子ども若者課 | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者への支援も推進します。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | ①設置 ②相談件数 | ①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中 | ①令和3年度中に開設 ②50件 | ①— ②数値上昇型 | ①設置に向け検討 ②— | 「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。 | B | 子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。 | ①必要 ②不要 | ①令和4年度中に開設 ②— | ①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②— | | |
| | | | 計画事業 | 39 | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関する活動件数 | | 20件 | | 数値上昇型 | 15件 【7件】 | ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施 | B | 引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。 | | | | |
| ④生活困窮家庭への支援 | 生活困窮家庭の自立を促進します。 | 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。 | 重点事業 | 159 | 生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習・生活支援事業) | 福祉総務課 | 地域の無科学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困難課題の解決を目指します。 | ①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困難課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心にした支援を実施します。 ②無科学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営に於いての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。 | ①支援者数 ②無科学習団体数 (とこネット登録団体) | ①47人 ②14団体18教室 | ①60人 ②20団体25教室 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①15人 【30人】 ②18団体20教室 【18団体18教室】 | 新型コロナウイルス感染症がまん延し、緊急事態宣言も発出されたことにより、子どもとの接触機会が減少してしまっ。そのような状況においても、リモートを使うなど工夫して事業を実施した。 | B | 毎月の定例会はZOOMによる開催により、情報共有の場を交わらないようにし、教育部との連携を行いながら効果的な学習支援を実施する。 | ①必要 ②不要 | ①42人 ②— | ①子どもとの接触機会が減少していることに鑑み。 ②— | | |
| | | | 重点事業 | 140 | 子ども・若者支援事業【再掲】 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。 | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなごうなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるよう支援します。 | 高校等在籍率 | 100% | 100%を維持 | | 数値維持継続型 | 95.2% 【100%】 | 訪問・面接相談等を実施する中で、それぞれの課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じた関係機関に繋げるなどの支援を行った。 | B | 貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して問題点を把握し、それぞれに必要な支援や情報提供等を行う。 | 不要 | — | — | |
| | | | 計画事業 | 160 | 家計改善支援事業 | 福祉総務課 | 子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。 | 家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。 | 家計改善支援数 | | 70人 | | 数値上昇型 | 66人 【65人】 | 住居確保給付金の利用促進など効果的な支援を実施した。 | B | 多重債務の整理など状況に応じた支援を実施する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 161 | 学力向上・進学支援プログラム | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。 | 小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。 | 高校在籍率 | | 100% | | 数値維持継続型 | 95.2% 【100%】 | 小中学校は基礎的な学力を身につけ高校進学が目指せるように、高校生は学力を伸ばすことと進路・進学を踏まえた情報提供を行った。 | B | 貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して問題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行う。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 162 | 被保護者自立促進事業 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。 | 小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料、高校3年生がいる同世帯に対し、大学の受験料を支給します。 | 支給人数 | | 25人 | | 数値維持継続型 | 20人 【25人】 | 生活保護世帯の小中学生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーを通じて申請を促した。 | B | 家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーを通じて申請を促す。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------------|-----------------------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------------|------------------|---|--|---------------------------------|---------------------------------|--|----------------------|------------------------------------|--|----------|---|--|-----------|-----------------------------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ④生活困窮家庭への支援 | 生活困窮家庭の自立を促進します。 | 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。 | 計画事業 | 163 | 奨学基金支援事業 | 生活福祉課 | 高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を経済的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。 | 生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。 | 支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯 | | ①98.0% ②85.0% | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①97.7% 【98%】 ②82.7% 【80%】 | 該当する世帯に書類を送るほか、ホームページでも周知を行なった。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼した。 | B | 生活保護受給世帯には手続きを取るが困難な世帯もあることから、なるべく早い時期からケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 164 | 就学援助費支給 | 学務課 | 広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。 | 区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。 | 就学援助申請者数 | | 申請者数を令和2年度と比較して5%増、2126名を目指す。 | 数値上昇型 | 2,025名 【1,860名】 | 広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行った。 | A | 引き続き広報活動を進める。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 165 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉総務課 | 困窮する世帯に対し、塾代や受験料の提供を実施します。 | 学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。 | 支給決定数 | 300人 | 300人 | 数値上昇型 | 261人 【280人】 | 学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施した。 | B | さらなる周知活動を実施し、支給決定数を増加させる。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 166 | 住居確保給付金 | 福祉総務課 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。 | 住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額(上限あり)を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。 | 支給決定数 | 100人 | 100人 | 数値上昇型 | 1,592人 【50人】 | 新型コロナウイルス感染症の経済対策として位置づけられ支給要件も時限的に緩和されたため、利用者数が爆発的に増加した。一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延が終息し、平時に戻る要件も変更され件数も一昨年度の件数に届くことが想定される。よって、目標件数は平時の基準により算出する。 | A | コロナの影響が終息した際には、周知活動管理を再開し、就職活動支援を強化する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 167 | フードドライブの実施 | ごみ減量推進課 | 社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に食料を届けます。 | 社会福祉協議会と連携して、区内で余った食料を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。 | 社会福祉協議会へ提供した食品数 | 640kg | 603kg 【令和2年度は目標設定しない】 | 数値上昇型 | | 食品ロス削減啓発冊子の改定、池袋マルイとの連携によるフードドライブの実施、食品ロス削減推進計画を策定。 池袋マルイにてフードドライブを行い社協やNPOに届ける業務を実施。 また、前年に比べ広報活動に力を入れたところ集まった食品の数が増えた。 | A | フードドライブ等、食品ロス削減の取組みを普及させるために従来の啓発方法に加え、より効果的な手法を検討する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 24 | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】 | 福祉総務課 | 要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。 | コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。 | ①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数 | ①65回 ②1,400人 | ①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | | 新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。 | B | 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方を見直し、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 145 | 就労支援専門員支援事業【再掲】 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。 | 中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。 | 就労支援者数 | 300人 | 300人 | 数値維持継続型 | 377人 【300人】 | 希望の職種や条件を聞き早期に就労できるよう就職活動のアドバイス・情報提供を行った。 | A | それぞれが抱える課題を把握し本人に寄り添いながら就労に向けた支援を行う。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 146 | 就労意欲喚起事業【再掲】 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 就労経験がない、長期未就労等、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。 | 委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。 | 支援者数 | 90人 | 86人 【90人】 | 数値維持継続型 | | 新型コロナ感染予防対策を行いつながりながら、就職セミナー、ボランティア参加等を実施した。 | B | 就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。 | | | | |
| | | | ⑤ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 | 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。 | 重点事業 | 168 | ひとり親家庭支援センター事業 | 子育て支援課 | ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。 | 「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。 | 相談件数 | 9,384件 | 10,000件 | 数値上昇型 | 7,455件 【9,000件】 | ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、寄附金を利用した食糧支援をのべ1,655世帯におこなった。 | B | 引き続き相談対応に重点をおき、生活安定に向けて支援につなげていく。 | 不要 |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------|-------|-------------------------------|--------|---|--|----------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|---|---|--|--|-----------------------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ⑤ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 | 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。 | 計画事業 | 169 | 養育費に関する取り決め促進事業 | 子育て支援課 | 養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指します。 | ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正な証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。 | 事業利用者数 | | 15件 | 数値維持継続型 | 6件【15件】 | 令和2年度実績としては6件にとどまったものの、離婚前相談から事業の周知に力を入れ、養育費取決めの必要性を伝え、養育費取決めの必要性を伝えました。 | B | 離婚前から相談支援により養育費取決めの重要性を伝え、具体的な専門相談への連携を強めていく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 170 | 母子及び父子福祉資金 | 子育て支援課 | ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進を図ります。 | 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。 | 貸付件数 | | 60件 | 数値維持継続型 | 44件【60件】 | ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なることを説明し事業案内に努めた。学習支援事業の保護者にも説明会を行い、早めの相談を促した。 | C | まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談を取り入れ、返済も含めた長期的な相談を行う。 | | | |
| | | | 計画事業 | 171 | 母子家庭等自立支援給付事業 | 子育て支援課 | 資格取得、講座取得を促しひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。 | 経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。 | 事業利用者数 | | 18人 | 数値上昇型 | 14人【15人】 | ひとり親の生活相談者に対し、長期的な視野を持って増収を図るための資格取得や講座の案内を行った。 | B | 長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの資格取得とその給付についての周知を行う。 | | | |
| | | | 計画事業 | 172 | ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業 | 子育て支援課 | ひとり親の自立促進のために転職、就職等の就労支援を行います。 | 児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。 | 就職率 | | 80% | 数値維持継続型 | 65%【80%】 | ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。 | B | 就労しただけでは終わらせず、安定して就業できているかを重視して相談継続していく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 173 | 福祉住宅(計画策定時は「住宅課」) | 福祉総務課 | 住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。 | 民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。 | 住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数 | | 20戸 | - | 0戸【8戸】 | 福祉住宅の空き状況により募集するため、令和2年度の実績は0戸。福祉との連携強化のため、事業の所管を令和3年度より保健福祉部に移管した。 | B | 引き続き募集を続ける。 | | | |
| | | | 計画事業 | 27 | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】 | 子育て支援課 | ひとり親世帯の子どもに対する学習支援を図ります。 | ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩み相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。 | 高校への進学率 | 100% | 100% | 数値維持継続型 | 100%【100%】 | コロナ禍において教室に集まることが困難で中止もあったり、少人数で回数を増やし開催するなど、工夫を凝らした取り組みを行った。 | A | 昨年同様、つながりを絶やさないよう工夫し学力向上に努め、親への相談支援にもつながっていく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 34 | 母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)【再掲】 | 子育て支援課 | 要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。 | 見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。 | 母子一休型ショートケアの延利用日数 | | 100日 | 数値維持継続型 | 80日【100日】 | 保健師や子どもの権利グループからの相談から繋がる形で、要支援家庭の利用を促すため。 | B | 要支援家庭の見守り、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。 | | | |
| | | | 計画事業 | 155 | 母子生活支援施設【再掲】 | 子育て支援課 | 生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。 | 児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。 | 入所世帯数 | | 20世帯 | 数値維持継続型 | 18世帯【20世帯】 | 課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行っている。 | B | 課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるよう支援をおこなう。 | | | |
| ⑥障害のある子ども・若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 重点事業 | 174 | 発達支援相談事業 | 子育て支援課 | 心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。 | ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの備りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業) | 発達相談件数 | 5,048件 | 5,200件 | 数値上昇型 | 4,556件【4,800件】 | コロナ禍であったが、できる限り開所し、指導や対応が切れることがないよう事業を実施した。 発達相談：4,556件 | B | 引き続き、支援を必要とするお子さんとその家族の相談に応じ、助言・指導を行うとともに、関係機関との連携も行っています。 | 不要 | | |
| | | | 計画事業 | 175 | 重度障害者の大学等修学支援事業 | 障害福祉課 | 重度障害者の学習する場を支援します。 | 重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。 | - | - | - | - | 予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はなし。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。 | C | 障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|------------------------|-------|-------|-----------------------------|------------------------|--------------------------------|--|--|---|--|--------------------|--|--|--|--|--|--------------------------------|--|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥障害のある子ども、若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 計画事業 | 176 | 発達支援センター(仮称)の設置検討 | 教育部 保健福祉部 子ども家庭部 | | 発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。 | 切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。 | - | - | - | - | (平成31年度に大規模改修基本設計実施における計画変更をしたことにより、設置の検討についても進めていない。) | D | - | | | | |
| | | | 計画事業 | 177 | 発達障害者相談窓口 | 障害福祉課 | | 発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。 | 発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。 | 発達障害者相談窓口の相談者数 | 相談者数180人 | 数値上昇型 | 171人【150人】 | 発達障害者相談窓口において相談に応じ、適切な関係機関につなぐ。 | B | 関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 178 | 区立幼稚園幼児教育相談 | 教育センター | | | | 区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。 | - | - | - | R2事業休止 | - | 休止 | - | | | |
| | | | 計画事業 | 179 | 固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実 | 指導課 | | | 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。 | 固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。 | 全校園における交流及び共同学習の実施 | 全校園における交流及び共同学習の実施 | - | - | 要小学校で交流・共同学習実施 | 東京都補助事業として要小学校をモデル校とし、インクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。 | A | モデル校での事業を継続し、区内外の中学校へ取組を広めていく。 | | |
| | | | 計画事業 | 180 | 巡回子育て発達相談事業 | 子育て支援課 | | | 施設職員が発達に課題のある子どもと適切な関わりができることを目指します。 | 東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ、学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者から、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。 | 巡回施設への訪問件数 | 500園 | 数値維持継続型 | 392園【500園】 | 保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。 | B | 昨年度同様、巡回心療訪問相談の実施依頼を積極的に受けていく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 181 | 発達障害者心理相談補助事業 | 障害福祉課 | | | 発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談(カウンセリング)を受け際の支援をします。 | 豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受け際の費用の一部を補助します。 | 適正な補助金の支出数 | 360件 | 数値維持継続型 | 206件【360件】 | 新型コロナウイルス感染症拡大のため実施機関の一時閉鎖があったが、再開の見直し等情報共有を密に行った。 | B | 新型コロナ感染症の影響が継続しているため、カウンセリングの受け入れ状況等の情報共有を、円滑な事業運営を行う。 | | | |
| | | | 計画事業 | 182 | 障害児保育事業 | 保育課 | | | 障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。 | 障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ同園障害児訪問保育を実施します。 | 必要なサポートを行いながら保育を実施 | - | - | - | コロナ禍での臨時休園等もあったが、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。 | B | 引き続き障害のある乳幼児を受け入れて事業を継続。 | | | |
| | | | 計画事業 | 183 | 学童クラブでの障害児受入 | 放課後対策課 | | | | 放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。 | 障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。 | 実施施設数(全学童クラブ22校) | 22施設 | 数値維持継続型 | 22施設【22施設】 | スクールキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現した。(令和2年12月時点) | B | 受け入れ態勢を整備しながら全校で実施していく。 | | |
| 計画事業 | 184 | 障害児通所支援事業 | 障害福祉課 | | | | 将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。 | 【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。 | 適正な受給者証の発行数 | 597件 | 数値維持継続型 | 597件 | 597件(内訳) -児童発達支援317件 -医療型児童発達支援3件 -放課後等デイサービス265件 -保育所等訪問10件 -居宅訪問型児童発達支援2件【597件】 | 支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。 | B | 引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|------------------------|-------|-------|------------------|--------------|--|--|----------------------------|---------------------------------|---------------------|----------------|-------------------------|--|----------|--|-----------------------|-----------|-------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| ⑥障害のある子ども、若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 計画事業 | 185 | 障害者(児)日中一時支援事業 | 障害福祉課 | 施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行います。 | 障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。 | 適正な受給者証の発行 | | 87件 | 数値維持継続型 | 87件 [87件] | 支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。 | B | 引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 186 | 発達障害者支援ネットワーク会議 | 障害福祉課 | 区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようします。 | 区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。 | 発達障害者支援ネットワーク会議(専門部会含む)の開催 | | 2~3回 | 数値維持継続型 | 3回 [2~3回] | 発達障害者支援ネットワーク会議は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催、専門部会を3年振りに2回開催した。 | A | 令和2年度に引き続き、ネットワーク会議および専門部会を開催し、関係機関との連携強化を図る。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 187 | 障害者サポート講座 | 障害福祉課 | 映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。 | 各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。 | 区民ひろば等での講座開催 | | 20回 | 数値上昇型 | 0回 [4回] | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区民ひろば等での開催は見送りとなったもの、としてテレビやYouTubeを通じた周知活動を実施。 | B | 従来の区民ひろばやセンタースペースでの開催に加え、啓発物の作成等を通じて理解促進を図る。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 188 | 障害者文化活動推進事業 | 障害福祉課 | 障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。 | 障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースペースでの豊島区障害者美術展「ときめき想展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。 | 障害者アート事業実施回数 | | 5回 | 数値維持継続型 | 5回 [5回] | 障害者美術展「ときめき想展」(オンライン)、まるごとミュージアム、まちかど回遊美術館、Echika池袋「障害者アート展」、障害者アート教室を実施。 | B | 令和2年度に引き続き、オンライン開催も含めた形での実施を検討していく。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 189 | 余暇活動支援(ほと・サロン事業) | 障害福祉課 | 就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。 | 主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を通わせる場を提供し、就労の定着を目指します。 | コロナ過での安全な活動 | | 月2回 年24回実施 | 数値維持継続型 | 16回開催(登録者22名) [年24回] | 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下は開催を中止とし、感染防止のため活動内容の見直しを行った。安全に留意しながら16回の活動を行った。 | B | 安全を第一に、郵便・電話などを利用し集まらない方法など、活動内容を工夫する。区との連携を強化する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 190 | 就労促進支援事業 | 障害福祉課 | 一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就労前準備講座を開催し、企業で働くことへの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけしていきます。 | 一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就労前準備講座(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことへの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけしていきます。 | 就労前準備講座の開催 | | 各年度3~4回程度実施 | 数値維持継続型 | 2回 [3~4回] | 10月と2月に開催。2月は緊急事態宣言期間中に重なったことから書面開催とした。 | B | 企業就労を目指している障害者が、企業で働くことについて具体的にイメージできるよう、また、就労に向けた課題を明確にし、勤務を継続することを目標に今後の就労訓練に生かしてもらえるよう、引き続き取り組んでいく。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 191 | 日曜教室(つばさCLUB) | 学習・スポーツ課 | 中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。 | 18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。 | 日曜教室(つばさCLUB)実施回数 | | 15回 | 数値維持継続型 | 0回 [15回] | 新型コロナウイルス感染症対策のため休止。新型コロナウイルス感染症対策のため休止。事業自体は休止だったが、受講者あてに1回程度通信を発行してやり取りを重ねた。 | C | 新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、事業の継続を目指す。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 192 | チャレンジ雇用 | 人事課 障害福祉課 | 障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。 | 障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労体験を積む場所を提供します。区自身が就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めています。 | ①任用人数 ②一般企業等への就職 | | ①3名 ②契約年数満了までの就職 | ①数値維持継続型 ②- | ①3名 ②1名 | ①障害福祉課にて就労支援専門員指導の下、事務補助、清掃等を実施。図書館にて掲示物の作成、本の修繕等を実施。 ②チャレンジ就業員3名のうち、1名が特例子会社へ就職。 | B | 今後も引き続き本事業による障害者雇用を継続し、障害者の自立促進に取り組む。 | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|---|-------|-------|---------------------------------|----------------------------------|--|---|---|---|--------------------------------------|---|--|--|--|---|-----------------------|-------------|------------------------------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | |
| ⑥障害のある子ども・若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 計画事業 | 193 | マルチメディアページの充実 | 図書館課 | 子ども・若者の読書機会を提供します。 | 通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアページの活用により、読書環境を整備します。 | マルチメディアページ等、発達段階に合わせた図書の提供 | | 実施 | - | 検討 | マルチメディアページといった画像・イラストを使い、視覚障害者も対象に含めた展示図書を行うことを検討。 | A | 継続実施。 | | | |
| ⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 | 外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。 | 日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。 | 重点事業 | 194 | 多文化共生推進事業 | 企画課(多文化共生推進担当) | 外国にルーツを持つ国内の日本語教室や支援団体等のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。 | 外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。 | 連携団体(会議) | 1件 | 3件 | 数値上昇型 | 18団体 【18団体】 | 学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネット」として3回参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。また、学習院大学と東京都市大学と連携して、外国籍住民の実態調査を実施しました。 | B | 引き続き「日本語ネット」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティとの連携を進めていきます。また、令和2年度に実施した実態調査の結果を分析し、区の施策への反映を検討します。 | 必要 | 20団体 | 目標の指標を、会議体の件数から連携団体数に変更したため。 |
| | | | 計画事業 | 195 | 日本語指導教室 | 教育センター | 学校生活に適應できるようにする。 | 区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 日本語指導の実施人数 | - | - | 32名 | 指導法の改善や各学校との連絡調整を行いながら、32名の児童・生徒に指導。一部の児童にオンライン授業を試行。 | B | 個に応じた指導や系統的指導の充実、学校との連携強化を図る。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 196 | 日本語初期指導事業 | 教育センター | 学校生活に適應できるようにする。 | 区立幼・小・中学校に就学する韓国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 通訳者派遣の実施人数 | - | - | 64名 | 64名の園児・児童・生徒に通訳者を派遣した。学校休業時間確保された緊急保護者会での通訳も実施。 | B | 学校からの申請依頼に迅速に対応する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 197 | 外国籍の子どもへの学習支援 | 指導課 | 外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。 | 外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。 | 日本語初期指導 日本語学級 日本語指導配 | - | - | - | - | 日本語指導に関する教員研修の実施 通訳派遣を実施 英語版、中国版のテキストの作成・活用 | A | 今後も推進する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 198 | パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 | ①文化観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課 | ①当課における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力の創出・発信、訪日外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。 ②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語(英語・中国語・韓国語)に翻訳したページを公開します。 ③外国籍の方への行き届いた教育の案内 ④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。 | 区のパンフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。 | ①英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語によるインバウンド冊子の発行冊子数 ②翻訳ページのアクセス数 ③全てのパンフレット・通知の外国語版を作成する。 ④- | 1外国にルーツを持つ子ども、若者が区内の魅力的な観光コンテンツの情報を母国語で入手できる。 ②55,000(令和2年度比約10%増) ③- ④- | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③- ④数値維持継続型 | ①0 【0冊】 ②50,298(翻訳ページアクセス数) 【50,000】 ③- ④- | ①令和元年度末に、池袋のガイドマップ(英語版)、大塚、巣鴨、奥池袋のナイトマップ(英語版)を作成したため、令和2年度は未作成。 ②ページ内容の更新。生活情報ページトップのデザイン改修。 区HPトップページからの導線をわかりやすくする。 ③外国籍の方を対象とした通知について、日本語に加え英語・中国語を併記した。 ④ページ内容の更新。生活情報ページトップのデザイン改修。 区HPトップページからの導線をわかりやすくする。 | B | ①英語版、中国語版(簡体字、繁体字)、韓国語版を既に発行済みであるため、在庫数に応じて、改訂版を発行するかを検討していく。 ②やさしい日本語の導入について検討していく。 ③現在作成されていない外国語版パンフレット・通知を抽出し、作成とどりかか。 ④やさしい日本語の導入について検討していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 127 | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】 | 学務課 | 外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。 | 外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。 | 通訳サービスの周知 | - | - | - | - | 窓口来庁者に対し、通訳(またはタブレット端末)を通じた案内。 | A | 英語・中国語のみでなくその他の国への対応を検討する。 (タブレットは12か国語に対応している。) | | | |
| ⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | 非行や犯罪に陥った子ども・若者がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。 | 就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組めます。 | 計画事業 | 199 | 保護観察対象少年に対する就労支援事業 | 子ども若者課 | 社会経験の場を提供し、立ち回り支援と再犯防止を図ります。 | 保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち回り支援と再犯防止を図ります。 | 社会経験の場を提供し、立ち回り支援と再犯防止を図ります。 | - | - | - | 対象者はいなかったが、要請があった場合に、常に受け入れることができるように、体制を整備し、保護観察所に受け入れができることを通知することで、保護観察所と連携を図った。 | B | 対象少年がいなかったことにより未実施となった。引き続き、社会経験の場を提供し、立ち回り支援と再犯防止を図る。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------------------|-------|-------|------------------------------|------------|---|---|---|---------------------------------|-------------------|--------------------|---|---|----------|---|-----------------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】 | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの理由(N) | |
| ⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | 非行や犯罪といった経歴がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。 | 就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組めます。 | 計画事業 | 200 | 社会を明るくする運動 | 子ども若者課 | 7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。 | 庁内放送実施回数 | | 12回(月・水・金) | 数値維持継続型 | 12回(月・水・金) 【12回(月・水・金)】 | コロナ禍のため中央大会「区大会」は中止となったが、作文の表彰式のみ実施した。 | B | 7月の強調月間でのPRと中央大会「区大会」は中止となったが、作文の表彰式のみ実施した。 | | | |
| | | | 計画事業 | 201 | 更生保護サポートセンターの運営支援 | 子ども若者課 | 青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。 | 保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数 | | - | - | 強調月間中に8回実施 | 保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行った。 | B | 引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行う。 | | | |
| ⑨その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援 | DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。 | 相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めています。 | 計画事業 | 202 | 女性の専門相談 | 男女平等推進センター | 相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重篤化・潜在化の防止を図ります。 | 女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるごとの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家による予約制にて実施しています。 | 女性の専門相談件数 | | 125件 | 数値上昇型 | 72件 【93件(DV23件(未来戦略、法律、ごころ70件(主要な施策の成果)】 | 専門家による法律相談、ごころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施。 | C | 専門家による法律相談、ごころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施。 | | | |
| | | | 計画事業 | 203 | 緊急一時保護 | 子育て支援課 | DV等で緊急に保護の必要のある女性(子)の安全を確保します。 | DV被害にあった女性のほか、緊急に保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。 | 保護人数(子含む) | | 80人 | 数値維持継続型 | 76人 【80人】 | 実績は目標値をやや下回ったものの、保護の必要のある女性に対して迅速に保護をおこない、自立まで見守った。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を行った。 | A | 緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えたからより良い方法を考えていく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 204 | 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 | 男女平等推進センター | 多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。 | 多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組めます。 | - | | - | - | - | 映画の上映会「エポック10シネマ」を開催。なお、コロナ禍のため定員を約半数に減らして実施。 | B | 多様な人々の生き方に触れ、考える機会となるよう、映画の上映会「エポック10シネマ」を開催。 | | | |
| | | | 計画事業 | 205 | 区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実 | 学務課 | 必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。 | 区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。 | 必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数 | | 配置人数該当校・園に1~2人 | 数値維持継続型 | 4人 【4人】 | 必要とする学校・園へ会計年度任用職員(一部人材派遣)として看護師を配置した。 | B | 必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。 | | | |
| | | | 計画事業 | 134 | 自殺・うつ病の予防対策【再掲】 | 健康推進課 | 差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。 | 若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。 | ①意識的のストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数(累積) | | ①70.0% ②3,950人 | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 | ①74.3% 【70%】 ②2,850人 【3,000人】 | ①普及啓発：コロナ禍に対応したごとのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモの配布、②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援、③ゲートキーパー養成講座3回実施、④自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行った。 | B | コロナ禍で新たな生活様式の変化に伴うストレスを軽減し、地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図る。 | | | |
| | | | 計画事業 | 135 | 青少年自殺予防対策事業【再掲】 | 子ども若者課 | 「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。 | 子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコロナ・サングラスドクターなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組めます。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 参加者数 | | 200人 | 数値上昇型 | 142人 【150人】 | 〈ジャンプ東池袋〉冬休みに大学院生が昼食前後に相談会を開催した。〈ジャンプ長崎〉ピタパタカを実施し精神的に不安定な中高生へアドバイザー専門員から職員へのフォローも実施した。 | B | 中高生の興味があるものから参加者を増やし、関係づくりをし、相談しやすい関係や環境を作っていく。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------------------------|-------|-------|---------------------------|------------------|--|---|------------------------------|---|--|----------------------------|--|--|--|---|-----------------------|---|-------------|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| ⑨その他配慮が必要な子ども、若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども、若者支援を推進します。) | DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども、若者支援を推進します。 | 相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めます。 | 計画事業 | 137 | DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】 | 男女平等推進センター | 相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。 | DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | デートDV予防教室の実施回数 | | 10回 | 数値上昇型 | 5回【8回】 | 自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施。 | C | 自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施。 | | | | | |
| (2) 相談体制の充実と情報発信 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 重点事業 | 42 | 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】 | 子ども若者課 | 様々な困難を有する子ども、若者や家族の情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アドバイザーによる相談を実施しています。また、相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋がります。 | ①登録相談者数 ②相談者の状況 | ①99人 ②問題が重篤化した状況で繋がりが、継続支援になるケースが多い。 | ①登録相談者数：250名 ②問題が重篤化する前に、予防的に相談する人が増える。 | ①数値上昇型 ②- | ①144人【150人】 ②本人からの相談件数が家族からの相談件数を上回った。 | 情報提供としてアシスとしまカードを公立小中学校の卒業時に配付し、区の公式ツイッターへの投稿などを行った。意識啓発として、出前講座や中高生センターへの出張相談により相談へのハードルを下げる活動を行った。 | B | 予防的支援の取組を更に進める。公立高校や通信制高校で出前講座を実施し、公立小中学校では児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまへ直接相談できる仕組みを作り、気軽に相談できる仕組みをすることで、将来の重症化予防に努める。 | 不要 | - | - | - | |
| | | | 計画事業 | 206 | 福祉包括化推進会議の設置 | 福祉総務課 | 複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作るための意見交換の場をつります。 | 多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。 | 福祉包括化推進員部会の開催 | 12回 | 数値維持継続型 | 8回【12回】 | コロナ禍により開催数は目標に達しなかったものの、ひきこもりに係る窓口の実態調査を実施するなど、現所把握に努めた。 | A | 今年度はさらに事業を共有し、対策を練る具体的な体制作りをすすめる。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 207 | 健康相談事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。 | 「健康相談(保健・栄養)」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。 | 実施回数 | 34回(健康相談(保健・栄養) 24回、女性のための専門相談10回) | 数値維持継続型 | 31回【34回】 | 新型コロナウイルス拡大防止のため、年間34回の予定のところ31回の実施。(健康相談(保健・栄養) 22回、女性のための専門相談9回) | B | 継続して実施。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 208 | 精神保健福祉相談 | 健康推進課 長崎健康相談所 | こころの不調や病気がは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。 | こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。 | 実施回数 | 専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回 | 数値維持継続型 | 17回【17回】 10回【10回】 | 精神科専門医による相談を年間17回、精神保健福祉士による家族相談を10回実施。 | B | 継続して実施。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 209 | 消費生活相談事業 | 生活産業課 | 消費生活相談の充実を図り状況により弁護士による法律相談を実施します。 | 契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関する場合は、状況により弁護士の法律相談を案内しています。 | 相談事業の実施数 ①相談件数 ②ヤミサラ相談 | ①2,700件 ②25件 | 数値上昇型 | 2,594件【2,500件】 22件【20件】 | 消費生活相談、ヤミサラ相談事業の実施。 | B | 相談が必要な人へ支援に関する情報の発信を実施する。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 33 | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 1歳の誕生日に合わせて訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | 支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | バスステーション訪問件数 | 1,000件 | 数値維持継続型 | 917件【1,000件】 | 絵本のプレゼントをきっかけとし訪問し支援の必要な親子へ支援を提供した。コロナ禍のため電話でも対応した。 | B | 昨年度と同様に、電話対応もしながら援助の必要な家庭への支援につなげる。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 36 | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課 教育センター | 都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。 | 都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 配置校数 (全小中学校30校) | 30校 | 数値維持継続型 | 30校【30校】 | 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 | A | 今後も推進する。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 38 | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】 | 子ども若者課 | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、困難を有する子ども、若者やその家族への相談体制を充実させます。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | ①設置 ②相談件数 | ①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中 | ①- ②数値上昇型 | ①設置に向けて検討 ②- | 「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。 | B | 子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。 | ①必要 ②不要 | ①令和4年度中に開設 ②- | ①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②- | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------------------------------------|-------|-------|------------------------|------------------|--|--|--------------------------|---------------------------------|---------------|------------------|-------------------------------|---|----------|---|-----------------------|-----------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 39 | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | | 20件 | 数値上昇型 | 15件【7件】 | ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施 | B | 引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 41 | 人権擁護委員相談事業【再掲】 | 区民相談課 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。 | 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。 | | - | - | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全3件) | B | コロナ禍においても電話相談を継続する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 43 | 子どもに関する相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。 | 0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。 | 東西子ども家庭支援センター相談件数 | | 13,000件 | 数値上昇型 | 11,363件【11,400件】 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、来館せず、電話・メールでも相談できることをホームページやSNSで周知した。 | A | 些細なことでも気軽に相談できるように、引き続き情報発信をし相談先としての周知に努める。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 44 | 子どもからの専用電話相談【再掲】 | 子育て支援課 | フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。 | 18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。 | 子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数 | | 10件 | 数値上昇型 | 1件【2件】 | フリーダイヤルの周知が不足しているため件数が少ない。 | C | 小学校4年生から中学生までに学校を通しフリーダイヤルの周知に努める。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 45 | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 | 相談件数 | | 14,000件 | 数値上昇型 | 10,746件【12,000件】 | DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施。 | B | あらゆる機会をたええ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 60 | 乳幼児健康相談【再掲】 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。 | 実施回数 | | 42回 | 数値維持継続型 | 37回【42回】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間42回の予定のところ37回の実施。 | B | 継続して実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 68 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子育て支援課 | 子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減をはかります。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごす場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | 講座参加者数(地域組織化) | | 6,000人 | - | 4,727人【9,300人】 | コロナ禍において①実施できなかった講座があったこと②感染予防から外出を控えている利用者があったこと③時期をずらして実施した講座の定員を減らしたことが重なり利用者数の増加には至らなかったが、感染拡大防止策をしながら実施したこと、子育ての仲間づくり支援につながった。 | B | 今後も様々な状況に柔軟に対応しつつ講座等の設定をし、地域での仲間づくりを支援する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 72 | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応じします。 | 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠から子育て期に関する相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育てで世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行っています。 | 受付件数 | | 5,000件 | 数値上昇型 | 3,414件【4,800件】 | コロナ禍により来所者数は減少したが、感染対策のための室内レフト変更や電話対応への注力を行った。 | B | 各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 74 | マイはいくえん事業【再掲】 | 保育課 | 「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。 | 出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区保育園を「マイはいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。 | 登録者数(1園あたりの平均) | | 増加 | 数値上昇型 | 9.1人【10人】 | コロナ禍で地域の方の来園は限られていたが、その中でも園児学などに来た方の登録や可能な範囲でイベント参加等も行った。 | B | コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅の子育て家庭等を支援していく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 82 | 乳幼児健全育成相談事業【再掲】 | 保育課 | 育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。 | 育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。 | ①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数 | | 増加 | ①数値上昇型 ②数値上昇型 | ①554件【600件】 ②4件【36件】 | コロナ禍において、在園児以外の子育て家庭に届いた事業は実施できない状況が続いたが、個別に家庭の状況を確認するなど、保育園から家庭へのアプローチを行った。 | B | コロナ禍において、保育園に届いていない子育て支援事業実施は困難な状況が続いたが、個別に家庭の状況を確認するなど、保育園から家庭へのアプローチを行った。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------------------------------------|-------|-------|-----------------------|------------|---|--|--------------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|------------------------|---|----------|--|-----------------------|-----------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 158 | 教育相談【再掲】 | 教育センター | 養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不登校問題に対しての解消及び未然防止を図ります。 | 幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。 | 教育相談取扱い件数 | | 460件 | 数値維持継続型 | 412件【460件】 | コロナ感染予防対策として、相談時間短縮化のために申請書類をホームページに掲載し、事前ダウンロードできるようにしました。また、学校・関係機関等との連携強化を行った。 | B | 新たな相談方法の導入を検討する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 174 | 発達支援相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。 | -西郡子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 -西郡子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業) | 発達相談件数 | | 5,200件 | 数値上昇型 | 4,556件【4,800件】 | コロナ禍であったが、できる限り開所し、指導や対応が切れることがないよう事業を実施した。 発達相談：4,556件 | B | 引き続き、支援を必要とするお子さんとその家族の相談に応じ、助言・指導を行うとともに、関係機関との連携も行っていきます。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 177 | 発達障害者相談窓口【再掲】 | 障害福祉課 | 発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。 | 発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します。 | 発達障害者相談窓口の運営 | | 相談者数180人 | 数値上昇型 | 171人【150人】 | 発達障害者相談窓口において相談に応じ、適切な関係機関につなぐ。 | B | 関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 178 | 区立幼稚園幼児教育相談【再掲】 | 教育センター | - | 区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。 | - | | - | - | R2事業休止 | - | 休止 | - | | | | |
| | | | 計画事業 | 180 | 巡回子育て発達相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることを目指します。 | 東郡子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスクップ、学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスをしています。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。 | 巡回施設のべ訪問件数 | | 500園 | 数値維持継続型 | 392園【500園】 | 保育園、子どもスクップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し、子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。 | B | 昨年度同様、巡回心理訪問相談の実施依頼を積極的に受けていく。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 201 | 更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】 | 子ども若者課 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成します。 | 保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数 | | - | - | 強調月間中に8回実施 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成した。 | B | 引き続き更生保護サポートセンターの運営経費を助成する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 202 | 女性の専門相談【再掲】 | 男女平等推進センター | 相談窓口に関する情報発信を行い、被害等の重篤化・潜在化の防止を図ります。 | 女性を対象に、法律に関する相談、人間関係等に関わるごとの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。 | 女性の専門相談件数 | | 125件 | 数値上昇型 | 72件【93件】 | 専門家による法律相談、ごころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施。 | C | 専門家による法律相談、ごころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 210 | 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 | 子ども若者課 | SNSなどを活用し、支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。 | 支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。 | 区公式ツイッターへの投稿数 | | 24回 | 数値上昇型 | 4回【4回】 | 広報紙、ホームページ、SNS等で情報を発信し、大型ビジョンではアシスタシのPR動画を放映した。 | B | 情報発信できるツールを開拓し、支援が必要な子ども・若者に情報がより届きやすくする。児童生徒に貸与されているタブレットパソコン内でアシスタシのPR動画を放映した。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 211 | 子ども・若者支援者への情報提供 | 子ども若者課 | ホームページやメルマガ等で情報発信します。 | 子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。 | メルマガ登録者数 | | 500名 | 数値上昇型 | 435名【350名】 | 支援者等へ情報発信のためのホームページの充実、メルマガ配信及び、人数制限をしたうえでの講演会を実施した。 | A | 引き続き情報発信し、講演会に代わり、としまテレビの情報番組を通じて情報を発信する。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------------------------------------|-------|-------|--|------------------------------|--|---|----------------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|------------------------|--|----------|---|-----------------------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 151 | としまscope【再掲】(令和3年度より、「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業」に変更) | 企画課 (「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室) | 「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、公民連携情報の発信などを行います。 | 主に働く世代や子育て世代を対象として、SNS(Facebook)を活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、公民連携情報の発信などを行います。 | Facebookフォロワー数 (R2.3現在1,909人) | | 2,400人 | 数値上昇型 | 2,003人 [2,000人] | 庁内のイベント情報およびFF協定事業の発信、としまscope記事情報の発信などを行った。 | B | としまscopeの事業は終了したが、引き続き「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに地域の情報や、公民連携情報などの発信を行う。なお、令和3年度以降はより一地域に密着した情報の発信を実施予定。 | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|-------|-------|-----------------------|----------|--|--|-----------------------------|---------------------------------|--------------------------------|----------------------|--|--|----------|---|-----------------------|-----------|--|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| 目標6「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 地域の力の活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援 | 地域の子ども・若者の支え手の育成や支援を推進します。 | 民生委員・児童委員や青少年育成委員等の子ども・若者を支援する活動を支援します。 | 計画事業 | 212 | スポーツ推進委員事業 | 学習・スポーツ課 | 子ども・若者から大人までの幅広い世代の区民に対し、各種スポーツの実技指導やスポーツに関する指導を行い、区民のスポーツレクリエーションの参加を促し、健康増進の一助とする。また、スポーツを通じて、子ども・若者世代の健全な育成を図る。 | スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じて地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。 | 事業数 | | 11事業 | 数値維持継続型 | 6事業【11事業】 | 都民大会予選、種目別選手権大会、レイニス・スポレク大会、区民大会、都民体育大会代表選手派遣、レクリエーション団体事業 | C | 事業の継続を目指す | | | | | |
| | | | 計画事業 | 213 | 民生委員・児童委員事業 | 福祉総務課 | 民生委員・児童委員が研修等で地域の現状や支援制度等を学び、子ども・若者を見守り・相談・支援活動を実施する。 | 乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に対地的な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつながるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。 | ①協議会開催数 ②支援活動の実施数 | | ①年1回協議会を開催 ②年間10回の会議及び支の支援。 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①コロナ禍により、協議会の代替合同勉強会を実施。【年1回】 ②年間18回の会議及び支の支援の実施。【年10回】 | ①コロナ禍で協議会は中止になったが、代替として合同勉強会を実施し、児童委員の基礎や児童虐待、福祉制度や特別支援学級等について学ぶ機会を設けた。②各教育機関との協議会参加、支援活動や勉強会を実施した。 | B | ①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施する。 ②主任児童委員による研修の機会を増やし、関係機関との連携をさらに深め、相談・支援活動を実施していく。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 214 | 青少年育成委員会支援事業 | 子ども若者課 | 青少年育成委員会への補助金と、資質向上のための研修会を実施します。 | 各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動を行っています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。 | 青少年育成委員研修会等参加者数 | | 200人 | 数値維持継続型 | 72人【200人】 | コロナ禍のため一般公開せず、対象を育成委員とし講演会を実施した。 | C | 育成委員の資質向上のための講演会等を実施する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 215 | コミュニティソーシャルワーク事業 | 福祉総務課 | 制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対して、民生委員・児童委員、青少年育成委員等の関係機関と連携して支援を行っています。 | ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じて地域づくり、③関係機関との連携支援などを行っています。 ・CSWは、区内8か所の区民ひろばに2〜3名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わることすべてに対して、電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施しています。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する個別相談支援件数 | | 2,467件 | 数値上昇型 | 1,814件【1,750件】 | コロナ禍において生じた区民の不安や困りごとに対して、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化から、ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する相談件数は、前年度比236%と大きく増加している。 | A | 引き続き、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 216 | 地域福祉サポーターの養成と推進 | 社会福祉協議会 | 地域住民による支えあい活動を実施することで、「おたがいさま」の地域共生社会の実現を目指します。 | 地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う。地域の小さなアナウンサー「地域福祉サポーター」を養成します。 | 地域福祉サポーター登録者数 | | 500名 | 数値維持継続型 | 296名【500名】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、養成講座を中止、登録している地域福祉サポーターに対しては、メールマガジンなどを通じ情報を発信。 | B | 養成講座について、個人や少人数での実施や、オンラインでの実施を検討。感染拡大状況を踏まえながら、地域での「学びあい・支えあい」の地域支援活動の機会を提供する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 217 | 地域活動交流センター管理運営 | 区民活動推進課 | さまざまな地域活動団体の活動及び交流を支援・促進し、地域活動力の向上及び地域の課題の解決を目指します。 | NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。 | 施設利用人数(延べ) | | 3,600人 | 数値上昇型 | 1,338人【3,500人】 | 新型コロナ感染症感染防止対策を取り、安心安全な施設運営に取組みました。休館等利用制限の期間があり、利用者が昨年度の3,188人から減少しました。 | C | 地域活動交流センター運営協議会と連携し、引き続き新型コロナ感染防止対策を取りながら、利用しやすい施設の運営に取組みます。 | | | | | |
| ②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 | 子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。 | 地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。 | 重点事業 | 218 | 子ども若者支援ネットワーク「ここにいろよ」 | 子ども若者課 | 子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。 | 子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。 | ネットワークイベント参加者数 | 244人 | 400人 | 数値維持継続型 | 44人【200人】 | コロナ禍のため人数制限し「講演会」を実施した。支援者を対象とした「会議」はWEBと会場で実施し、パネルディスカッショングループワークで意見交換を行った。 | B | 講演会に替えましてテレビの情報番組を活用し広く情報を提供する。会議については2年度同様にWEBと会場で実施する。 | 必要 | 200人 | 協議会設置要綱にある地域関係機関は約60団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。 | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|-------|---|---|-------------------------------|---|--|----------------------------------|---------------------------------|--|----------------------|---|--|----------|---|----------------------|-----------|-------------|-----------|--|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 見直し(令和6年度)見直し※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | | |
| ②区民や地域団体、大学との連携、協働及び地域ネットワークの形成 | 子ども、若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。 | 地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。 | 計画事業 | 219 | 若者支援ネットワークの構築(子ども、若者支援地域協議会) | 子ども若者課 | 子ども若者支援地域協議会を実施し、支援者間のネットワーク形成に努めます。 | 社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。 | 子ども若者支援地域協議会実施回数 | | 4回 | 数値維持継続型 | 4回【4回】 | 青少年問題協議会2回 子ども施策調整会議1回 実務者会議1回 | B | 2年度に引き続き実施する。地域支援団体とのネットワーク形成を更に図る。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 220 | 生活困窮者自立支援事業(支援調整会議の開催) | 福祉総務課 | 子どものいる世帯も含めた各世帯へ、具体的な支援を提供し、早期に困窮状態から脱するプランを提供するため、関係機関連携のもと支援調整会議を開催します。 | 子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わる(おしごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的に開催しています。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。 | プラン作成数 | | 500件 | 数値上昇型 | 446件【480件】 | コロナ禍の影響を受けながらも、支援プランを提供し、困窮状態から脱するよう支援した。支援事業として、住居確保交付金も含まれており、部から件数が増えすぎたため、件数を把握しなくても良いとの事情がある。 | A | またコロナ禍の影響を受けながらも安定した支援プランの提供を実施する。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 221 | 豊島区子育てネットワーク会議 | 子育て支援課 | 親子の孤立化防止のために提供する地域の子育て支援ネットワークを迅速に関係機関で共有し提供します。 | 同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有、意見交換を行っています。 | 出席施設数 | | 225施設 | 数値上昇型 | 211施設【210施設】 | コロナ禍のため中止となった回数もあったが、感染防止対策を徹底し実施できた。 | B | 新型コロナウイルスの状況により紙面開催も取り入れながら実施する。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 222 | 中小規模公園活用プロジェクト | 公園緑地課企画課(「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室) | 利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた活用方法を地域とともに検討・検証し、活動の支援を図ります。 | 地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人とともに育つ公園を目指します。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | 実施公園数 | | 15園 | 数値上昇型 | 13園【10園】 | 東鴨公園でのコミュニティガーデンの設置、千早フラワープラザ公園でのPARK TRAUCK運行等、計13園で実施 | A | 引き続き、PARK TRAUCKの運行、インクルーシブ遊具の設置やフーニチャーの設置を進める。SDGs事業として、園庭のない保育園向けに、おもちゃ倉庫の活用を進めていく。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 223 | 地域・大学連携事業 | 指導課 | 区内大学や地域の企業等と連携し区立小・中学校の教育活動を活性化します。 | 区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。 | 区内全7大学との連携 | | 区内全7大学との連携を強化 | | 区内全7大学との連携 | 立教大と連携したイングリッシュキャンプの実施 立教大と連携したサイエンスワールの実施 帝京平成大学等のインターンシップの受け入れ | B | 今後もコロナ禍における連携を模索する。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 224 | コミュニティ・スクール導入等促進事業 | 庶務課(教育施策推進担当課長)(計画策定時は指導課) | 豊島区立学校にコミュニティ・スクールの導入を推進します。 | 学校、保護者、地域の方々とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。 | コミュニティ・スクール設置校数 | | 8校 後期基本計画の目標値にあわせて5校→8校に修正。 | 数値上昇型 | 0校【0校(令和2年度は本格設置に向けモデル事業を2校で実施)】 | コミュニティ・スクール導入を推進するため、令和元年度に引き続き池袋本町小、千登世植中でモデル事業を実施。また、コミュニティ・スクール事業検討委員会を開催し、推進ガイドラインの検討を行った。 | B | 令和3年度は「豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン」を作成し、千登世植中、池袋本町小でコミュニティ・スクールを本格実施する。また新たに仰光小をモデル事業校に指定し、令和4年度の本格実施を目指す。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 225 | 地域子ども懇談会 | 放課後対策課 | 地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。 | 地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。 | 実施施設数(全小学校22施設) | | 22施設 | 数値維持継続型 | 22施設【22施設】 | 全22校で実施。コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、対面での実施が困難な場合は、紙面開催で実施した。 | B | 引き続き、開催方法を検討しながら、全校で実施していく。 | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 14 | 子ども食堂ネットワーク【再掲】 | 子ども若者課 | 「としま子ども食堂ネットワーク」連絡会で情報提供等を行い、安全な運営のための研修会を実施します。 | 地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。 | ①としま子ども食堂ネットワーク連絡会実施回数 ②研修会回数 | | ①3回 ②1回 | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 | ①2回【3回】 ②0回【1回】 | コロナ禍のため、連絡会は2回の実施となり、研修会は中止となった。 | C | コロナ禍のため弁当や食材配付など、別の形で実施している子ども食堂が多い。引き続き連絡会または、それに代わる方法で情報提供、情報共有など行う。 | | | | | | |
| 計画事業 | 28 | としま子ども学習支援ネットワーク【こネット】【再掲】 | 福祉総務課 | 毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。 | 地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「こネット」を設立。共通する課題及び効果的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。 | こネット定例会の開催数 | | 12回 | 数値維持継続型 | 6回【12回】 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらもZOOMなどを利用し、開催した。 | B | 昨年度の経験を活かし、ZOOMやビデオトークなど駆使し、情報交換及び意見交換の場を定期的につくる。 | | | | | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------|-------|---------------------------|------------------------|--|--|---|---------------------------------|----------------------------------|---|--|--|---|--|-----------------------|-----------|--|-----------|--|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) | |
| ③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | ワーク・ライフ・バランスへの意識を地域ぐるみで高めています。 | 企業や事業者に対する普及啓発や、認定制度などを実施します。 | 重点事業 | 226 | ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 | 男女平等推進センター | 企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。 | 区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。 | 認定企業数 | 50社 | 95社 | 数値上昇型 | 55社 【65社】 | 令和2年8月～10月まで認定申請を受け、11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定、令和3年1月に認定書授与を行った。 | C | としまWLBネットワークミーティングを感染症対策実施の上で開催。産業団体や介護保険課とも連携し、認定企業を定める周知を図る。 | 必要 | 75社 | コロナ禍により区内中小企業の経営状況が厳しく、ワーク・ライフ・バランス認定申請が難しい状況であったため。 | | |
| | | | 計画事業 | 227 | 企業・事業者への啓発事業 | 男女平等推進センター | ワーク・ライフ・バランスに関する講演や交流会を行い、区内企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発を図ります。 | 区内の企業・事業者に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。 | - | - | - | - | コロナ禍により、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングが中止となった。 | D | 感染症対策を講じた上で、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを開催し、区内企業への情報提供・啓発を行う。 | - | - | - | - | | |
| | | | 計画事業 | 228 | ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催 | 男女平等推進センター | ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施し、地域全体でワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけを作ります。 | ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。 | - | - | - | - | - | 区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催。コロナ禍により、定員を減らし開催。 | C | 区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催。 | - | - | - | - | |
| | | | 計画事業 | 229 | モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 | 人事課 | すべての職員がそれぞれの生活環境に応じた、よりよい「働き方」と「キャリアプラン」の形成に取り組めます。 | 職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。 | ①年間20日の年次有給休暇の取得率 ②男性職員の育児休業等の取得率 ③管理職に占める女性の割合 | ①80% ②50% ③30% | ①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 | ①70.4% 【80%】 ②52.2% 【50%】 ③22.1% 【30%】 | 令和元年度末に特定事業主行動計画を改定。計画に沿って、各事業を実施。 | B | 数值的な女性活躍ではなく、誰もが自らの能力を發揮する本質的な女性活躍としての取り組みについて、検討や実施する。 | - | - | - | - | | |
| (2) 安全・安心な社会環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 | 子育て家庭に優しい住まいや生活の実現を図ります。 | ファミリー層向けの住環境施策等を実施します。 | 重点事業 | 230 | 子育てファミリー世帯への家賃助成事業 | 福祉総務課 (計画策定時は「住宅課」) | 子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。 | 区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と家賃と家賃との差額の一部を一定期間助成します。 | 新規家賃助成数 | 30件 ※助成総件数123件 | 60件 | 数値上昇型 | 41件 【40件】 | 福祉分野との連携強化のため、事業の所管を令和3年度より保健福祉部に移管した。 | B | ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行う。豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施する。 | 不要 | - | - | - | |
| | | | 計画事業 | 231 | 空き家利活用推進事業 | 住宅課 | 空き家の利活用を推進し、ファミリー層向けの住まい環境を提供します。 | 空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。 | 地域貢献型空き家利活用事業の事業化件数(累計) | 8件 | 数値上昇型 | 3件 【3件】 | 広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。 | B | 空き家の活用事例を空き家オーナーに周知することにより、空き家の登録件数や、空き家の活用を希望する団体とのマッチングの機会を増やし、民間で空き家活用に取組んでいる人達の連携を強化していきます。 | - | - | - | | | |
| | | | 計画事業 | 232 | 近居・多世代同居の推進 | 住宅課 | 親子で支え合いながら子育てできる住まい環境を促進します。 | 親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。 | 同居・近居する場合の住み替え支援制度の構築 | - | - | - | - | 他区の実態を調査・検討した。 | B | 住宅マスタープラン(平成31年3月)において同居・近居支援について検討されており、支援制度の構築に向けて引き続き検討を続けます。 | - | - | - | | |
| | | | 計画事業 | 233 | 公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知 | 子育て支援課 | 安心して赤ちゃんと一緒に外出ができるようサポートします。 | 安心して乳児を連れて外出ができるよう、区民ひろばや子ども家庭支援センター等の地域の公共施設に、授乳やおむつ交換ができるスペースを設置し、周知します。 | 設置済み区立施設数 | 30施設 | 数値上昇型 | 27施設 【27施設】 | 区ホームページの更新、ステッカーの貼り替えなどにより周知を実施した。 | C | 設置施設増加に向け、関係部署への事業周知等を実施する。 | - | - | - | | | |
| ②有害環境等への対応 | 子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。 | インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 234 | 薬物乱用防止教育 | 指導課 | 薬物乱用防止に関する学習及び教員研修を実施します。 | 医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。 | 小学校6年生、中学校3年生での授業の実施数 | 年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施 | 数値維持継続型 | 年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業の実施 【年1回以上】 | 地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前授業の実施。薬剤師による正しい服用等についての学習を実施。 | B | 今後も推進する。 | - | - | - | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------------|--|-------|-------|--------------------------------|----------------------------------|--|---|--|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---|--|--|---|-----------------------|-----------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ②有害環境等への対応 | 子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。 | インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 235 | 情報モラル教育 | 指導課 | 情報ネットワーク社会に対応した児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育を充実します。 | 情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。 | SNSルールの年一回の見直し 情報モラル教室の全校実施 | - | SNSルールの年一回の見直し 情報モラル教室の全校実施 | - | SNSルールの年一回の見直し | 中小学校における児童会や生徒会活動の中で自主的なルールの見直しを各校で実施。 | B | 今後も、児童生徒のSNSの利用状況を踏まえた、学校における活動の見直しを推進する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 236 | PTAと連携した「SNSルール」の活用 | 庶務課 | 携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、周知をする。 | 携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験をもとに改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底します。 | - | - | R2事業統合 | 事業No235「情報モラル教育」と事業統合 | 統合 | - | | | | | | |
| | | | 計画事業 | 237 | 不健全図書等規制対策事業 | 子ども若者課 | 不健全図書等規制対策事業 | 不健全図書等規制対策事業 | 昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書等規制の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。 | 不健全図書等規制の自動販売機設置数 | 0件 | 数値維持継続型 | 0件 【0件】 | 不健全図書等規制の自動販売機調査を実施し、環境浄化活動を行った。 | B | 東京都からの依頼に基づき引き続き調査を実施し、環境浄化活動に努める。 | | | | |
| ③防犯・事故予防の推進 | 犯罪や事故を防ぐための取り組みを進めます。 | 道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 238 | 子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 子どもの事故予防について見て、触れて、学べる場を提供します。 | 子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるため、保護者・関係者が家庭内の事故予防について見て、触れて、学べる場を提供しています。(家庭内の事故：台所でのやけど、浴槽での溺水、ベランダからの転落等) | 来所数 | 6,500人 | 数値維持継続型 | 6,472人 【6,500人】 | 家庭内を再現したコーナーに、子どもの不慮の事故予防に関するパネルや資料を展示し、普及啓発を図った。 | B | 継続して実施。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 239 | 安全・安心パトロールの実施 | 防災危機管理課 | 区内の治安を維持します。 | 区民の安心感を確保するため、区内全域を青色防犯パトロールカーでパトロールします。登下校時の通学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスリッパ等の施設にも立ち寄りなど見せる防犯活動を行います。 | (区内の犯罪発生件数の減少を目標に。)区内の刑法犯認知件数 | 1,500件 | 数値下降型 | 3,193件 【3,500件】 | 各種環境浄化パトロールの実施。 | A | 区民と行政が一体となった各種治安対策の実施。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 240 | 小学校児童の通学路安全対策の推進 | 学務課 | 通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。 | 通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。 | 通学路防犯カメラの設置数 | 小学校1校区あたり10台(計220台) | 数値上昇型 | 185台 【185台】 | 小学校7校のカメラについて、学校・地域関係機関と連携し、設置箇所を検討し、5台ずつ増設した。 | A | 小学校7校のカメラについて、学校・地域関係機関と連携し、設置箇所を検討し、5台ずつ増設する。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 241 | 学校安全安心事業 | 学務課 (計画策定時は「庶務課」) | 通学路合同点検の計画的に実施します。 | 通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。 | 3年に一度通学路合同点検の実施校数(全校) | 37校 | 数値上昇型 | 7校 【7校】 | 小学校7校において通学路合同点検を実施し、安全確保に努めた。 | B | 引き続き、継続して合同点検を実施し、安全確保に努める。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 242 | 安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール) | 庶務課(教育施策推進担当課長) (計画策定時は「指導課」) | コミュニケーション活動と運動し、インターナショナルセーフスクールの取組を拡大します。 | インターナショナルセーフスクール認証校のノウハウを生かし、8つの中学校ブロックを中心とした普及・啓発を推進する。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。 | インターナショナルセーフスクール認証校数 | 10校 | 数値維持継続型 | 8校 【10校】 | 新型コロナウイルスの影響で新規認証取得を延期せざるを得なかったが、認証校、認証準備校ともに活動を継続した。 | B | 令和3年度より、千川中の認証取得により、各中学校ブロック1校以上の認証取得を達成。今後は、コミュニケーション・運動し、インターナショナルセーフスクールの取組の拡大を目指す。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 243 | 区立小学校・学童クラブの入退室管理システム | 学務課 放課後対策課 | 区立小学校全校において入退室システムを導入し、児童・保護者の安全と安心を向上させます。 | 児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。 | 通知配信校数 | 区立小学校22校 | 数値維持継続型 | 22校 【22校】 | 区立小学校1年～3年、学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信する。事業が好評のため、区の予算以外に有料でも実施してほしいとの声があり、令和3年度からは、学童クラブ児童以外の保護者や小学4年生以降の生徒についても有償で実施する。 | A | 区立小学校入退室システムの運用及び校庭改修に応じたシステムの修繕。 | | | | | |
| | | | 計画事業 | 244 | 交通安全施設整備事業 | 道路整備課 | 区道の交通安全を図るため、道路標識、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設設備及び維持管理を行います。 | 妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行う。 | - | - | - | 35箇所 1.6Km | - | 自転車ストップマーク等：31箇所、防護柵等(横断抑止)の設置・改修：4箇所、区画線の整備：1.6km パトロールや依頼によってその都度修理するため、令和2年度目標値はなし | B | 引き続き、安全確保・安全対策を行う。 | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|--|-------|-------|---------------------------|--------|---|--|-------|---------------------------------|---------------|----------------|-------------------------|--|----------|---|-----------------------|-----------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ③防犯・事故予防の推進 | 犯罪や事故を防ぐまづくりを進めます。 | 道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 245 | 交通安全対策事業 | 土木管理課 | 交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。 | 春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世代に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。 | - | - | - | - | - | 区民ひろばで交通安全研修を実施。高齢者対象23回485名参加、子育て世代対象20回438名参加 | B | 継続して実施する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 246 | 中学校自転車安全教室(スクアード・ストリート授業) | 土木管理課 | 交通事故予防のため、区立中学校で自転車安全教室を行います。 | 事故の恐ろしさや交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。 | - | - | - | - | - | 令和2年11月13日西巣鴨中学校でスクアード・ストリート授業を実施 | B | 継続して実施する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 247 | 自転車ヘルメット普及啓発事業 | 土木管理課 | 自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子育て世代及び高齢者のヘルメット購入を支援します。 | 自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子ども用自転車ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更 | - | 570個 | 数値上昇型 | 563個【565個】 | 幼児児童用ヘルメット購入補助数 | 幼児児童用563個。親子自転車安全利用教室参加者対象幼児児童用18個自転車ヘルメットの購入助成。 | B | 継続して実施する。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 248 | 高齢者安全運転支援装置設置促進事業 | 土木管理課 | 交通事故予防のため、高齢者の安全運転支援装置の購入を支援します。 | 高齢者の運転する自動車事故を防止し、区民の安全と安心を図る目的として、高齢者が安全運転支援装置新入し及び設置した場合に要する経費の一部を補助します。 | - | - | 数値維持継続型 | - | - | 高齢者安全運転支援装置37台購入助成。 | B | 補助条件である東京都の補助事業が令和3年度まで終了することに伴い、当事業も終了予定。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 249 | 公園等防犯カメラ整備事業 | 公園緑地課 | 公園等における安全対策の強化を図ります。 | 死角の生まれやすいトイレのある公園から優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。 | - | 8施設に設置 | 数値上昇型 | 6施設に設置【8施設に設置】 | 公園等全施設に設置(89公園62児童遊園2区) | 中池袋公園に2基、谷端川南緑道、雑司が谷1丁目公園、椎名町公園、千早4丁目公園、千川児童遊園にそれぞれ1基を設置 | B | 区民からの要望や、犯罪発生の可能性の高い公園等の状況を踏まえ、優先度の高い施設から設置を進めていく | | | | |

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|--|------|-----|-----------------------|---------|---|--|--|-----------|----------|-------------------|---|--|---|-------------|----|---|---|
| ①文化・芸術に親しむ環境づくり | アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。 | 子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。 | 重点事業 | 250 | トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 | 文化観光課 | 豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。 | トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。 | トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数(後期基本計画との整合性の問題から「関連施設」に修正) | 設置に向けて検討中 | 180,000人 | 数値上昇型 | 69,717人【100,000人】 | コロナ禍で開館予定日が遅れ、令和2年7月7日に開館した。人数制限等により実績値は目標に及ばなかったものの、「開館記念企画展 進歩少年とトキワ荘」や「トキワ荘のアニメ 寺田ヒロオ展」などの企画展を開催し、マンガ・アニメ文化の発信に努めた。 | A | 年3回 特別企画展開催 | 不要 | - | - |
| | | | 計画事業 | 251 | トキワ荘通りお休み処の運営 | 文化観光課 | トキワ荘マンガミュージアムと連携してマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、地域文化の継承・発展を目指します。 | トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。 | 来館者数 | 29,000人 | 数値上昇型 | 19,934人【25,000人】 | トキワ荘マンガミュージアムの開館に合わせ、ミュージアムのショップ機能を補強。ミュージアムからお休み処への人の流れの創出した。 | B | トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点として、トキワ荘マンガミュージアムと連携し回遊性の向上に取り組み | | | | |
| | | | 計画事業 | 252 | 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 | 文化デザイン課 | 子どもたちに良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。 | 国際アート・カルチャー都市のシンボルである芸術文化劇場(東京建物BrilliaHALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにまわりを創出します。 | 劇場来場者数 | 150,000人 | 数値維持継続型 | 75,351人【150,000人】 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、貸出の休止や座席数の制限を設けたため、来場者数が減少した。 | B | 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、良質な舞台芸術を提供できるよう安定した施設運営・事業実施を行う。 | | | | |
| | | | 計画事業 | 253 | 舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 | 文化デザイン課 | 子どもたちに舞台芸術の創造・発信の機会を提供することで、舞台芸術の担い手の育成を図ります。 | 舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。 | 劇場来場者数 | 60,000人 | 数値維持継続型 | 15,966人【65,000人】 | 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、舞台芸術の担い手の育成のため、安定した施設運営・事業実施を目指す。近隣に類似施設ができたことにより、施設毎のすみ分けが課題となっており、一定の人数を継続して確保する必要があります。 | B | | | | | |

| 具体的な取組 | | | 事業の概要 | | | | | | 目標管理 | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|--|-------|-------|------------------------|---------|--|--|-----------------|---------------------------------|---------------------|--------------------|-------------------------------------|--|----------|---|-----------------------|-------------|-----------|
| 取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 事業No. | 事業名(A) | 担当課(B) | 事業目標(C) | 事業内容(D) | 目標(E) | 計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ | 目標値(令和6年度)(G) | 目標値の性質(Z) | 令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H) | 事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I) | 主管課評価(J) | 令和3年度以降の取組の方向性(K) | 目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 見直しの要否(L) | 見直し後の目標値(M) | 見直しの理由(N) |
| ①文化・芸術に親しむ環境づくり | アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。 | 子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。 | 計画事業 | 254 | 池袋西口公園野外劇場管理運営事業 | 文化デザイン課 | 子どもたちが身近に本格的な文化芸術に触れられる機会を提供します。 | 本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。 | 野外劇場利用日数 | | 200日 | 数値上昇型 | 27日【30日】 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための貸出休止により、来場者数が減少した。 | B | 新型コロナウイルス感染症の状況を見つつ、本格的な文化芸術に触れられる環境を整備する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 255 | 池袋モンパルナス回遊美術館事業 | 文化デザイン課 | 池袋モンパルナス回遊美術館事業により、美術作家だけではなく、子どもたちが表現する機会を提供していきます。 | 「街のどきも美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。 | 子どもの作品の展示プログラム数 | | 4プログラム | 数値維持継続型 | 3プログラム【4プログラム】 | 緊急事態宣言が発令され、会期を12月末まで延長し、開催しやすした。 | B | 実際の展示とオンライン公開の両面の取組を進めていく。 | | | |
| | | | 計画事業 | 256 | 「フェスティバル/トークー」開催事業 | 文化デザイン課 | 子どもの頃から身近に演劇があり触れることのできる、演劇のまちとしての魅力を発信します。 | 国際アート・カルチャー都市の基幹事業として関係団体、地域と連携を図りながら、東京芸術劇場、あうるすぽっと、街なかの施設等を中心に国際的な舞台芸術祭を開催し、演劇のまちとしての魅力を発信します。 | プログラム数及び参加人数 | | ①25プログラム ②14万人程度 | ①数値維持継続型 ②数値上昇型 | ①45プログラム【25プログラム】 ②9万人程度【10万人程度】 | コロナ禍においても事業を中止することなく、オンライン配信や密を作らない上スタイルで工夫し実施した。 | B | 「ひらく」きわめる「つながる」をコンセプトに、野外劇や街なかでの「ウォーマス」など、劇場にとらわれない形態で実施。誰にでも開かれた、多様な人々のための居場所としての芸術祭を目指す。 | | | |
| | | | 計画事業 | 257 | 庁舎まるごとミュージアム運営事業 | 文化デザイン課 | 展示空間を利用し、子どもたちに豊島区文化芸術を紹介するとともに、各課と連携し、子どもの作品展示、また権利等についての展示を随時、実施しています。 | 本庁舎を美術館や博物館のような空間に演出し、3階から9階の通路部分の壁面を使用した展示を行い、区の文化遺産の紹介や区の重点施策等の情報をわかりやすくタイムリーに掲示して、区民・来庁者に発信します。 | 子ども関連展示回数 | | 5回 | 数値維持継続型 | 4回【5回】 | コロナ感染拡大により、展示企画を中止せざるを得ないものがあつたが、概ね予定通り展示が実施された。 | B | コロナ感染下においては、密を避けるために、展示広告を大々的に呼びかけることができないが、学校等での展覧会の機会も減少傾向にあるため、感染予防を踏まえた展覧を呼びかけ、展示を継続する。 | | | |
| | | | 計画事業 | 258 | 熊谷守一美術館の運営 | 文化デザイン課 | 子どもたちが美術文化を享受することにより、文化の向上と豊かな地域社会の形成を図ります。 | 画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。 | 観覧者数(有料展示室入館者) | | 6,800人 | 数値維持継続型 | 3,820人【9,200人】 | コロナ禍においても、区立美術館として、区や地域との連携や地域貢献により寄与した運営を検討していく。また他団体との事業協力により地域に対する社会貢献が達成できた。 | B | コロナ禍においても、区立美術館として、区や地域との連携や地域貢献により寄与した運営を検討していく。また他団体との事業協力により地域に対する社会貢献が達成できた。 | | | |
| | | | 新規事業 | 新規 | IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信 | 文化観光課 | 豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力をPRする。 | 「文化」「観光」「交流都市」の3つのカテゴリに仕分けした情報をWebサイトで公開する。 | アクセス数 | | 50,000 | 数値上昇型 | 構築中のため未計測 | 構築およびページの作成。 | B | IKE-CIRCLE内で紹介する文化関係の団体数を順次、増やしていくとともに観光情報発信についても様々なパートナーシップのなかで積極的に発信する。 | | | |

子ども若者相談サービスの実績報告

1 相談件数

| 本人のためにアシス としまにつないだ人 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 (12月末現在) |
|------------------------|--------|-------|-------|-------------------|
| 本人 | 13 | 37 | 57 | 116 |
| 家族 | 28 | 74 | 51 | 38 |
| 友人・知人・近隣・地域 | 12 | 8 | 5 | 3 |
| 関係機関 | 45 | 40 | 29 | 24 |
| その他 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| 合計 | 99 | 161 | 144 | 181 |

① 2年度傾向

家族からの相談より本人からの相談が多くなってきた。18歳(高校卒業)、20歳(成人、専門学校・短大卒業)、22歳(大学卒業)、そして社会へ出ていく年齢の相談が多い。この移行期もしくは社会へ出てからつまづく、今まで「何とかなっていた」ことに対する課題が環境の変化により浮き彫りになり、そこで初めて相談に繋がるケースが多い。

② 3年度12月末傾向

毎年4月には相談件数が増加する傾向にあるが、3年度は緊急事態宣言中のためか件数は増えなかった。大学生が休学、退学して以降ひきこもりになっている相談や、解決を求めず「話を聞いて欲しい」といった内容も目立つ傾向にある。

8月から区立小中学校児童生徒に貸与しているタブレットパソコンから直接メッセージのやり取りができる「アシスとおはなし」を開設したため、本人からの相談件数が急増しているが、それ以外の本人からの相談件数も昨年同様増加傾向にある。子ども若者本人のための相談窓口であることが徐々に広がってきていると推察される。

2 支援回数

| 支援回数 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 (12月末現在) |
|---------------------|--------|-------|-------|-------------------|
| 来所相談 <支援> | 165 | 218 | 185 | 137 |
| 電話相談 <支援> | 233 | 238 | 349 | 264 |
| メール相談 <支援> | 42 | 77 | 76 | 434 |
| アウトリーチ <支援> | 80 | 71 | 41 | 14 |
| 同行支援 | 21 | 30 | 12 | 4 |
| 本人家族が参加している 支援会議 | 10 | 16 | 6 | 0 |
| 直接的支援回数 | 551 | 650 | 669 | 853 |

① 2年度の支援傾向

新型コロナウイルス感染症の影響で来所相談やアウトリーチが減少した。

アウトリーチ（訪問相談）では、家族の強い希望があっても本人が希望しない場合は支援に繋げることが難しい。同行支援では、本人の意思、本人の希望を尊重しながら進めている。自分でできることを増やし、自分でできる力を身に付けるための訓練の場と捉え、支援を進めている。

② 3年度12月までの支援傾向

メールによる支援が増加している。「アシスとおはなし」を開設し、タブレットを介した支援が増えたためである。

親との関係や人間関係に課題を抱えているケースが目立っている。相談者本人には自立の気持ちはあるが家族によって阻まれているケースや、自身を取り巻く環境により前に進めないケースもあった。

3 相談事例

○10代女性

- ・進路未決定のまま高校を卒業した。
- ・ひとり親家庭で相談者のアルバイト代で生活を賄っており、生活全般にかかわる相談。

○20代女性

- ・精神疾患をもつ母からの暴言に耐え兼ね家を出たい、母の過干渉から逃げたい、など。
- ・知的障害の診断を受けているが、就職にあたり、一般就労か障害者枠かでの悩み。
- ・居場所を知りたい。

○30代男性

- ・人間関係や孤独感。

4 子ども若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、豊島区子ども若者支援地域協議会を設置している。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で構成されている。

① 居場所会議

居場所会議とは豊島区内で子ども若者の居場所を運営している地域団体等で構成された会議体で、実務者会議の1つと位置付けている。第1回を昨年度3月に開催し、5つのNPO法人と中高生センタージャンプ、子ども若者課で情報の共有、意見交換、勉強会など実施する予定。

【開催状況】

- ・令和2年度 第1回 令和3年 3月 2日
- ・令和3年度 第1回 令和3年 9月 27日、第2回 令和3年12月 21日

② 個別ケース会議

保健所、高齢者福祉課、生活福祉課が関わっているケースについてアシスとしま主催で開催した。同一世帯でも担当する対象者が違い、持っている情報も違っているため、情報を共有することによって見えてない部分が見えるようになり連携を強めることができた。

「アシスとおはなし」概要

1. 概要

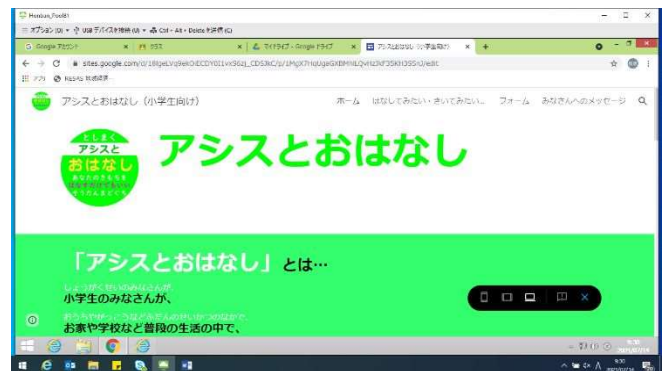
公立小中学校の児童・生徒のタブレットパソコン（クロームブック）上に、豊島区子ども若者総合相談「アシスとしま」のページ「アシスとおはなし」を令和3年8月2日に開設した。小中学生のときから相談体験をすることで、将来悩みを抱えたときに自ら相談できるようになることを目的としている。（予防的支援）

2. アセス方法

「アシスとおはなし」内のフォームよりメッセージを受信すると、児童・生徒との専用のクラスルームを作成し、その中でメールのように文字でメッセージをやり取りする。

アシスとしまの予約ツールの1つでもあるため、対面や電話での相談に繋がれるように案内をしている。

相談内容によっては、指導課、子ども家庭支援センターと連携し対応している。



3. 相談件数（8月2日～12月現在）

| | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 合計 | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 新規件数 | 支援回数 | 新規件数 | 支援回数 | 新規件数 | 支援回数 | 新規件数 | 支援回数 | 新規件数 | 支援回数 | 新規件数 | 支援回数 |
| 小学生 | 13 | 45 | 7 | 51 | 16 | 64 | 16 | 80 | 14 | 77 | 66 | 317 |
| 中学生 | 3 | 20 | 3 | 23 | 0 | 3 | 5 | 18 | 0 | 11 | 11 | 75 |
| 合計 | 16 | 65 | 10 | 74 | 16 | 67 | 21 | 98 | 14 | 88 | 77 | 392 |

※小学生：電話2回含む

※小学生：訪問面談1回含む

夏休み中の開設となったが、「アシスとおはなし」のアイコンを発見しメッセージを送ってくれた児童・生徒が16人いた。相談内容は友達との関係、いじめ、家族との関係、勉強について、性に関する事など様々である。学年ごと段階的にチラシを配付し周知を行った。

メッセージの内容にいじめや虐待を思わせるような内容があった場合は指導課や子ども家庭支援センターと連携し、児童生徒の見守り体制を強化した。

令和2年度 豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容

令和3年3月31日

豊島区子ども家庭部子育て支援課

1 子どもの権利擁護委員の設置の経緯

- 平成18年4月に制定された、「豊島区子どもの権利に関する条例」では、第6章で、子どもの権利侵害に関する救済と回復を支援するために、子どもの権利擁護委員を設置することを謳っている。
- 区は、条例制定後、小・中学校を通じて周知用パンフレットを配布し、子どもの権利条例の趣旨を伝え、同時に、権利の重さと責任について指導をするなど、啓発活動を行ってきた。
- さらに、本区における、児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会の事務局である、東部子ども家庭支援センターにおいては、条例制定後、虐待対策ワーカーの増員、子ども専用相談室の設置、子ども専門相談員の配置、フリーダイヤルによる子ども相談専用電話の設置、事業周知用カードの配布、子どもの権利擁護に関する区民講演会の開催など、子どもの権利保障を推進する事業を整備し、条例の理念を周知する取組みを行ってきた。
- このような実績を踏まえつつ、平成21年度、条例制定後の3年間を総括する中で、児童虐待の相談・通告件数の増加に対応し、権利侵害から子どもを救済することを区自らの責務とした条例の趣旨を実現するために、区長の附属機関として、子どもの権利擁護委員を設置するに至った。

2 設置時期

平成22年1月1日

3 資格・人数

弁護士 2人
臨床心理士 1人（令和3年3月より）

4 根拠

豊島区子どもの権利に関する条例 第22条による

5 活動実績

【令和2年度活動内容】

| 活動内容 | 回数（3名分） |
|------------------------|-----------------------|
| 要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議参加 | 6回（検討ケース数 225 件） |
| 要保護児童対策地域協議会実務者会議参加 | 2回 |
| 中高生センタージャンプ訪問 | 26回（東池袋 13 回・長崎 13 回） |
| 個別ケース検討会議参加 | 5回 |
| 子どもの権利グループ職員へのスーパーバイズ | 9回 |
| 保護者面接 | 11回 |
| 子ども面接 | 15回 |
| セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会参加 | 2回 |
| としまの里親プロジェクト参加 | 5回 |

【相談対応ケースの概要】

- ・子どもからの保護者に関する相談
- ・子どもからの学校に関する相談
- ・子どもからの友人に関する相談
- ・子どもからの恋愛相談
- ・子どもからの性的違和感についての相談
- ・子どもからの進学相談
- ・関係者会議にて子どもの権利に関する助言
- ・関係機関の見解に齟齬が生じているケースの調整
- ・要支援家庭の児童の進学に関わる手続きの助言
- ・虐待のある家庭における親子間調整
- ・非行傾向のある子どもの18歳到達後のフォローアップ

【中高生センタージャンプへの訪問について】

豊島区の中学生や高校生等の実態を把握するとともに、現場で子どもたちの生の声に耳を傾け、子どもの権利擁護に寄与するため、毎月1回、各中高生センタージャンプを訪問し相談を受けている。あわせて子どもの権利擁護委員の普及・啓発を図っている。

豊島区児童相談所開設に向けた検討状況について

※記載内容はいずれも資料作成時点での予定

1. 施設概要及び開設時期

(1) 施設概要

- 児童相談所（一時保護所を併設）は、長崎健康相談所（母子保健施設）等との複合施設として整備
- 竣工時期は令和4年10月末

| | | |
|-------|---------------------------|------------------|
| 所在地 | 豊島区長崎三丁目6番24号（旧長崎健康相談所跡地） | |
| 建物用途 | 児童相談所 | 児童福祉施設等（児童相談所） |
| | 一時保護所（併設） | |
| | 長崎健康相談所 | 保健所等その他これらに類するもの |
| | 消防団施設 | |
| 敷地面積 | 1,500.79㎡ | |
| 建築面積 | 898.71㎡ | |
| 延床面積 | 3,198.22㎡ | |
| 構造・階数 | 鉄筋コンクリート造/地下1階、地上3階 | |

| フロア | 用途 | 延床面積 |
|------|------------------------|---------|
| 最上階 | 屋上緑化、塔屋 等 | 12.05㎡ |
| 3階 | 児童相談所 | 685.20㎡ |
| 2階 | 一時保護所 | 845.49㎡ |
| 1階 | 長崎健康相談所、消防団施設、共用スペース 等 | 864.92㎡ |
| 地下1階 | 長崎健康相談所、倉庫、共用スペース 等 | 790.56㎡ |

(2) 開設時期

令和5年2月1日（水）

2. 組織体制及び職員体制

(1) 組織体制

| | | |
|-----------|---------------------------|----------------------------|
| 所長（部長級） | | |
| 副所長（課長級） | | |
| 管理グループ | 庶務担当 | 庶務事務、施設維持管理、児童相談所の運営管理 等 |
| | 措置費担当 | 措置費、一時保護委託費、費用徴収・負担金・補助金 等 |
| 相談・調整グループ | 調整担当 | 相談・調整Gと児童福祉Gの全体統括及び調整 等 |
| | 虐待対応担当 | 相談・通告の受付、初動対応、ケース振り分け 等 |
| 児童福祉グループ | 地域担当 | ケースワーク |
| | 家庭養護担当 | 里親制度の普及啓発、フォスタリング機関との協働 等 |
| 心理支援グループ | 心理診断、判定（愛の手帳・特別児童扶養手当） 等 | |
| 一時保護グループ | 保護児童の生活指導・健康管理、一時保護所の運営 等 | |

(2) 開設時の職員体制【総数102名】

①組織別

| 組織名称 | 常勤 | 非常勤 |
|-----------|----|-----|
| 所長 | 1 | — |
| 副所長 | 1 | — |
| 管理グループ | 8 | 2 |
| 相談・調整グループ | 6 | 10 |
| 児童福祉グループ | 11 | 4 |
| 心理支援グループ | 8 | — |
| 一時保護グループ | 21 | 30 |
| 合計 | 56 | 46 |

②主な職の職員数

| 職名 | 職員数 | 備考 |
|-----------|-----|---------|
| 児童福祉司 | 16 | うちSVが3名 |
| 児童心理司 | 9 | うちSVが1名 |
| 児童指導員・保育士 | 18 | |
| 事務 | 8 | |

【補足】

所長、児童心理司SV、一時保護所係長（総括担当）は、一般任期付職員（各1名）

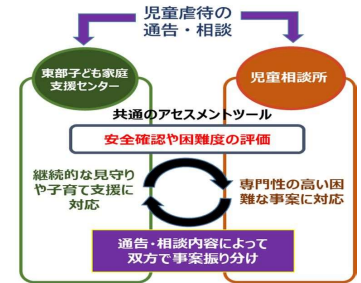
3. 開設後の児童相談体制

(1) 子ども家庭支援センターとの連携

児童相談所設置後も児童相談所と子ども家庭支援センターを児童相談行政の両輪とし、虐待の早期発見と適切な在宅支援による予防に努めます。

虐待通告・相談窓口は、児童相談所と東部子ども家庭支援センター（子どもの権利担当）の双方が担い、受付機関での初期調査を基に、共通アセスメントツールを用いた緊急受理会議を通して、適する機関に振り分けます。

また、原則月1回実施する進行管理を利用し、情報共有・連携しながら切れ目のない相談援助活動を実施します。



(2) 夜間休日体制

閉庁時の児相直通ダイヤル、虐待対応ダイヤル（189）への虐待通告等の対応

- 平日は午後5時から翌日午前9時まで、休日は24時間委託業者が受け

虐待通告に係る48時間以内の安全確認

- 毎週日曜日、大型連休、年末年始については、1日おきに職員2名が日勤時間帯に出勤

児童の身柄付き通告

- 専用回線（携帯電話）を用意して緊急時の連絡先を区内警察署と共有
- 当番係長が受電・受付を行い、児童相談所長の判断に基づき一時保護

4. 一時保護所の概要

(1) 定員：12名

（内訳）幼 児 4名
 学齢男児 4名 個室 4室（一部、相部屋に変更可能）
 学齢女児 4名 個室 4室（一部、相部屋に変更可能）

(2) 各ユニットの職員体制

| | 常勤 | 非常勤 |
|------|------------|-----|
| 総括 | 係長1 | — |
| 幼児 | 係長1、保育士4 | 3 |
| 学齢男児 | 係長1、児童指導員5 | — |
| 学齢女児 | 児童指導員6 | 2 |
| 計 | 18 | 5 |

※左記の他、以下の職員を配置予定
 常 勤：看護師、栄養士、心理療法師
 非常勤：看護師、事務補助、学習指導員
 心理療法師、用務員、夜間支援員

5. スケジュール

◆東京都との確認協議【済】

第1回：5月28日、第2回：8月25日、第3回：11月29日

◆政令指定要請

- ・東京都への副申依頼：12月27日【済】
- ・厚生労働省への政令指定要請：令和4年1月下旬～2月上旬

◆東京都への引継ぎ派遣

- ・令和4年2月1日より、3名（児童福祉司2名、児童心理司1名）を先行派遣
- ・令和4年4月1日以降、順次派遣開始（15名程度）



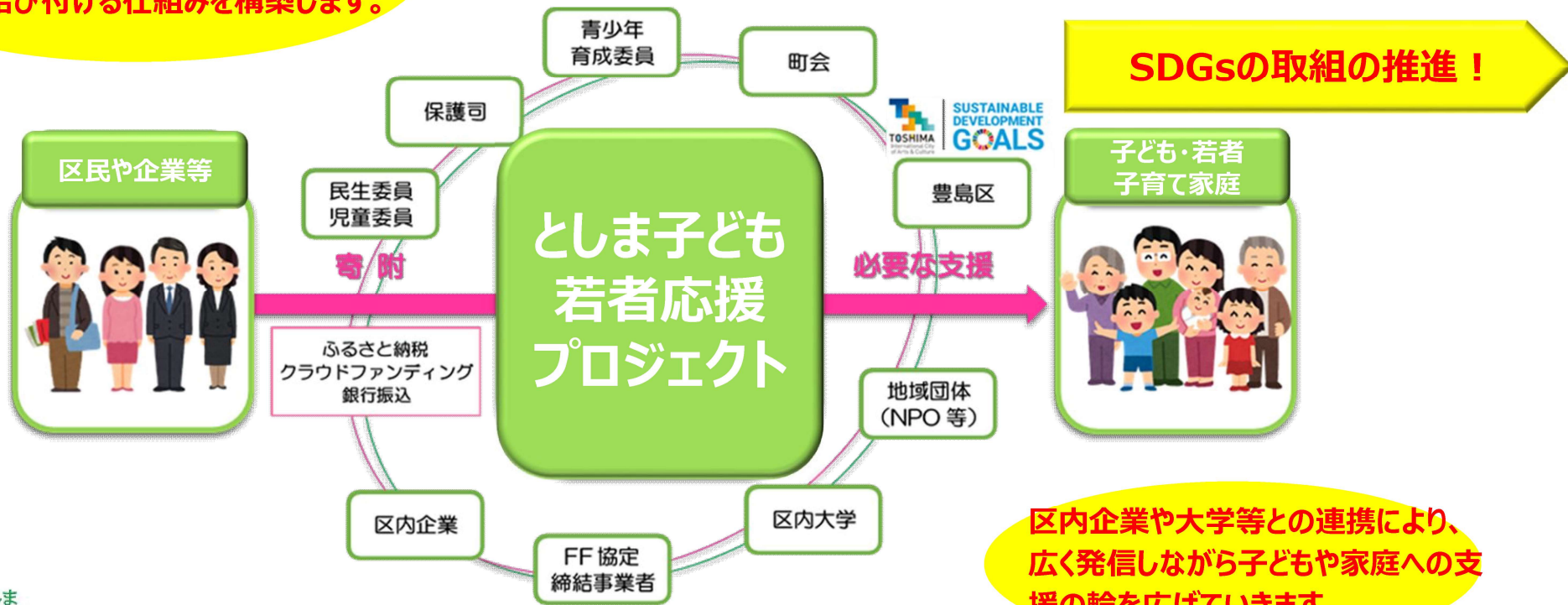
「としま子ども若者応援プロジェクト」 実施状況



豊島区 子ども家庭部 子ども若者課

✳️「としま子ども若者応援プロジェクト」の目指すべき姿✳️

困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭等「支援が必要な人」と「支援を行いたい人」を結び付ける仕組みを構築します。



区内企業や大学等との連携により、広く発信しながら子どもや家庭への支援の輪を広げていきます。



✳️「としま子ども若者応援プロジェクト」について✳️



2020年7月、豊島区は内閣府から「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、誰一人取り残さないまちづくりに取り組んでいます。

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様など「オールとしま」によるSDGsの推進として、「支援をしたい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。



✿PRロゴについて✿



【ロゴイメージ】

豊島区の子どもや若者たちを若い芽で表現・イメージ。その可能性に満ち溢れた「芽」をみんなの手で支えて包み込み、育てながら「誰一人取り残さない」という想いを込め作成しました。

※ロゴの原作デザインは区職員が作成。



ロゴ名：わかばちゃん

✳️「としま子ども若者応援基金」について✳️



● 寄附実績 (令和4年1月5日現在)

寄附件数：46件

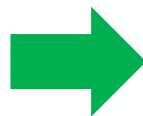
寄付総額：19,727,978円

ひとり親等への食糧支援、児童相談所開設後の一時保護所入所児童への支援等に活用等、NPO団体や青少年の知見を有する方々のご意見をいただきながら、具体的な支援事業を決定します。

● 支援事業決定のプロセス

① 支援事業の検討

子どもたちのための支援事業を、子ども家庭部内PTで検討



② 支援事業の決定

副区長を委員長とし、地域の代表者で構成された事業選定委員会の意見を聞いた上で、支援事業を決定



③ 支援事業の実施

事業実施担当課と調整し、予算計上のうえ、事業実施

✳️ 寄附金を活用した支援事業について ✳️



● ライス！ナイス！プロジェクトの実施（寄附金で購入したお米をひとり親家庭へ配付）

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、ひとり親家庭の経済的・精神的負担が大きくなっています。このようなひとり親家庭の負担を軽減すべく、精米 5 kg を配付する「ライス！ナイス！プロジェクト」を皆様からいただいた寄附金を活用し実施しました。（区内の企業や団体からの寄附も活用。）

【実施時期】

第1弾：令和3年12月12日(日)・18日(土)・19日(日)

第2弾：令和4年2月19日(土)・20日(日)・27日(日) ※予定

【支援を受けた方の声】

- ・1人しんどい時も1人じゃないって思えて頑張れます！
- ・息子と2人絶対に前向きに生きていきます。皆様に恩返しできるよう頑張ります。
- ・子どもの成長を一緒に見守っていただけているようで、とても心強いです。
- ・今月はお金に困っていて節約してました。そんな中とてもありがたく感動しました。
- ・片親だという世の中の目におびえて過ごす中で、人の温かさを感じ、幸せな気持ちです。
- ・子どもの嬉しそうな顔を見たとき、私はもっとこれから頑張っていこうと思いました！
- ・感謝してもきれないくらいで、文章や言葉やどう伝えていいかわからないほど感謝の気持ちでいっぱいです。本当に本当にありがとうございました。



寄附金で購入したお米

✳️コト支援✳️

●株式会社サンシャインシティ（サステナブルツアーの実施）

株式会社サンシャインシティから、区内子ども食堂や学習支援教室また「としま子ども会議」に参加している子ども達を対象に、サステナブルの視点から「廃棄物の循環」をテーマとしたサンシャインシティの取組や裏側を体験できる特別企画「サステナブルツアー」を実施いただきました。



【参加した子どもたちからの声】

- ・環境問題について、とても勉強になった。
- ・ツアーの中で廃棄物の循環に関するクイズもあって面白かった。
- ・SDGsのこともたくさん知ることができて、すごく楽しかった。
- ・今回のような企業の取組の裏側を見るのは良い機会で、すごく楽しかったので、もっとたくさんの方が参加できると良いと思った。

【参加者した保護者からの声】

- ・教科書や映像ではない、実際の現場を見学することででき、子どもも親も、とても勉強になった。
- ・今後の生活を考えるきっかけになり、参加して本当に良かった。
- ・子どもにリサイクルやゴミの分別大切さを身をもって体験できる機会は本当に貴重だと思う。クイズもあり、とてもわかりやすく楽しみながら学べた。

＊モノ支援①＊

●株式会社フォーシーズ（宅配ピザによる支援）

宅配ピザ事業「ピザーラ」を手掛ける、株式会社フォーシーズ様より区内の子ども食堂へ宅配ピザの支援をいただきました。



ピザを受け取った方からは「ピザはうちの子も大好きなので本当に嬉しいです。」とお声をいただき、子ども食堂の担当者からも「まさかピザの提供をいただけるとは思ってもみなかった。皆の喜ぶ顔を見ることができ本当に感謝しています。」とのコメントをいただきました。

●株式会社ベジリンク（オーガニックベビーフードの支援）

ひとり親家庭や養育に困難を抱える家庭等へ、オーガニックベビーフードの支援をいただきました



株式会社ベジリンク様より「コロナ禍でより大変な状況となっている小さなお子さんをお持ちのママの負担を少しでも減らし、楽しく幸せに子育てをできるきっかけとして役立てていただきたい」との想いでご支援いただきました。



＊モノ支援②＊

●株式会社ロフト 池袋ロフト（生活雑貨等による支援）

池袋ロフトより、生活雑貨や文房具等1,174点の寄附をいただきました。いただいた生活雑貨等はひとり親家庭の生活支援に役立ててもらえるよう、12月に実施した「ライス！ナイス！プロジェクト」を通じて配付しました。



池袋ロフトからの生活雑貨等を受け取った方からは「生活が苦しいとき、支援してくださる人や企業さんたちがいると思うと嬉しいです。」や「生活に役立つものを支援いただき感謝しています。日常で消費する衛生用品、文具等ありがたく日々使用させていただきます。」といった感謝のお声をいただきました。

●全国照明器具共同組合（光るボールペンの寄附）

全国照明器具共同組合より、「光るボールペン」の寄附をいただきました。いただいた光るボールペンは区内の子ども食堂や学習支援施設にきている子どもたちに配付しました。



光るボールペンを受け取った施設の担当者からは「子どもたちは本当に大喜びでした。組合の方々本当にありがとうございました。」との感想いただきました。子どもたちもこのボールペンを手に日々の学習等に活用していきます！



✳️ご寄附等による連携✳️



●としま子ども若者応援プロジェクト募金箱の設置（株式会社サンシャインシティ）



【募金箱イメージ】



【「絵本の森」WSでの、募金箱設置の様子】

サンシャインシティが実施する「絵本の森」で開催する子ども向けワークショップの際に「としま子ども若者応援プロジェクト募金箱」を設置いただきました。ワークショップやサンシャインシティにご来館の方々いただいた方々からご寄附をいただきました。
(令和4年1月、2月、3月にも実施予定。)

●売上げの一部を寄附（東京ガス株式会社×株式会社ネットプライス）



東京ガスとネットプライスが共同で運営する社会貢献型ショッピングサイト「junijuni」での売上げの一部を「としま子ども若者応援基金」に寄附指定できる取組をスタート。

✿ 広報協力（区内企業） ✿



FF企業をはじめ区内の企業等が施設内に有するポスターボードやサイネージ等に掲載いただくことで、広報活動へのご協力をいただきました。



西武池袋本店



ルミネ池袋



サンシャインシティ



イクバス



池袋ショッピングパーク



東武百貨店池袋本店



ファミリーマート
としまエコムーゼタウン店



東京第一友の会

✿ 広報協力（区内7大学） ✿



区内大学のキャンパス内に有するポスターボードやサイネージ等に掲載いただくことで、広報活動へのご協力をいただきました。



学習院大学



立教大学



女子栄養大学



東京音楽大学



大正大学



帝京平成大学



川村学園女子大学

令和3年度「としま子ども会議」の実施について

1. 目的

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもが区政などについて話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映することを目的とする。また、「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの意見表明権の確保を図る。

2. 対象者及び参加者

区内に在住または在学の概ね10歳～18歳の子ども若者
令和3年度参加者16名（応募多数のため抽選を実施）

内訳：小学生7名、中学生7名、高校生1名、大学生1名

3. 実施期間 令和3年6月20日～令和3年12月12日

4. 実施内容

令和3年度「としま子ども会議」は、6月から11月にかけて新型コロナ感染対策を講じながら、対面形式で意見交換を行った。第1回には、政策経営部企画課の職員より「区の取組」についての講演会を実施。その内容を踏まえ、豊島区が「こんなふうになってほしい」「こういうことをしてみたい」を考え、テーマの分野が近い子どもたちで4チームを構成。各チームにはテーマに関係する主管課の区職員を「職員ファシリテーター」として配置し、発表用資料作成等のサポートをしながら進めた。

最後のまとめとして、12月12日（日）に区議会議場で区長などに自分たちの意見を発表した。

<各回の内容>

- ・第1回：子どもたちへの趣旨説明、「区の取組」についての講演会
- ・第2回：テーマについて検討、チーム分け
※8月中旬～下旬 チームごとに区職員への訪問聞き取り調査を実施
- ・第3回～5回：意見交換、発表用資料の作成
- ・第6回：最終調整、本番に向けてリハーサル
- ・第7回：意見発表会 区議会議場で区長などに自分たちの意見を発表

5. 各チームの発表テーマ

生涯学習チーム

様々な分野の学習や体験、交流を通じて、豊かな暮らしを実現する。

多文化共生チーム

日本人と外国人がお互いの文化・習慣に対する理解を深め、共に暮らそう。

SDGs チーム

SDGs で誰一人取り残さないまち、誰もが主役になれるまちを目指せる取り組みを考える。

バリアフリーチーム

困っている人や社会に参加したいと思っている人の、心と身体のバリアをなくす。

《開催の様子》



「区の取組」についての講演会



チームごとの意見交換の様子



発表用資料作成の様子



意見発表会

会 議 録 (案)

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

| | | |
|------------------|-------|---|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 第 31 期青少年問題協議会 第 2 回定例協議会 |
| 事務局（担当課） | | 子ども家庭部子ども若者課 |
| 開 催 日 時 | | 令和 3 年 3 月 30 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分 |
| 開 催 場 所 | | 区役所本庁舎 5 階 507～510 会議室 |
| 議 題 | | <p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）「豊島区子ども・若者総合計画」及び施策の検証について</p> <p>（2）子ども若者総合相談事業について</p> <p>（3）コロナ禍における子ども家庭支援の取組について</p> <p>（4）（仮称）子ども・若者支援基金について</p> <p>3 閉会</p> |
| 公開の 可否 | 会 議 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 名 |
| | 会 議 録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| 出席者 | 委 員 | 野村武司、林大介、福田房子、目黒和子、根岸幸子、岡将太、御代恒、松田文子、西村浩、五十井八恵子、栗林知絵子、佐野佐知子、石橋正史、根岸光洋、河原弘明、清水みちこ、薬師寺克範、高際みゆき、金子智雄 |
| | 関係理事者 | 保健福祉部長、子ども家庭部長、教育部長、治安対策担当課長、生活産業課長、学習・スポーツ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、生活福祉課長、健康推進課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、保育課長、保育政策担当課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長、指導課長、巣鴨警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、目白警察署生活安全課長（代理） |
| | 事 務 局 | 子ども若者課長、子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員 |

審 議 経 過

【開 会】

- ・事務局より資料確認

【協議事項】

事務局 資料1 説明

野村会長 ありがとうございます。区市町村がやっている事業というのは、本当はこういった計画に基づいて条例を準備できれば一番いいのですけど、そんな話にはなっていないで、その9割方が法律で定められています。法律にはそれぞれの目的があって、かつそれぞれ様々な官庁が所管しているものがあるということで基本的には縦割りで、それは国としてみれば法律を作ったのだからちゃんと所管する官庁ができてそれをちゃんとコントロールしていこうという、そういう意味では縦割りも悪くはないんですけども、ところが自治体にやってくると、例えば子どもの目線から見たときに縦割りでバラバラなものというのは非常にちぐはぐな感じがする。つまり法律では法曹倫理というものがあるけど自治体では子どもの視点であるとか、あるいは様々な視点で総合的にこれをやらなくてはいけないといった時に、法律をそのまま施行したのでは縦割りのままなので、こういう計画を作ってひとつの体系に位置づけて市民目線あるいは子どもの観点から総合的に実施していこうという工夫が、この自治体を作る計画の中にあると理解していただいていいように思います。

そうするとこの計画の中に位置づいてくる事業というのは、同じ事業でも計画のこっちにも位置づくし、こっちにも位置づくという事業が多々ある。計画を検証するときには再掲といって前に掲載したものがこっちにも打ってますというふうになってますけど、計画の位置づけが違えば必ずと事業の性質も違ってくるんだということはずいぶん理解して欲しいということを実は第1回目の定例会の時に申し上げたつもりです。その意味では再掲事業であったとしても位置づけが違えば当然その事業の性格も変わってくるので、そういう観点で見たいという話をさせていただいたところです。今回一年たってこれを検証するにあたって、専門部会でいろいろ検討させていただきました。非常に失礼ながら、これまでの青少年問題協議会における計画の検証というのは、あまり十分なものとはいえません。つまり、出てきたものをそれぞれ関心をお持ちのところをそれぞれ指摘をしてそれを参考にするに留まっていて、それはそれでいろいろなお意見があって良いですけども、でも計画の検証という観点からは決して十分なものではなからうということが議論にあがってきたわけです。そこで専門部会を常時立ち上げることも念頭に、これを少し前に進めて、計画を実現すべく計画に従った検証をする仕組みを考えていこうというふうに専門部会の中では議論をしたということになります。そうなる検証にあたって何が必要なのかということですけども、小学校の計画を引き合いに出すまでもなく、計画がちゃんと実現できたかできな

かったのかということは計画の目標、その事業の目標がきちんと定まっていればじめてどこまでできたのかどこが至らなかったのかということがわかるということになります。計画を策定するときに重点事業についてはそういう目標値を定めていただいたところですが、重点目標以外の計画事業についても実は検証しようとしたときにその目標値が定まっていなければ検証ができないということが専門部会の中での議論になったところです。そこで、この計画の第1回目の検証ということになりますので、どこまでうまくできるかはやってみなければわからないところもありますけれども、まずは大変ご苦労を掛けることになるのですが、この計画事業、重点事業にとどまらず計画事業すべてにわたってまず目標値を定めてもらうことをお願いするところから始めようということになった次第です。専門部会でこれを提案したときに、事務局の人は天を仰ぎました。

そもそも計画を作る際に重点事業における目標値を定めるということ自体もなかなか大変であってご苦労をおかけしたことはよく理解していましたが、加えて計画事業すべてにわたって目標値を定めるということについてそれをお願いをするということ自体が非常に心苦しい、或いはつらい、本当にできるか取りまとめができるかといった様々なことから天を仰いだのだと思いますけれども、しかし、計画を本当の意味で子どものために実現できているかどうかということを知るためには、この目標値をきちんと定めるというところから始めないと計画の検証ができないということはある意味非常にわかりやすい当然のことですので、そこから始めてみたいと思っています。その意味では事務局が天を仰いだ背景には、たぶん現課のそれぞれの所管の部署の責任の方々のお怒りもたぶん背景にあるのではないかと推測されますけれども、計画というものはこのように検証してPDCAサイクルに乗せて初めて意味があるということを考えると、ぜひその趣旨を汲んでいただいて、煩わしい作業かもしれませんが、前向きにこの目標値を定めるというところからぜひ始めていただければと思う次第です。ただし目標値といっても、必ず数値目標が上がるものばかりではないと思っています。その意味では数値目標が上がらないものについては仕方がないと思っていますけれども、ただ、説明可能な定性的な目標値については、あらゆる事業について記述することが可能だと思われるので、できる限りその目標を検証に役立つように定めていただければと思います。計画を策定するときに重点事業にしか目標を定めなかったのに、なぜいまさら計画事業にまで目標値を求めるのかという感想もあるかもしれませんが、これは計画の検証ということについては計画を作成したのちに検討するというようにしていますので、検証の観点から必要な作業ということになりますのでぜひこの点をご理解いただければと思います。というのが専門部会からの補足です。なにかご質問ないしご意見はございますでしょうか

林委員

調査票の中で主管課が評価するところがありますけれども、A B C Dの4段階に分かれていて、Aが「目標に大きく資する取り組みができた」、Bが「目標に資する取り組みができた」、Cが「目標に対する取り組みが不十分であった」、というふうになっていますけれども、どこまでいったら「大きく資する」なのか、そこは評価者によってばら

つきが出ちゃう気がするんですけど、具体的な数値を入れるとかあるいは評価基準みたいなものがあつたほうがいいのかと思います、そこについてのお考えを教えてください。

野村会長

ありがとうございます。まず、このA B C Dの記述型評価基準ということなんですけれども、確かにご指摘のようにこの程度だと主観でできたかできなかったかということが言えるんじゃないかと思いますが、ひとつ言えることは、今までは実は目標値がなくこのA B C Dだけだった。目標値が定められることによって、目標値との関係でこのA B C Dを定めてください、評価してください、ということになりますので、その意味では一歩進んだという意味があります。ただ、これをどこで取り組みができたのかできなかったのか不十分であったのかとすることについては、目標値についてはまだきちんと定めていませんけれども、少なくともその評価したことについての説明をいただくということがとても重要であるように思います。専門部会でどれだけこのたくさんある事業を正面から取り上げられるかどうかはやってみなければわからないと思いますけれども、少なくとも目標値に対して評価がちぐはぐだというような場合については、その説明をあらためて求めることなどを通じてその内容を明らかにしていきたいと考えています。先程申し上げた通り、数値目標ができればいいのですけれども数値目標ができないものもたくさんあるし、ものによっては5年計画の中で1年目はここからここまでいけばいい、2年目はここからここまでいけばいい、というのあれば、計画によってはとにかくここまでやってそれをずっと維持すればいいというものもあるので、そこのところを一概に定めることは難しかったので、これは従来の目標値を踏襲して少なくとも評価基準を踏襲して目標値との関係でこれを測ってみてくださいということをお願ひしたというところなんです。そのようにご指摘のように不十分などころがあることは重々承知しておりますけれども、検証の中で色々と検証できればというように考えています。他にいかがでしょうか。

清水委員

会長のお話と重複するところがあるかもしれませんが、私もすべての事業に目標値・目標があるということがいいことだと思っておりますが、本当に大変な作業だと思います。目標値を定めるにあたって、それがもし数字だとすればそれは妥当であるかどうかというのは本当に難しいところだと思います。今までA B C Dの評価だけ見ていただいて、それに対する分析とか振り返りが必要だと思っていて、今の調査票の見本であれば方向性とか見直した理由の欄ができているのでそういったところでカバーされていくのかなと思うんですけど、「Aだからもうこれはこれでいいよね。」ということではなくて、またその計画の年度内の中でもコロナではないですけどもいろいろな情勢によって目標値が変わることもありますし、見直しは常時していくということで、Aであればその分析とともによりよいものにしていくといった目線も必要かなと感じています。大変難しい作業かと思っておりますけれども今後そういったところをどのように具体化されていくのか興味深いなと思っております。

野村会長 ありがとうございます。このように行政のほうにご負担をおかけするという事は逆にこの青少年問題協議会の特に専門部会でそのぶん負担を負って評価をしていくということになりますので、今のご指摘も踏まえて心してやっていけるかと考えております。他にいかがでしょうか。それではこのかたちでやらせていただいて、今日の資料1-1の2ページ目にスケジュールが出ていますけれども、このようなスケジュールで進めていければと思います。やりながら修正をしていったり、やりながら課題が見つかっていくということもあろうかと思っておりますので、定例協議会に都度ご報告をしながらご意見を賜り、できる限りいいものにしていければと思います。どうもありがとうございました。

子ども若者課長 資料2の説明

野村会長 ありがとうございました。この点について何かご質問はありますでしょうか。この間、いわゆるコロナ禍といわれる中で子どもたちの状況がずいぶん変化していったと思われましても、そういう状況に特徴的な、時としてこういうことが身の回りであったということなどもご紹介いただければいいかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

栗林委員 このコロナの間、私たちは地域で無料学習支援とか、子ども食堂とか、プレーパークもそうですけれども、主に小学生ぐらいの子たちとの地域の関係づくりをしているんですけれども、小学校のときに無料学習支援に来ていた子が、高校になって家出をして、親御さんのほうから私たちのほうに、連絡がないか、来てないかというような問い合わせがあったんですけれども、結局行くところがなく 無料学習支援のほうに来て、そこから話を聞いてみると、本来、中学校を卒業したらフィリピンに帰る予定だったけれどもコロナで帰れなくなり、ずっと日本でアルバイトをしながら親子関係がギクシャクして家出をしたけれども、結果、いろんな大人にいろんな話を聞いて、実際に今年高校受験をする子ども達と関わる中で「私も高校に行きたい」と言い出したけれども、すでに一次試験が終わっていたんですが、いろんな学習支援のボランティアさんの協力で、二次で都立高校に合格したというお子さんもいました。あと、大学生で、親御さんには無料学習支援のボランティアに行っていると言っていたらしいんです。それがきっかけで私たちのところに電話があって、親御さんのほうから、家出をして娘と連絡が取れずにもう一週間経ってしまったという連絡が入ったり、やはり小さいうちに関係を作っていくことで、私たち何もできないですけれども、行き詰まったときにいろんな話を聞いたり協力したりできるので、コロナとかそれだけじゃなく多くの大きい子たちは、やっぱり女の子が多いのですけれども、家出をしたいという話や家で一緒にいたくないという。あと、男の子ですけれども、お母さんがもう出てけど、戻ってくるなど、土下座をして帰ってこないで欲しいと言われて困って、その子は子どもの権利グループと一緒に行ったんですけれども、本当は、アシスとしまがあるからそこに行きなと言っても、なかなか子どもだけでは行かないと思っておりますので、そう

いうところの繋ぎを地域でできたらいいなと思っています。もちろん計画の中で行政の計画ってすごく大切で、そこにいかに市民が繋げるかということも成果に繋がってくると思うので、やはり市民と、行政が立てた目標をしっかりと共有するというのも、市民としてこういう居場所があるんだってわかれば、そこに繋ぐことができるので、やっぱり連携というものが大切なのかなと思いました。

野村会長 ありがとうございます。学校はいかがでしょうか。

西村委員 この一年を振り返りまして、やはりコロナ禍ということで、特に子ども達の心のケアは豊島区教育委員会と連携をしながらこの一年間やってきました。やはり出席状況等を見ると、昨年度に比べるとどうしてもコロナ禍が不安でということで学校を休むという児童もこの一年間で増えたことは確かです。ただ、そういったお子さんには学校からしっかりと連絡を取ったりとかケアをしておりますけれども、ただ先程言われましたように心にストレスを与えた一年であるということで、おそらく来年度も続くのかなとは思いますが、やはりすぐに好転するわけではないんだけど、しっかりと学校のほうでは保護者と連携をはかって対応していく必要があるのかな、それがまたこういった若者のほうにも繋がってるのかなということで、感想ですけれどもそんなことを思いました。以上です。

野村会長 先程手が挙がったのは教育委員会でしょうか、情報があればお話しいただければと思います。

指導課長 今の西村校長先生のほうから話があったところが、具体的な例になりますけれども、委員長からもあったように、やはりこの一年であったことが、学校が始まったからといって簡単に解決することではないと教育委員会は捉えまして、長期的な子どもの心のケアの体制ということで、校内のケアの委員会は継続的に来年度も続けて参るということ、それから、積極的に子どもとの会話とか対話という意味で、心のケアのアンケートを継続的に取り続ける中で、子どもの困りごとを小さなことからキャッチするという視点を来年度も続けて参りたいと考えております。

野村会長 ありがとうございました。PTAの観点からも少しお話をお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

御代委員 中学校のPTAですけれども、うちの学校なんですけども、1人コロナの関係かわからないんですけどもちょっとバランスが崩れちゃって来れない子が今いらっしゃるようになって、その子のお母さんがPTA役員をやっているのではお母さんが毎日のように学校に来られて先生とやりとりしております。その他はそういう情報は入ってきてないんですけども、これからはあるのかなと思っています。以上です。

野村会長 ありがとうございます。岡委員いかがでしょうか。

岡委員 小学校では特に気になる点といえば、コロナが発生した学校が出ていると思うんですけど、表現は良くないんですが犯人探しというか、まずは保護者がどの児童だとか、自分の児童が接触している可能性があるということで不安がるというのは正直わからないわけではないですけれども、それを子どもが見て子どもがまたその犯人を探す。で、特定できることはまずないんですけれども、ただ特定する段階でたまたま欠席している子がいじめられる対象になる、もしくはそもそもいじめられている子がますますいじめられるという懸念があるということで、学校側の校長先生のほうもそれは良くないということで伝えていただいているんですけども、これから先もまた児童がそういう接触をして学校で感染と発表されたことによっていじめに繋がるんじゃないかということを引き続き懸念をしております。以上です。

野村会長 ありがとうございます。地域のほうでは？

根岸（幸）委員 地域のほうは全く活動ができませんので、なかなか学校内のこととか小中との絡みがなくて、あまり大きな情報は入ってこないんですけれども、その点今度は保護者のほうと地域の中で話をする機会もありまして、やはり子どもたちの環境の中では、コロナで一番影響を受けているのは、学校がないというのもそうなんですけど、実は家庭の中でお父さんお母さんが今までいなかった人たちが、一緒に生活をするうえに自分の居場所がなくなってしまって、どうも共存している割には子どもが一番弱者になってしまって、それでなかなかうまく学校に行っても自分を出せない、その中でもっとひどくなりますとやっぱり虐待も発生して参りまして、実はいま一番多いのは普段の生活よりもコロナになってからのほうが虐待も増えましたし、登校拒否といっても実はそれは子ども自身が行きたくないのではなくて、親が学校でコロナにかかったらどうするかということで、その中にはおじいちゃんおばあちゃんの考えもあるみたいなんですけれども、そうやって子どもの行動が家庭の中の家族でいろいろと止められるというようなことがあるようです。育成委員会は、とくに手を差し伸べて何か手助けをすることはできませんけれども、やはりいろんなことを地域の中で見て、歩いている、買い物をする時とかそういった時しかありませんけれども、子どもの様子を見ながら声をかけたり、それからお母さんに声をかけたり、そんなことをしながら今のコロナ禍の中で対応している、人間対応みたいなのところがございますので、本当はきつともっとひどい状況じゃないかなと私は懸念しております。以上です。

野村会長 ありがとうございます。民生児童委員はいかがでしょう。

福田委員 やはりコロナ禍ということで民生委員の活動も大変に自粛ということですので中止中止です。民生委員は小さなお子さんたち、乳児とかのところに対応する子育て支援でもっていろんな子ども関係の用事をするんですけれども、なかなかそれが今年度

はできなくて、確たる情報も得られないで心配しているということはありますけれども、来年度も順調な活動ができるかどうか大変心配しているところでございます。以上です。

野村会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。区議、委員の方など。

河原委員

コロナの関係で学校が休みになるというときがありました。数か月の間に子どもたちが、学校に行かなくても何とかなっているんじゃないか、そんな声がチラッと私の地域では聞こえてきたんです。学校が再開された後も、やはり学校は行かなくてもいいというような雰囲気の中で、登校拒否とってはあれですけど、行かない子どもたちが何名も出てきていたということがありました。親御さんにしても、自分がまだリモートなので家で仕事をしていますので、そんな中で子どももじゃあ行かせなくていいやということで、なんとなく子どもの出席がすごく抑えられてしまったということも聞いたことがございます。学校は何しに行くのかということも含めて先生方も大変苦勞されたのではないかなと思っているんですけども、しっかりとやはり子どもたちの環境整備をしてコロナも怖がるよりも正確な情報を子どもに与えることによって安心感を持たせて登校してもらうことが大切なんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりも、教育委員会、先生方も含めてご対応のほうお願いしたいと思います。

野村会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。大学ももっぱら昨年のはオンライン授業で、9月から少し明けましたけれども、やっぱりオンラインで会って話をすればそれで済むと思っている節が大学の教員にもあったりするんですけど、とくに初めて入学した1年生などはオンラインの授業しかなくて、大学に入学したはいいけど大学にほとんど来たことがないという学生がけっこういて、オンラインでいきなりZOOMなどを使ってやると小グループで議論をさせることもできるんですけども、それ自体がすごくストレスだと後から聞かされて、途中来なくなっちゃった学生とかもいたりして、なかなか難しい状況だなと思いました。となく、若者が感染源みたいと言われるところもあるけれども、若者の中にもものすごく慎重な若者もたくさんいて、とにかく外に出られないといった学生もけっこういたように思います。そういう学生であればあるほど、ひとりで考えて考え込んでしまうところがあって、なかばステイホームと引きこもりが非常に重なり合っている状況も少なからず見えたところなんです。子ども若者総合相談ということで少し年齢が高い子どもあるいはそれ以上の子どもから出た大人も含めて相談事業にあたられているということですけども、いろいろご苦勞があったんじゃないかなと思います。この相談受付の実績報告を拝見すると、家族とか友人とか関係機関からは数としては減っているんですけども、本人からの相談、アシスとしまに繋がれた数が増えているというのがなかなか興味深いところなんですけれどもこの辺の事情を少しお聞かせいただければということと、そういう状況であれば、電話であるとかメールであるとかという相談があってもいいだろうと思うのだけれども、電話相談は若干増えてはいるけれども必ずしもメー

ル相談が増えているわけではない。一方で私は西東京市で子どもの権利擁護委員とい
っていわゆるオンブズマンをやっておりますけれど、やっぱり電話とかメール相談が
増えて、しかもコロナ以前はわりと関係する大人や親が多かったんですけど、この間、
子ども自身からの相談がものすごく増えている状況もみられたりします。そういう変
化も気になったりするところなんですけれど、この受付件数で本人からの相談が増え
ている、電話メール相談が必ずしも増えてはいない、この辺はどういうふうに分
析されているのか、お聞かせていただければと思います。

子ども若者課長 本人からの相談が増えているということにつきましては18歳以上からの相談が増
えているんですけれども、件数としては変わっていないところなんですけれども、今
まで友達とか関係機関の方がメールとか電話で連絡してきた部分が、ここが本人に
すり替わってきたというところで件数としては変わっていないんです。なぜ本人
から増えてきたというところなんですけれども、やはりアシスとしまが設置されて
3年経ったというところで、子ども、とくに若者世代に周知をされてきたのかな
と思っております。またコロナ禍でインターネット等を使うことも多かったと思
いますので、その中で検索をされて、アシスとしまがあるということを知って
もらったのかなと思っております。以上です。

野村会長 ありがとうございます。この子ども若者総合相談は、子ども・若者
育成支援推進法に基づく相談の仕組みということだろうと思っておりますけれど
も、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会の仕組みをそのまま横滑りしたよ
うなかたちで、年齢層が若干異なるということからずいぶん運営にも苦勞さ
れているんじゃないかなと想像しているところではあります。青少年問題協
議会では、このアシスとしまについていろいろお話を聞きつつより良い方
向へと意見交換ができればとも思っているところではありますけれども、計
画の中でも検証、評価を多分されていると思うので、そういう観点からも
少し事業を見直しておいていただけるとありがたいかなと思います。他に
いかがでしょうか。

福田委員 さきほどお話一つ忘れたんですけれども、大学生の新入学生で、
入学してオンラインになってなかなか苦勞しているというお話だったんです
が、私のところの事例で、生活保護家庭のお子さんで教育資金をお借りし
ながら受験をしたお子さんがいたんですが、お父さんがいなくて母子家
庭の中で頑張って大学に行きました。でも、オンラインが原因かどうかはわ
からないんですが途中で退学してしまって、何百万ものお金をお借りし
て大学に入ったんですけど、結局は途中退学になってしまったというお子
さんの事例をいま預かっているんですけども、その後の進路がどうなった
のかはよくわからないんですが、お借りした資金だけが残ってしまって、
そのうえで生活保護であるということで、大変ご苦勞したご家庭じゃな
いかなと思うので、行政のほうでもその辺のところの情報を得なが
ら何かの支援をしてあげていただけるといいかなという事例をいま抱
えております。ご報告です。

生活福祉課長　今の件は個別の事情なので思い出せないですけども、一般的に大学にお子さんが入った場合は、一時生活保護をそのお子さんは外れるんですけども、もし辞めてしまった場合は生活保護に戻ることもあるんです。どちらにしても保護者の方は生活保護が続いていると思いますので、その家庭の状況をみながら継続的な支援をしていくということを一般的にはやっているというところがございますので、そのケースに対してもそういうふうに行っているのかなとは思いますが。

野村会長　ありがとうございます。他に何かご感想ご意見、あるいは気が付かれたことでも構いませんが、ございますでしょうか。こういう相談機関があるということをご記憶に留めていただいて、随時積極的に思い出していただいて、いろんなお子さんに繋いでいただければと思う次第です。

栗林委員　さきほど、電話よりもSNSでの相談が増えたということで、中学校はいま、スマホは持って行くのは禁止ですか？禁止ですか。うちの子も小さいときにチャイルドラインのカード、困ったときにはここに相談してねというカードを学校でもらって帰ってきましたけれども、そういうアシスとしまのカードにQRコードを当てればそこから相談ができるのか、そういうのはすでにあるのでしょうか？簡単にスマホからアクセスできる方法をこちらのほうであの手この手を考えて、トイレの中に貼る、渡すとかすることもすごく大事なんじゃないかな、子どもたちなかなかどうやって相談したらいいかわからないので、そういう工夫をできればいいかなと思いました。以上です。

子ども若者課長　アシスとしまを紹介するカードについて、中学校3年生は卒業するときにカードを去年、おととしと配っております。今年も実施する予定です。小学校6年生についても今年から卒業時にお渡しするというので配布しました。そこにはQRコードを記載しております。また、子どもの権利を紹介するカードを年度が明けましたら各中学校、中学生全員に配る予定です。今度新たな取り組みなんですけれども、各小学校中学校でタブレットをいま持っています。そのタブレットから直接アシスとしまに相談を受けられる仕組みを来年度以降構築する予定になっておりますので、できるだけ早く開設できるように取り組んで参りたいと思っております。

野村会長　ありがとうございます。それはとても良い取り組みですよ。私に関わっている市区町村ではタブレットをそういうことに使えないだろうかという話をした時に、学校で配布しているタブレットは教育目的なのでそれは難しいと断られてしまったことがあるんです。もちろん制限をかけるということに重要な部分はあるんですけども、いろんな意味で子どもがいろんなところに繋がれるツールとして、いろいろなところに繋がれるという仕組みを作っていくということがとても重要なんだろうかと思っていましたけれども、いまお聞きしたら、そのタブレットの中にアシスとしまに繋がるというお話がありました。そういう観点でうまく、せっかく配布されたタブレットで

すので、教育目的だけでなく、いろいろな形で活用されればいいかなといま感想として思いました。

栗林委員

かなり前から子どもの権利条例のリーフレットを全校子どもたちは配られるんですけども、それでもアンケート調査で子どもの権利を知っていますかというところで保護者も子どももとても低いということは、紙を渡したただけだと、ちゃんと入ってないんですね。それをちゃんと先生が本来、一言説明してくれると子どもも理解するのかなと思いますけど、先生もお忙しいので、逆に、各地域に民生委員さんとか育成委員さんとか子どもに関わる方たちがいらっしゃいますので、そういう方たちでもいいので、学校で子どもたちに、困ったときにはここに連絡するんだよということを伝えるだけで、その効果はすごく出るのかなと思います。そういうちょっとした地域の声かけとか説明が結果的に目標の数値を達成に近づけるのかなと思います。以上です。

子ども若者課長 事務局から新しい事業について一つ紹介させていただきます。令和4年度ですが教育委員会さんにご協力いただきまして、小学校4年生から6年生まで使っていただけるようにということで学習用パンフレットを配布いたしまして、学校の学習の場で、何らかの先生の采配でけっこうですので使ってくださいと学習用パンフレットを作って、なるべく接する機会を保ってもらうようお願いをしております。また、さきほど栗林委員からもご紹介ありましたが、子ども若者課の職員が子どもの権利を紹介する出前講座を行っておりますので、もし委員の皆様が地域の地域で出前講座を開催していただける機会がありましたら、ぜひお声掛けをいただければと思います。以上です。

野村会長

ありがとうございます。いま教材の話がありましたが、私が西東京市で関わっているという話をしましたけれど、実は、子ども条例についての副読本を私のゼミの学生を使って作ったんです。それは教育委員会と一緒にやったかたちなのですが、副読本ができあがった段階で、副読本を作っただけでは授業になかなか使ってもええないので指導書を作りましょうとあって、それぞれの項目について、こういうふうにすれば授業ができるという授業案をこのたび作って、4月から副読本の指導書も作られるという形になりました。せっかくそこまで教材を作ったのだから、どのように活用するのか具体的な活用例がわかるようなものも作成していくと、より学校で使われるんじゃないかなと期待もしたりしております。

子ども若者課長 さきほど令和4年度からと申し上げましたが、令和3年度から使っていただくものです。今回確かに、活用例はできなかったんですけども、学校の先生方にはご負担かもしれないんですが、年度末にはどういうふうに使ったのか調査をさせていただきますというご提案をさせていただいておりますので、そちらにつきましてもまたご確認していただければと思います。

野村会長 ありがとうございます。

指導課長 全校で使うというのものなかなか先生方一斉にというのも難しいと思いますので、先進校として来年度と再来年度ですが、巣鴨小学校が地域教育に関する研究をしていただくことになっています。その中でリーフレットの活用法でありますとか、そもそも条例についてどういうものなのかということ子ども自身が理解し、また一方で、相談体制等について、子どもの周りにおける様々な人権に関わるような相談についても、学ぶ中で先進校にまず取り組んでいただき、それを全体に広げていくというかたちで、教育委員会来年度より取り組んでいく方向でございます。

野村会長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

岡委員 タブレットの件でひとつだけご相談があって、さきほど子どもの権利の問題で、正直言うと、小学校1・2・3年生に関して言えば、それを教えたからといって理解するのは難しいとされていて、学年に応じた教材、説明の仕方をしたほうがいいんじゃないかと僕は思っていて、6年生と中学生は理解しても、小学校1年生はそもそも権利はなんだという問題があると思うので、低学年や中学年用と分けたうえで、わかりやすくシンプルに、何が権利なのか、ちっちゃい子はそこらへんから始めたほうがいいんじゃないかなと思うんです。ただ、3年生から権利を教えるのでは少しでは遅いのかなという感覚を持っていて、できれば、タブレットを使って〇×ゲームでもいいんですけれども、ちょっと難しいかもしれないですけど、そういうことから徐々に徐々に始めたほうがいいのかと私は思っています。

野村会長 ありがとうございます。子どもの権利の啓発普及というところで少し気に留めていただければと思います。ありがとうございます。それでは次の議題にいきたいと思えます。

子ども若者課長 資料3説明

野村会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見ございますでしょうか。
こういう風にまとめていただいたのはとても重要かなと思います。ありがとうございました。こういう席であまり思いつきで言うのはなんなんですけど、これは計画との関係でいうと計画からはみ出るものがけっこうあるんだと思うんです。せっかくなので昨年度の計画の検証の中で、コロナ禍のこういう取り組みを少し取りまとめたかたちで何かあるといいかなと思ったりもしました。どこまでできなかったのかというよりはむしろ成果を上げた事業について紹介していただけるようなかたちで、宣伝というよりはなんなんですけど、できれば今後のこういう非日常なことが起こった時の参考にもなるような、少しそんなことを念頭においていただけると。けだし急に思いつきで言うのはと思いますが、そんな感想を持った次第です。非常に重要な観点かと思いまし

た。どうもありがとうございました。他にご質問はございますか？

栗林委員

行政とコロナ禍の支援ではないんですけども、以前から豊島区にある子ども食堂の方や無料学習支援を実施している方たちと、夏休み冬休み等の長期休みに、ひとり親家庭および困窮家庭の方に、食糧配布パントリーピックアップというのを開催していたんですけども、コロナで学校が休校になることをきっかけに、去年の3月から市民でこの活動を毎月一度開催してきましたが、その間にも、ここには挙がっておりませんが、豊島区子育て支援課さんがお米をコロナ緊急給付金で購入していただきまして、それをお届けしたり、先日は生理用ナプキンを3月のフードサポートの時に、約550世帯のひとり親家庭および困窮家庭の方に直接、職員の方が現場に出向いて手渡しをしていただきました。いただいた方からは、本当に助かるという声をたくさんいただいで、豊島区がこういうのをしてくれただけですか？って。中を開いたらそれ以外にも、防災のクラッカーと、お休みの時に食べれるような簡単なご飯が入っていたということで、私も直接中を見ていないんですけども、多くの方から本当に助かりますという声をいただいておりますので、お礼を言わせていただきます。他にも子ども若者課さんがセンタースクエアの下の区の車止めを毎回提供してくださったり、区民ひろば課さんが区民ひろばを提供してくださったり、子どもたちのために多くの各部署の方たちがご協力いただきまして本当にどうもありがとうございました。

野村会長

ありがとうございました。冒頭の検証の話にちょっと戻りますけど、検証するということは、何か問題や課題を見つけることもそうなんですけれども、栗林委員よりご指摘いただいたように、良いところだとか進んだところだとかもきちんと評価することもとても大事なので、そういう意味で進んだところ、良いところ、これもまた検証の中でぜひ挙げていただければと思います。それでは次の議題にいきたいと思います。

子ども若者課長 資料4説明

野村会長

ありがとうございました。この事業につきまして何かご質問、ご意見はございますでしょうか。さきほど言及した、原資があって基金にするというのではなく、これから原資を集めて募る、極めてチャレンジングで前向きな計画かと思います。実現するといろんなことができそうな、ぜひ頑張っていただければと思います。他にいかがでしょうか。これまでの議題の中で何かご指摘がありましたらそれでも結構です。今日はとくに計画の検証についてを主たる議題、それからコロナ禍の問題についていろいろ意見を交換させていただいた次第です。冒頭で言い忘れましたけれど、東京都でも先週26日の金曜日に、子ども基本条例というのが本会議で可決されて4月1日から施行されるようです。「都下の区市町村と連携のうえ」というような規定が入っているようですので、公益的自治体と基礎的自治体のそれぞれの役割を果たしながら、子どものために住みやすい良い区、東京都が出来あがっていけばいいなと思っている次第です。それではこれで議事を終えたいと思います。議事を事務局にお返しします。

子ども若者課長 事務連絡をさせていただきます。次回全体での定例協議会はこの来年度9月頃を予定しております。決定次第、お知らせいたします。また、専門委員の皆様におかれましては、7月から8月にかけて専門委員会を予定しておりますので、こちらも日程が決定次第お知らせいたします。また、本日の議事につきましてご意見のある方は、配布しておりますご意見シートにて4月9日までにメールまたはFAXで事務局までご意見をお送りいただければと思います。以上でございます。

野村会長 それでは以上をもちまして第2回青少年問題協議会定例協議会を終了したいと思います。ご苦労様でした。

第31期豊島区青少年問題協議会第3回定例会 意見票

本日の議事等について、ご意見がございましたら、**令和4年2月4日（金）**までに電子メール・FAX等で下記担当までご提出ください。

委員氏名 _____

ご意見等

※記入スペースが不足する場合は、任意の様式にてご提出ください。

豊島区 子ども家庭部 子ども若者課 担当：杉本・河野

FAX：03-3980-5042

E-mail：A0017309@city.toshima.lg.jp